

# 令和元年度 包括外部監査結果報告書

教育委員会及び青森公立大学の  
財務事務の執行について

令和2年3月  
青森市包括外部監査人  
公認会計士 鈴木 崇大

(本報告書における記載内容等の注意事項)

#### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

#### 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

#### 3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

・ 地方自治法	⇒	自治法
・ 地方自治法施行令	⇒	自治令

#### 4. 用語について

施設等の名称に付されている「青森」、「青森市」、「青森公立」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「青森市」をいう。

第一部 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由.....	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
6. 監査従事者の資格及び氏名.....	2
7. 利害関係.....	2
第二部 教育委員会の財務事務の執行について.....	3
第1章 教育委員会の概要.....	3
1. 教育委員会制度の概要.....	3
第2章 教育委員会の組織・事務・教育施策・決算.....	5
1. 教育委員会の構成員.....	5
2. 教育委員会事務局の組織機構.....	6
3. 市の教育施策.....	7
4. 教育委員会の決算状況.....	14
5. 市立学校の状況.....	15
第3章 教育委員会 監査対象の決定.....	18
1. 監査の対象とした教育委員会所管事業の決定.....	18
第4章 教育委員会監査における監査の視点.....	22
1. 監査の基本的な方針.....	22
2. 監査要点.....	22
3. 監査手続.....	23
第5章 教育委員会監査の指摘事項及び意見－総論－.....	25
1. 監査の指摘事項及び意見の総括.....	25
2. 監査の指摘事項及び意見の概要.....	26
第6章 教育委員会監査の指摘事項及び意見－各論－.....	36
1. 教育委員会事務局 学務課.....	36
No.1 特別支援教育支援員配置事業.....	39
No.2 新入学児童学用品支給事業.....	47
No.3 スクールバス運営事業(青森地区).....	51
No.4 児童生徒保健衛生管理事業①.....	55
No.5 学校医等嘱託事業.....	58
No.6 就学援助事業(単独).....	61
No.7 小中学校副読本支給事業.....	64

2. 教育委員会事務局 指導課 .....	67
No.8 教育研修センター運営管理事業 .....	70
No.9 外国青年(語学指導員)招致事業 .....	74
No.10 就学指導委員会事務 .....	78
3. 教育委員会事務局 浪岡教育事務所教育課.....	81
No.11 公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)、(生涯学習支援事業) 84	
4. 教育委員会事務局 学校給食課 .....	89
No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター) .....	91
No.13 給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター) .....	101
No.14 学校給食費事務(歳入).....	106
5. 教育委員会事務局 文化学習活動推進課 .....	113
No.15 生涯学習推進員設置事業 .....	116
No.16 青森市文化スポーツ振興公社助成事業(補助金)(文化事業).....	120
No.17 文化施設機能整備事業(文化学習活動推進課) .....	124
6. 教育委員会事務局 中央市民センター .....	126
No.18 市民センター管理運営事業(中央市民センター)他 .....	128
No.19 市民センター管理運営事業(地区市民センター)他 .....	141
7. 教育委員会事務局 文化財課.....	148
No.20 高屋敷館遺跡環境整備事業(補助) .....	150
No.21 浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業.....	154
No.22 文化財資料保管施設運営管理事務 .....	158
8. 教育委員会事務局 市民図書館 .....	161
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業 .....	163
9. 教育委員会事務局 総務課 .....	170
No.24 情報処理機器管理運営事業 .....	173
No.25 情報処理機器整備事業 .....	176
No.26 小学校維持管理事業、中学校維持管理事業.....	179
No.27 小柳小学校校舎等改築事業(補助・単独) .....	182
No.28 小学校施設解体事業(単独) .....	184
No.29 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務.....	192
No.29-1 浪岡南小学校 .....	194
No.29-2 三内小学校 .....	199
No.29-3 甲田中学校 .....	205
No.29-4 南中学校.....	212

第三部 青森公立大学の財務事務の執行について .....	218
第1章 青森公立大学の概要 .....	218
1. 青森公立大学の概要 .....	218
2. 公立大学法人青森公立大学の決算の状況 .....	223
第2章 青森公立大学監査における監査の視点 .....	226
1. 監査要点 .....	226
2. 監査手続 .....	226
第3章 青森公立大学監査の指摘事項及び意見－総論－ .....	228
1. 監査の指摘事項及び意見の総括 .....	228
2. 監査の指摘事項及び意見の概要 .....	229
第4章 青森公立大学監査の指摘事項及び意見－各論－ .....	233
No.1 図書管理事務 .....	233
No.2 固定資産・物品管理事務 .....	233
No.3 給与支給事務、人事労務管理事務 .....	236
No.4 支出にかかる事務 .....	237
No.5 収入にかかる事務 .....	238
No.6 寄附金受入にかかる事務 .....	239
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務 .....	241
No.8 情報管理にかかる事務 .....	243
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務 .....	245

# 第一部 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について

## 3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

近年、技術革新やグローバル化が著しく進行しており、一方で少子高齢化や人口減少社会に対する危機感は現実のものとして強まりつつある。このような変化の激しい現代社会をたくましく生きる人財育成を行うためには、これまで以上に、社会の変化に柔軟に対応する教育の推進が求められている。また、青森市の「地方創生」を担う人財育成という観点からも、地域における教育の重要性は増していると考ええる。

青森市では最上位指針である総合計画(平成 31 年 2 月 7 日以前は「青森市新総合計画 -元気都市あおもり市民ビジョン- 後期基本計画」、平成 31 年 2 月 8 日以降は「青森市総合計画基本構想・前期基本計画」となる)が策定されている。

その教育部門に関する個別計画として「青森市教育振興基本計画」(平成 28 年度から平成 32 年度まで)が策定されており、青森市教育全体の目指す姿として『人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、健やかなからだと豊かな心を持ち、未来をたくましく創造する元気ある人づくり』を掲げ、いじめや不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実、英語教育等のグローバル化への対応、教職員の多忙化、高齢化に伴う生涯学習の拡充などの課題に適切に対応しつつ、「生きる力」を育む教育を精力的に実施している。

教育とは未来への投資であり、縮小する地域社会においては、教育費への潤沢な予算配分がなされることが理想的ではある。しかし、現実問題として少子高齢化や人口流出による税収入の減少や社会保障関連経費の増加が見込まれるなか、教育関連に配分される予算は有限とならざるを得ない。このような厳しい財政事情のなか、コストを抑制しながらも、小中学校教育・高等教育・社会教育・生涯教育等の各分野において十分かつ適切な教育の機会・環境が市民に提供されているかという視点は、青森市の納税者全体の関心事であると考ええる。以上より、監査対象として市教育の中核である青森市教育委員会に加え、青森市が出資団体であり高等教育機関として地域社会から期待を寄せられている公立大学法人青森公立大学を選定し、その有効性、経済性、効率性、合規性について監査することは意義のあることと判断し「教育委員会及び青森公立大学の財務事

務の執行について」を特定の事件(テーマ)として選定した。

#### 4. 監査の対象期間

原則として平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)。ただし、必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度の執行分を含む。

#### 5. 監査の実施期間

令和元年 8 月 19 日から令和 2 年 3 月 24 日まで

#### 6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	小林 幹夫
	公認会計士	高橋 政嗣
	公認会計士	渡辺 雅章

#### 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第二部 教育委員会の財務事務の執行について

### 第1章 教育委員会の概要

#### 1. 教育委員会制度の概要

##### (1) 教育委員会制度の意義

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育の政治的中立性の確保、教育の安定性の確保等を目的として、地域の公共事務のうち教育・学術・文化に関する事務を行うために組織された合議制の執行機関であり、教育についての方針や施策を合議で決定する機関である。教育委員会制度は1948年(昭和23年)に創設されており、以降、数次の改革を経て現在に至っている。近年における教育委員会制度の改正は、2015年(平成27年)4月1日、教育行政における責任体制の明確化を目的とした教育委員長と教育長を一本化した「新」教育長の設置、「新」教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置すること、教育に関する「大綱」を市長が策定すること等の改革がなされている。

文部科学省によると、教育委員会制度の意義及び特性は以下のとおりである。

##### 【教育委員会制度の意義】

###### ①政治的中立性の確保

◎個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

###### ②継続性、安定性の確保

◎教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

###### ③地域住民の意向の反映

◎教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

##### 【教育委員会制度の特性】

###### ①首長からの独立性

◎行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

###### ②合議制

◎多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

###### ③住民による意思決定(レイマンコントロール)

◎住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

(出所: 文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」)



(2) 教育委員会の担当事務

教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を所管している。

種類	項目
学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の設置管理</li><li>・教職員の人事及び研修</li><li>・児童・生徒の就学及び学校の組織編制</li><li>・校舎等の施設・設備の整備</li><li>・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理</li></ul>
生涯学習・社会教育の振興	<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習・社会教育事業の実施</li><li>・公民館、図書館、博物館等の設置管理</li><li>・社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助</li></ul>
芸術文化の振興、文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化財の保存、活用</li><li>・文化施設の設置運営</li><li>・文化事業の実施</li></ul>
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"><li>・指導者の育成、確保</li><li>・体育館、陸上競技場等のスポーツ施設の設置運営</li><li>・スポーツ事業の実施</li><li>・スポーツ情報の提供</li></ul>

(出所: 文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」)

## 第2章 教育委員会の組織・事務・教育施策・決算

### 1. 教育委員会の構成員

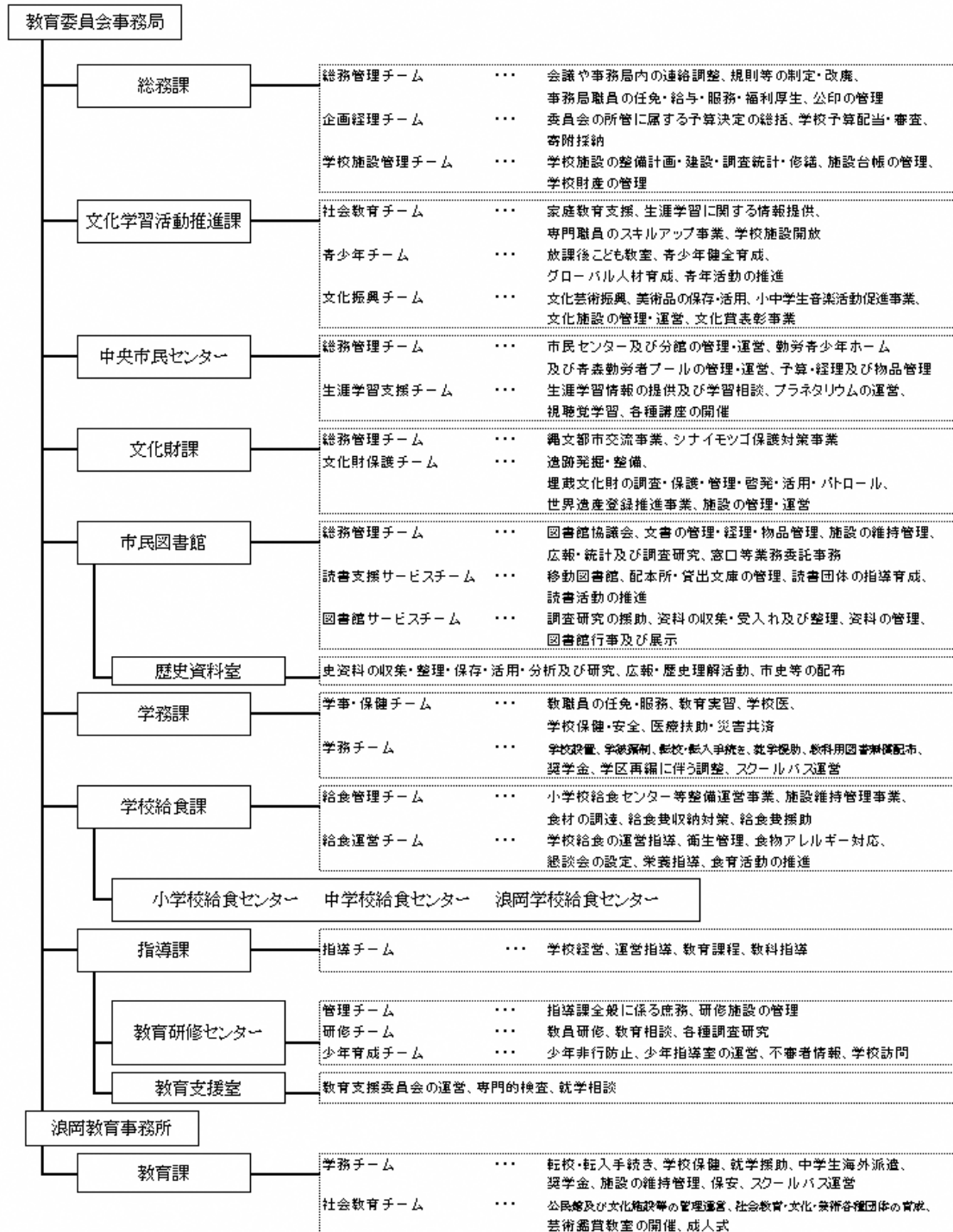
令和2年1月17日現在における教育委員会の構成員は下記のとおりである。教育長は、市長が議会の同意を得て任命し、教育委員会の会務を総理するとともに、教育委員会を代表する。委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する。

職名	氏名	任期
教育長	成田 一二三	令和元年(2019年)6月3日～令和4年(2022年)6月2日
教育長職務 代理者	佐藤 克則	平成29年(2017年)5月20日～令和3年(2021年)5月19日
委員	石澤 千鶴子	平成28年(2016年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日
委員	斎藤 誠子	平成30年(2018年)5月20日～令和4年(2022年)5月19日
委員	池田 享誉	令和元年(2019年)10月1日～令和5年(2023年)9月30日
委員	大嶋 憲通	平成28年(2016年)9月28日～令和2年(2020年)5月19日

(出所:青森市ホームページ)

## 2. 教育委員会事務局の組織機構

平成31年4月1日現在における青森市教育委員会事務局の組織構成及び事務の内容は下記のとおりであります。



### 3. 市の教育施策

教育委員会では、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「青森市教育振興基本計画」(平成 28 年度から平成 32 年度)(以下、教育基本計画とする)を定めている。教育基本計画の概要を以下に述べる。

#### (1) 青森市の教育の現状及び課題

教育基本計画に記載されている青森市の教育の現状及び課題は以下のとおりである。

##### ① 学校教育の現状及び課題

市では、少子化を背景に児童生徒が減少している中、保護者や地域の人々の協力を得て、子どもたちの「生きる力」を育むため、確かな学力の向上と豊かな心の育成を基盤とした、本市独自の「個を生かし 夢をはぐくむ 特色ある学校」を目指した学校教育に努めている。しかし、いじめや不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実、さらには、教職員の多忙化など、学校教育を取り巻く環境は、目まぐるしく変化してきており、学校・家庭・地域における連携を強化し、子どもの頃から将来を考え、どのように自立していくかを学び、働くことや生きることへの関心や意欲を養うとともに、安全で快適な教育環境の確保や、全ての子どもが適切な教育を受けることができる環境づくりを進める必要がある。

##### ② 社会教育・生涯学習の現状及び課題

市には、地域の学習拠点である市民センターや公民館など市民が自主的に学習できる環境が整っており、市民一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習を推進している。しかしながら、生涯学習に対する市民ニーズが多様化する中で、異なる年齢層や地域などからの幅広いニーズに対応した社会教育活動の充実を図る必要がある。

##### ③ 文化芸術の現状及び課題

本市は、ねぶたをはじめ、棟方志功に代表される版画や小牧野遺跡などの縄文遺跡群のほか、個性的で魅力的な歴史・文化資産に恵まれており、文化芸術を気軽に鑑賞できる環境づくりなどに取り組んでいる。また、文化財を活用した活動・発表機会を提供するなど、次世代への継承に努めている。しかしながら、多くの文化芸術活動が実施されている中、市民には十分浸透していないことから、文化芸術の将来像を見据えながら、本市の有する文化芸術資源の活用や情報発信、子どもたちの文化芸術への関心を高める取組、版画をはじめとする文化芸術の裾野を広げるための

子どもたちへの指導機会の充実、大人から子どもまでが本市の歴史・文化・祭り等を通じた郷土への誇りや愛着を醸成するための文化財・文化芸術資源の保存・活用の推進を図る必要がある。

#### ④ スポーツ・レクリエーションの現状及び課題

本市には、市民体育館をはじめ、スポーツ会館、モヤヒルズ、浪岡総合公園、新県総合運動公園などのスポーツ施設が所在し、これまで、四季を通じたスポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境づくりや競技スポーツの推進、さらには、「カーリングの街・青森」をはじめ本市の気候特性を活かしたウィンタースポーツの推進などに取り組んでいる。しかしながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動の状況は、年齢が上がるにつれ、スポーツ機会が減少していることから、様々なライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに加え、若手選手の競技力向上及び競技水準の向上に一層取り組んでいく必要がある。

#### (2) 教育基本計画の基本方針

前記(1)の現状及び課題を受け、教育基本計画の基本方針を下記のとおりとし、学校、家庭、地域、関係機関・団体と連携しながら、各施策を積極的に推進することとしている。

##### 【教育基本計画における基本方針】

人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、健やかなからだと豊かな心を持ち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します。

#### (3) 教育基本計画の基本方向、施策

教育基本計画では、基本方針を実現するための方向性を示すため、以下の①～④の「基本方向」を定め、それぞれの基本方向に対する施策を定めている。

##### 【基本方向①】個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育

家庭・地域などとの連携の下、子どもたちの個を生かし、確かな学力、豊かな心、健やかな体、未来へ飛躍できる能力など、「生きる力」を育成するとともに、全ての子どもたちが平等で、きめ細やかな質の高い教育を受けられる環境を整えます。

##### 基本施策1

子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。

施策 1-1	学力向上アクションプランに基づく学力の向上
施策 1-2	子どもの思考力・判断力・表現力の育成

## 基本施策2

子どもたちの豊かな心を育みます。

施策 2-1	いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消
施策 2-2	子どもを有害情報や非行から守る取組の充実
施策 2-3	子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成
施策 2-4	学校における体験活動の充実
施策 2-5	学校における伝統・文化に触れる機会の充実

## 基本施策3

子どもたちの健やかな体を育みます。

施策 3-1	子どもの健康の保持増進
施策 3-2	子どもの食に対する意識の向上
施策 3-3	学校給食の充実
施策 3-4	学校における体育活動の充実(施策 18-1 後掲)
施策 3-5	子どものケガ等に伴う補償制度の充実

## 基本施策4

特別なニーズのある子どもたちを支えます。

施策 4-1	障がいのある子どもの望ましい就学の実現
施策 4-2	障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成
施策 4-3	性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒の支援
施策 4-4	帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する学習支援

## 基本施策5

子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育みます。

施策 5-1	子どもの様々な体験活動の充実
施策 5-2	子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成
施策 5-3	子どもの国際的な体験機会の充実(施策 13-1 後掲)
施策 5-4	子どもが理数教科に興味を持つ機会の充実
施策 5-5	子どもが文化芸術に興味を持つ機会の充実
施策 5-6	子どもの情報活用能力の育成
施策 5-7	子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成
施策 5-8	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

### 基本施策6

子どもたちの公平な教育機会を確保します。

施策 6-1	経済的・地理的条件に課題を抱えている子どもたちに対する支援
施策 6-2	経済的な理由により進学が困難な者に対する修学機会の充実
施策 6-3	東日本大震災により被災した子どもに対する就学・学習支援
施策 6-4	保護者負担の軽減

### 基本施策7

小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。

施策 7-1	学校規模の適正化
施策 7-2	教職員の資質向上
施策 7-3	教職員の健康の保持増進と多忙化の解消

### 基本施策8

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

施策 8-1	安全・安心な学校施設の維持・管理
施策 8-2	環境教育等を考慮した学校施設の整備
施策 8-3	質の高い教材等の整備と管理
施策 8-4	学校における安全確保体制の構築

### 基本施策9

学校・家庭・地域の教育力を高めます。

施策 9-1	社会全体での子どもたちの学びの支援
施策 9-2	地域とともにある学校づくり
施策 9-3	豊かなつながりの中での家庭教育支援

**【基本方向②】一人一人の社会参加と生涯にわたる学習を促進する社会教育・生涯学習**

市民一人一人が、地域の発展を支える意識と意欲を持ち、本市の元気な原動力として社会参加し活躍できるよう、暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習や、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支援します。

**基本施策10**

市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。

施策 10-1	市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める学習の充実
施策 10-2	市民の現代的・社会的な課題に対応した学習に取り組む団体及び人材の充実
施策 10-3	市民の現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土への愛着を深める図書館資料の充実

**基本施策11**

市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。

施策 11-1	市民ニーズに合致した学習・サービスの充実
施策 11-2	市民ニーズに合致した学習講座の充実
施策 11-3	市民ニーズに対応した図書館サービスの充実

**基本施策12**

未来を切り拓く青少年を育成します。

施策 12-1	青少年に対する様々な体験活動の充実
施策 12-2	子どもを有害情報や非行から守る取組の充実(施策 2-2 再掲)
施策 12-3	青少年の自立と社会参加に向けた支援の充実
施策 12-4	青少年に対する交流環境づくりの推進
施策 12-5	社会全体での子どもたちの学びの支援(施策 9-1 再掲)
施策 12-6	地域とともにある学校づくり(施策 9-2 再掲)
施策 12-7	豊かなつながりの中での家庭教育支援(施策 9-3 再掲)



### 基本施策13

グローバルに活躍する人材を育成します。

施策 13-1	子どもの国際的な体験機会の充実
施策 13-2	青少年に対する国際的な体験活動の充実
施策 13-3	生涯を通じた国際的な学習機会の充実

### 基本施策14

読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。

施策 14-1	家庭や地域等における子どもの読書活動の推進
施策 14-2	子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実
施策 14-3	子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

## 【基本方向③】郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める文化芸術

市民の郷土への誇りと愛着を育むとともに、本市の魅力を高めていくため、市民の文化芸術活動を支援するとともに、郷土の文化芸術資源をまちづくりへ活用しながら守り伝えます。

### 基本施策15

市民の文化芸術活動を支えます。

施策 15-1	文化芸術鑑賞機会の充実
施策 15-2	文化芸術活動の活性化に向けた支援
施策 15-3	伝統芸能の鑑賞機会と発表機会の充実

### 基本施策16

文化財を守り、伝えます。

施策 16-1	民俗芸能の継承
施策 16-2	歴史民俗資料・遺跡出土品の継承
施策 16-3	埋蔵文化財の継承
施策 16-4	史跡の価値の向上

**【基本方向④】誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション**

スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力の向上など、健やかな心や体を育む「元気」を生み出すとともに、そこから生まれる「感動」は、人生をより豊かにし、充実したものにすることから、ウィンタースポーツをはじめ、四季を通じて、様々なライフステージに応じて「誰でも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。また、競技力の向上と本市のスポーツ人口の裾野拡大に向けて、指導者の確保を進めます。

**基本施策17**

スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

施策 17-1	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供
施策 17-2	子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進
施策 17-3	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進
施策 17-4	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進
施策 17-5	指導者の確保・活用
施策 17-6	地域スポーツの促進
施策 17-7	スポーツ施設の利便性の向上
施策 17-8	ハイレベルな競技の観戦機会の提供

**基本施策18**

学校体育活動を充実させます。

施策 18-1	学校における体育活動の充実
施策 18-2	安全・安心の確保

**基本施策19**

ウィンタースポーツを推進します。

施策 19-1	ウィンタースポーツの促進
施策 19-2	「カーリングの街・青森」の推進

**基本施策20**

競技力を向上させます。

施策 20-1	ジュニア層の育成強化
施策 20-2	各種競技会への参加支援
施策 20-3	競技団体との連携促進
施策 20-4	優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰

#### 4. 教育委員会の決算状況

教育委員会における決算状況は下表のとおりである。教育委員会は、単独で決算書を作成しておらず、下表数値は監査人が決算データより集計した値である。この決算数値は、教育委員会と市の他の所管における年度中の所管替えの加減調整を行っていない数値であることから、あくまでも参考値としてとらえていただきたい。

##### (1) 歳入状況

平成 27 年度～平成 30 年度の青森市教育委員会の歳入状況は下表のとおりである。

(単位:千円)

科目(款)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料及び手数料	178,798	183,988	173,708	121,722
国庫支出金	408,630	235,443	310,570	530,506
県支出金	146,450	412	387	490
財産収入	3,239	3,924	2,687	12,000
寄付金	-	-	2,000,000	-
繰入金	16,986	27,839	33,858	208,735
繰越金	4,980	6,313	214	13,467
諸収入	1,163,009	1,248,741	1,397,608	1,182,938
市債	773,100	525,100	937,100	1,530,600
歳入合計	2,695,192	2,231,760	4,856,132	3,600,458

(出所:教育委員会提供資料より監査人作成)

##### (2) 歳出状況

平成 27 年度～平成 30 年度の青森市教育委員会の歳出状況は下表のとおりである。教育委員会分の歳出合計推移をみると、平成 29 年度が 115 億円と他の年度比較で突出しているが、平成 29 年度は 20 億円の寄付金があり、これを基金に積み立てた影響である。

(単位:千円)

科目(款)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総務費(市全体)	8,949,041	9,100,089	11,716,841	9,278,064
うち教育委員会分	21,918	18,882	2,018,009	18,166
民生費(市全体)	52,638,395	54,299,077	55,136,435	54,634,639
うち教育委員会分	15,577	17,463	74,287	137,739
衛生費(市全体)	6,535,517	6,340,165	6,445,325	6,741,209
うち教育委員会分	-	78	-	-
労働費(市全体)	106,604	65,486	44,751	40,159
うち教育委員会分	6,190	5,855	5,719	5,821
土木費(市全体)	11,716,045	10,386,871	11,924,453	11,681,453
うち教育委員会分	48,622	31,288	-	-
教育費(市全体)	9,927,776	9,351,968	9,900,179	10,808,385
うち教育委員会分	9,325,838	8,760,419	9,452,308	9,780,632
上記科目 歳出合計(市全体)	89,873,378	89,543,656	95,167,984	93,183,909
うち教育委員会分	9,418,145	8,833,985	11,550,323	9,942,358

(出所:教育委員会提供資料より監査人作成)

(3) 一般会計との比較

平成 27 年度～平成 30 年度の青森市教育委員会の歳出額と一般会計歳出総額との比較は下表のとおりである。

(単位:千円)

科目(款)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般会計歳出総額	117,483,544	116,657,554	121,132,266	121,303,716
うち教育委員会分	9,418,145	8,833,985	11,550,323	9,942,358
構成比	8.0%	7.6%	9.5%	8.2%

(出所:教育委員会提供資料及び青森市ホームページより監査人作成)

5. 市立学校の状況

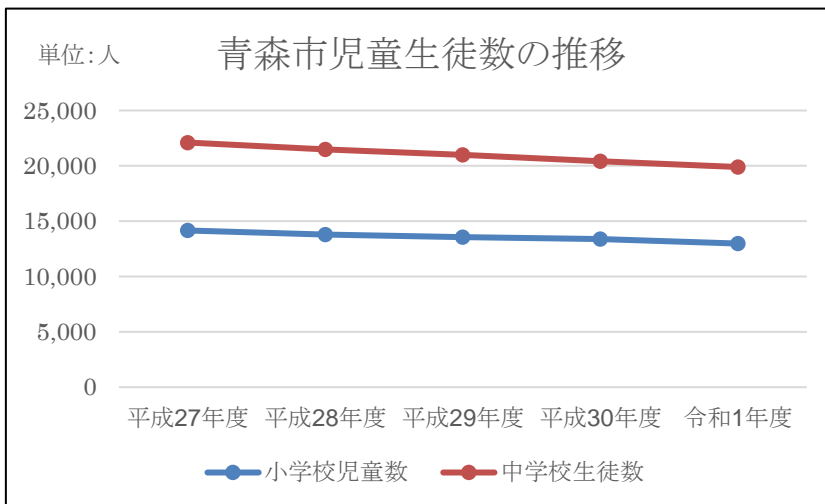
(1) 児童生徒数の推移

各年度 5 月 1 日時点における児童生徒数の推移は下表及び下図のとおりである。少子化の進行により、児童生徒数は緩やかに減少傾向にある。

(単位:人)

年度	小学校			中学校		
	男	女	計	男	女	計
平成 27 年度	7,185	6,974	14,159	4,089	3,857	7,946
平成 28 年度	6,969	6,825	13,794	3,966	3,737	7,703
平成 29 年度	6,820	6,753	13,573	3,810	3,612	7,422
平成 30 年度	6,710	6,665	13,375	3,566	3,482	7,048
令和 1 年度	6,580	6,398	12,978	3,426	3,490	6,916

(出所:教育委員会作成「令和元年度 青森市の教育」より)



(出所:監査人作成)

## (2)市立小学校の状況

(単位:人、学級)

学校名	所在地	児童数	学級数	
1	造道	造道三丁目4-16	467	19
2	浪打	浪打一丁目4-1	340	16
3	佃	佃二丁目6-1	488	19
4	合浦	茶屋町32-17	145	8
5	堤	松原二丁目4-4	431	17
6	萁町	青柳二丁目7-25	42	6
7	橋本	橋本一丁目9-17	36	6
8	浦町	中央二丁目17-13	301	13
9	長島	長島三丁目8-1	144	8
10	古川	古川三丁目7-14	112	8
11	甲田	金沢一丁目6-1	155	9
12	千刈	千刈一丁目10-20	287	14
13	篠田	篠田三丁目16-2	336	15
14	沖館	沖館五丁目3-1	637	24
15	油川	油川字船岡36	505	22
16	三内	里見一丁目9-1	305	15
17	金沢	金沢四丁目5-1	514	22
18	荒川	荒川字柴田92-5	209	10
	分教室	金浜字伊吹22-1	3	1
19	高田	高田字川瀬200-5	35	4
20	東陽	宮田字玉水181-1	75	8
21	原別	原別字袖崎8	378	14
22	浜館	田屋敷字下り松17	310	14
23	筒井	筒井一丁目1-1	440	18

学校名	所在地	児童数	学級数	
24	横内	野尻字野田60	260	13
	分教室	合子沢字松森265	1	1
25	新城	新城字平岡266-14	342	14
26	奥内	清水字浜元181	57	7
27	西田沢	飛鳥字塩越80	33	5
28	後潟	六枚橋字磯打95	42	5
29	野内	野内字菊川153	85	7
30	浜田	浜田字豊田36-2	697	29
31	小柳	小柳四丁目6-1	496	20
32	泉川	浪館字泉川1-1	788	27
33	浪館	浪館前田三丁目23-1	293	14
34	幸畑	幸畑字松元50-2	286	14
35	大野	東大野一丁目3-1	576	22
36	戸山西	蛭沢三丁目1-1	320	14
37	筒井南	筒井字ハッ橋46-1	347	14
38	新城中央	新城字平岡141-1	448	16
39	三内西	三内字丸山86-1	431	17
40	浪岡南	浪岡北中野字北畠3	178	8
41	浪岡北	浪岡浪岡字淋城29	317	14
42	女鹿沢	浪岡下十川字扇田19-2	114	8
43	浪岡野沢	浪岡吉野田字平野51-2	87	7
44	本郷	浪岡本郷字一本柳4	56	6
45	大栄	浪岡大釈迦字前田5-2	29	3
計		12,978	595	

(出所:教育委員会作成「令和元年度 青森市の教育」より)

## (3) 市立中学校の状況

(単位:人、学級)

学校名		所在地	生徒数	学級数	学校名		所在地	生徒数	学級数
1	浪打	合浦一丁目 11-10	235	10	11	荒川	金浜字稲田 107	132	7
2	佃	中佃二丁目 7-1	511	18		分教室	金浜字伊吹 22-1	7	1
3	南	緑二丁目 6-1	639	20	12	新城	新城字平岡 160-10	466	15
4	古川	久須志二丁目 9-1	313	11	13	甲田	金沢三丁目 11-1	343	12
5	沖館	沖館五丁目 19-1	469	15	14	浦町	勝田二丁目 25-12	455	15
6	油川	羽白字沢田 471	293	12	15	造道	岡造道二丁目 14-1	479	16
7	西	浪館字志田 36	466	15	16	戸山	赤坂一丁目 1-1	188	8
8	東	八幡林字熊谷 28	294	11	17	北	清水字浜元 135-1	92	5
9	筒井	桜川八丁目 15-1	499	17	18	三内	三内字丸山 108-4	362	13
10	横内	四ッ石字里見 64-6	210	9	19	浪岡	浪岡大字浪岡字稲盛 1	454	15
	分教室	合子沢字松森 265	9	2	計			6,916	247

(出所:教育委員会作成「令和元年度 青森市の教育」より)

## 第3章 教育委員会 監査対象の決定

### 1. 監査の対象とした教育委員会所管事業の決定

今般の監査対象の決定においては、教育委員会が所管する事業一覧の提出を受け、事業内容をヒアリングのうえ金額的重要性及び質的重要性を勘案して監査対象事業を決定した。

監査対象事業一覧は以下【表 監査対象事業一覧】のとおりである。表中の『報告書事業 No』の欄に「No.○」と付されている事業については、監査の結果として指摘事項又は意見の該当があった事業であり、「第6章 教育委員会監査の指摘事項及び意見－各論－」にて個別記載を行っている。表中の『報告書事業 No』の欄に「指摘意見なし」と付されている事業については監査の結果、指摘事項又は意見の該当がなかった事業であり、「第6章 教育委員会監査の指摘事項及び意見－各論－」にて個別記載を行っていない。

監査対象事業の決定における金額的重要性については、事業の当初予算額が8百万円以上と設定し、該当事業は原則として監査対象とした。留意点として、市では一つの目的を持つ事業について、予算設定や管理上の区分から複数の事業に分割している場合があるが、そのような場合、監査上では同一の目的を持つ複数事業を合算し一つの事業としている。具体例としては、表中における市の事業区分「通し番号 15」には「給食運営事業(小学校)(給食材料費・青森)」「給食運営事業(小学校)(給食材料費・浪岡)」「給食運営事業(中学校)(給食材料費・青森)」「給食運営事業(中学校)(給食材料費・浪岡)」の四つの事業が含まれるが、これらは学校給食の食材調達を行う事業であり、全て事業目的が一致しているため、合算し一つの事業として監査上は扱っている。なお、金額的重要性8百万円の適用は、監査上の合算された事業合計値を対象として判断した。

質的重要性については、まず、過年度監査(具体的には過去3年程度)で包括外部監査を実施しているか否かという点を考慮した。例えば「文化振興施設運営管理事業(文化施設管理)」は予算額が291百万円と金額的重要性の基準は上回るものの、平成29年度の監査で対象とし詳細検討を行っているため、当年度の監査では対象から除外している(したがって、以下表には含まれていない)。また、金額的重要性の基準値に満たない表中「通し番号 29 文化財資料保管施設運営管理事務(当初予算額 4,576 千円)」については、青森市の貴重な文化財等の保管・収蔵する施設の維持管理を行うという事業目的に鑑み、仮に不適切な文化財の管理が行われている場合に市に与える損害が重大であると思料されること、過年度の包括外部監査対象となっていないこと、今後も包括外部監査対象とはならない可能性が高いと判断したことから、監査対象とした。

【表 監査対象事業一覧】

通し 番号	報告書 事業 No	担当課	事務事業名	H30 年度 当初予算額 (千円)
1	No.1	学務課	特別支援教育支援員配置事業	21,693
2	指摘意見無し	学務課	奨学金貸付事業	9,033
3	No.2	学務課	新入学児童学用品支給事業	11,260
4	No.3	学務課	スクールバス運営事業(青森地区)	186,622
5	指摘意見無し	学務課	学校災害共済給付及び災害賠償補償関係事務	21,108
6	No.4	学務課	児童生徒保健衛生管理事業①	30,886
7	No.5	学務課	学校医等嘱託事業	69,906
8	No.6	学務課	就学援助事業(単独)	247,869
9	No.7	学務課	小中学校副読本支給事業	8,333
10	No.8	指導課	教育研修センター運営管理事業	29,950
		指導課	教職員研修事業(中核市)	4,251
11	No.9	指導課	外国青年(語学指導員)招致事業	79,779
12	No.10	指導課	就学指導委員会事務	11,660
13	No.11	教育課	公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)	56,226
			公民館運営管理事業(生涯学習支援事業)	1,491
14	指摘意見無し	教育課	スクールバス運営事業(浪岡地区)	30,254
15	指摘意見無し	学校給食課	給食運営事業(小学校)(給食材料費・青森)	691,825
			給食運営事業(小学校)(給食材料費・浪岡)	49,090
			給食運営事業(中学校)(給食材料費・青森)	425,565
			給食運営事業(中学校)(給食材料費・浪岡)	27,096
16	No.12	学校給食課	給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)	552,732
			給食運営事業(中学校)(中学校給食センター)	9,592
17	No.13	学校給食課	給食施設維持管理事業(小学校)(単独校)	11,759
			給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター)	14,299
			給食施設維持管理事業(小学校)(小学校給食センター)	65,830
			給食施設維持管理事業(中学校)(中学校給食センター)	69,830
18	指摘意見無し	学校給食課	給食扶助事業(単独)	218,001
19	No.14	学校給食課	学校給食費事務(歳入)	1,193,274 (歳入予算額)
20	No.15	文化学習活 動推進課	生涯学習推進員設置事業	15,228



通し 番号	報告書 事業 No	担当課	事務事業名	H30 年度 当初予算額 (千円)
21	No.16	文化学習活 動推進課	青森市文化スポーツ振興公社助成事業(補助金)(文化 事業)	38,537
22	指摘意見無し	文化学習活 動推進課	青森市放課後子ども教室推進事業	37,914
23	No.17	文化学習活 動推進課	文化施設機能整備事業(文化学習活動推進課)	16,236
24	No.18	中央市民セ ンター	市民センター管理運営事業(中央市民センター)	39,744
			生涯学習支援事業(中央市民センター)	2,621
			プラネタリウム運営事業	1,129
			中央市民センター改修事業	28,585
25	No.19	中央市民セ ンター	市民センター管理運営事業(地区市民センター)	277,494
			生涯学習支援事業(地区市民センター)	6,685
26	No.20	文化財課	高屋敷館遺跡環境整備事業(補助)	53,612
27	指摘意見無し	文化財課	森林博物館運営管理事業	17,913
28	No.21	文化財課	浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業	14,774
29	No.22	文化財課	文化財資料保管施設運営管理事務	4,576
30	No.23	市民図書館	図書資料整備事業	40,669
			図書館運営管理事業	104,376
31	No.24	総務課	情報処理機器管理運営事業	92,163
32	No.25	総務課	情報処理機器整備事業	90,947
33	No.26	総務課	小学校維持管理事業	69,144
			中学校維持管理事業	40,457
34	指摘意見無し	総務課	小学校維持修繕事業	44,475
			中学校維持修繕事業	22,152
35	No.27	総務課	小柳小学校校舎等改築事業(補助)	132,194
			小柳小学校校舎等改築事業(単独)	209,901
36	指摘意見無し	総務課	小学校施設整備事業	34,037
			中学校施設整備事業	69,731
37	指摘意見無し	総務課	小学校地下タンク改修事業	13,940
			中学校地下タンク改修事業	13,940
38	指摘意見無し	総務課	小学校大規模改修事業(単独)	41,551
39	No.28	総務課	小学校施設解体事業(単独)	308,666
40	指摘意見無し	総務課	中学校大規模改修事業(単独)	14,243

通し 番号	報告書 事業 No	担当課	事務事業名	H30 年度 当初予算額 (千円)
41	指摘意見無し	総務課	西中学校校舎等改築事業	63,786
42	No.29	総務課	小学校運営管理事務	529,132
			小学校教材整備事務	115,831
			中学校運営管理事務	264,292
			中学校教材整備事務	66,426

## 第4章 教育委員会監査における監査の視点

### 1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の外部監査は、一部の地方公共団体でカラ出張や食糧費問題等の不適切な予算執行があったことを受けて、独立した立場の外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを趣旨とする制度である。したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、少子高齢化や変化の激しい現代社会において、社会の変化に柔軟に対応する教育の推進が近年強く求められていることにも鑑み、実施事業の有効性、経済性、効率性といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

### 2. 監査要点

令和元年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

#### (1) 法令等への準拠性

- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 県や国への報告事務に誤りはないか。
- ・ 契約は青森市財務規則に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は青森市財務規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続が法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業又は経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける者は補助対象として適切か。また、特定の個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

## (2) 事業の有効性

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確となっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 事業の有効性を高める内部統制が構築・運用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国又は県の支出金等がある事業(若しくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

## (3) 事業の経済性、効率性

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 経済的かつ効率的な内部統制が構築・運用されているか。
- ・ 本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・ 契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 他の団体(県、他市町村、民間の教育関連団体等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

## 3. 監査手続

前述「2. 監査要点」に記載した要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

### (1) 監査対象事業の概要把握

- ① 基本的な情報として、関連する教育関連の法令、規則等の概要を入手、理解した。

- ② 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ③ 市が策定した「青森市教育振興基本計画」等を閲覧し、市の教育にかかる方針・課題・重点事業等を把握した。
- ④ 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

## (2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 支出・収入に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合规性を検証した。
- ② 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検証した。
- ③ 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ④ 事業実施結果の概要、各種事業実施報告書、委員会議事録及び復命書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ⑤ 担当者への質問及び事業概要表等の閲覧により、事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑥ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑦ 委託業務の契約相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、協定書等との整合性を確認した。

## (3) 現地視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

## 第5章 教育委員会監査の指摘事項及び意見－総論－

### 1. 監査の指摘事項及び意見の総括

『教育委員会の財務事務の執行』について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見を、監査人が設定した六つの区分(「(1)事務執行上の誤りについて」～「(6)その他の指摘事項及び意見」)に分類し、取りまとめたのが以下【表 指摘事項及び意見総括】である。

【表 指摘事項及び意見総括】 (単位:件)

区分	指摘事項	意見
(1)事務執行上の誤りについて	6	1
(2)事業の経済性、効率性、有効性について	1	20
(3)契約行為等について	3	7
(4)備品・財産管理について	13	12
(5)小・中学校私費会計について	13	2
(6)その他の指摘事項及び意見	3	3
合計	39	45

本章「2. 監査の指摘事項及び意見の概要」にて、上記項目ごとの監査の指摘事項及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の指摘事項及び意見について概要を述べるとともに、続く『第6章 教育委員会監査の指摘事項及び意見－各論－』において、事業ごとの監査の指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

## 2. 監査の指摘事項及び意見の概要

### (1) 事務執行上の誤りについて

今般の監査を実施したところ、事務執行の誤りが散見された。結果として、重大な影響を与えている事項は検出されなかったものの、事務処理誤りが積み重なることで、重大な損失の発生等、取り返しのつかない結果となってしまうことも想定される。今後は、誤りが発生した根本原因を特定し、誤りが繰り返されないような体制の構築が求められている。

集計誤りの具体例として「(指摘事項 13) 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について」があげられる。当事案では、公募型プロポーザルにおける審査員の採点合計点数が足し算の計算ミスによって誤っていた。当該誤謬は、業者選定に影響を及ぼしかねない重要な誤謬であり、このような誤謬及び関連する不正を防止する意味でも、確実な複数名の検証体制を構築・強化し、確認者が確実に検証した旨のサインや押印を行う等のミスのない内部統制を構築・運用する必要がある。また、記入漏れの具体例として「(指摘事項 2) 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について」において、非常勤職員の採用面接を行った者の面接者の記名漏れがあった。採用活動の透明性を確保することや、事後的な説明責任を果たすため、面接者の記名は適切になされなくてはならない。

その他、「No.6 就学援助事業(単独)」における「(指摘事項 6) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について」では、要綱で定められた就学援助にかかる認定基準について、小数点の扱いに不備があった結果、誤った就学援助の認定がなされたケースがみられた。この誤謬の根本的な原因は、表計算ソフトの小数点表示の設定を誤っていたことにある。システムを利用しているからといって、誤りが発生しないわけではなく、適切なシステム設定がなされない場合において、誤りが繰り返されてしまうといった弊害もあることに留意すべきである。

【表 事務執行上の誤りについて 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(指摘事項 2) 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について	42
No.6 就学援助事業(単独)	(指摘事項 5) 就学援助費申請書の教育委員会の所見の記載について	62
No.6 就学援助事業(単独)	(指摘事項 6) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について	63
No.13 給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター)	(意見 14) 産業廃棄物にかかるマニフェストの管理の徹底について	103
No.15 生涯学習推進員設置事業	(指摘事項 8) 支出命令書の検査日について	118

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.16 青森市文化スポーツ振興公社 助成事業(補助金)(文化事業)	(指摘事項 9) 補助金に消費税等が含まれていることについて	122
No.25 情報処理機器整備事業	(指摘事項 13) 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について	177

## (2) 経済性、効率性、有効性について

当区分では、事業実施における有効性、経済性、効率性の観点から、それらが欠如している、あるいは市民へのサービス向上や満足度の向上といった観点から問題がある事項や改善することが望ましい事項について監査の指摘事項及び意見として記載した。

### ① より効果的な事業実施について

「No.1 特別支援教育支援員配置事業」における、「**(意見 1) 特別支援教育支援員配置事業の拡充について**」にて記載したように、特別支援教育支援員(小、中学校において通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級生活全般の支援を行う者)について、ニーズに対して配置が不足している状況が見て取れた。また、同規模の他自治体に対し、特別支援教育支援員の配置状況についてアンケートを実施したところ、青森市の事業規模が最も小さく、また、特別支援員数も最も少なく、その自治体間格差は明確であった。予算的な制約、専門的な技術や知識を必要とする支援員の拡充は簡単ではないことも理解できるが、拡充の検討を行うことも必要と考える。

また、「No.14 学校給食費事務(歳入)」では、学校給食費の滞納債権について、監査時点において既に消滅時効が到来している事案があった。全ての保護者に対して公平な行政サービスを実施する観点から、債務の承認を得ないまま時効が到来することのないよう、時効管理を徹底することが必要である(**指摘事項 7**)。

「No.25 情報処理機器整備事業」では、校務支援システムの導入により校務の効率化を図っているが、システム導入による改善されるべき数値指標が存在しない状況にあった。システム導入により、教職員の業務時間が軽減できることが予想されるが、その成果を測る数値指標を事前に設定し、事後に検証することでシステムに対する支出の効果を測定するとともに、将来的なシステム更新の参考情報として役立てるべきである(**意見 29**)。



【表 より効果的な事業実施について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(意見 1) 特別支援教育支援員配置事業の拡充について	42
No.14 学校給食費事務(歳入)	(指摘事項 7) 滞納債権にかかる時効管理の徹底について	110
No.14 学校給食費事務(歳入)	(意見 15) 実行可能な分割納入計画の策定について	111
No.18 市民センター管理運営事業 (中央市民センター)他	(意見 19) 市民の利用状況について	134
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業	(意見 25) 蔵書回転率について	165
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業	(意見 26) 利用者カードの発行状況について	167
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業	(意見 27) 蔵書の紛失予防策について	168
No.25 情報処理機器整備事業	(意見 29) システム導入による指標の設定について	178

② 事業の経済性、効率性、コスト低減について

少子化が進行しており、児童生徒の減少に併せ、市には経済的・効率的な対応を図ることが求められている。「No.7 小中学校副読本支給事業」では、製作した副読本が相当数余っている状況であり、今後は過去の支給、配布、残数の実績を踏まえて必要な製作数の精度を高め、副読本の残数ができるだけ少なくなるように事業を遂行することが必要である(意見 7)。また、学校給食の提供体制について、「No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)」に記載したように、児童生徒数のより精緻な将来推計を前提に、将来の給食運営方式の検討を早期に実施し、給食センター等の集約を計画的に進めること等が財務面からは望まれる(意見 12、13)。

【表 事業の経済性、効率性、コスト低減について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.7 小中学校副読本支給事業	(意見 7) 副読本の製作数について	65

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.11 公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)、(生涯学習支援事業)	(意見 11) 経理処理の効率化について	88
No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)	(意見 12) 給食提供数の維持について	96
No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)	(意見 13) 現契約終了後の運営方式等の検討について	99
No.14 学校給食費事務(歳入)	(意見 16) 各学校における学校給食事務担当者の見直しについて	111
No.29-1 浪岡南小学校	(意見 35) ナイター照明利用料の徴収について	198

### ③ 経済性、効率性、有効性に係るその他事項

その他の事項として、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、市全体で情報共有をすべきにもかかわらず、担当所管間で連携が図られていない、又は、より一層の連携・情報共有が求められている事案が散見された(意見 2、17、31)。必要な情報については、適時適切な連携を図ることが求められている。

また、事業実施における例外事項及び判断事項についての文書化が不足している事案も見られた(意見 3、5、6、22)。市民への説明責任の観点から、判断の合理性を適切に説明するため、また、内部資料として将来的な事業実施に役立てるため、例外事項及び判断事項についての文書化は適切に行うべきである。

【表 経済性、効率性、有効性に係るその他事項 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(意見 2) 教育委員会への事業成果のフィードバックについて	46
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(意見 3) 支援対象者不在のケースの教育委員会への報告について	46
No.4 児童生徒保健衛生管理事業①	(意見 5) 契約単価の妥当性の検証について	57
No.5 学校医等嘱託事業	(意見 6) 報酬の妥当性の検証について	59
No.15 生涯学習推進員設置事業	(意見 17) 事業の全体的な管理について	119

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.19 市民センター管理運営事業 (地区市民センター)他	(意見 22) 再委託先の選定について	147
No.27 小柳小学校校舎等改築事業 (補助・単独)	(意見 31) 工事請負等に関する積算業務の情報共有について	183

### (3) 契約行為等について

市による調達活動は公金の支出であることから、自治法、自治令、青森市財務規則等により、その事務手続は極めて厳格な公共性と競争性、経済性と効率性が要求されている。また、地方自治に対する国民の適正事務執行への期待も近年高まっている。

今般の監査では、児童生徒送迎タクシー利用契約について競争性が発揮されていない事案(指摘事項 3、4)、最低制限価格を高い金額に設定したことで多数の業者が失格となり経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない事案(意見 23)、指定管理者の選定根拠について合理的な記録がなされていない事案(指摘事項 10)、予定価格の決定に当たって二者以上のものから参考見積書を徴収すべきであった事案(意見 18)等の不適切又は改善を要する事項がみられた。

また、「No.28 小学校施設解体事業(単独)」における「(意見 32)より公正な入札の徹底、透明性向上について」では、2 件の解体工事について、市が作成した低入札数値的判断基準(税抜)の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)と、落札業者が提出した工事費内訳書の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の両者が内訳まで全く同金額の状況にあった。このことは、予定価格は非公開にもかかわらず、落札業者が工事内訳を含め予定価格を把握又は推察できていたことを意味する。落札業者が IT 技術や情報収集能力をもって、予定価格を推察、提示し結果的に一致したことも想定されるものの、可能性としては、予定価格がどこからか漏れた可能性も否めない。より公正な入札の徹底、透明性向上のため、徹底して一致した理由を調査すること等が求められている。

【表 契約行為等について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.3 スクールバス運営事業(青森地区)	(指摘事項 3) タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて	53
No.3 スクールバス運営事業(青森地区)	(指摘事項 4) タクシーの借上げ料金について	53
No.17 文化施設機能整備事業(文化学習活動推進課)	(意見 18) 参考見積書の徴取について	125

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.18 市民センター管理運営事業 (中央市民センター)他	(意見 21) 最低制限価格制度の運用について	139
No.19 市民センター管理運営事業 (地区市民センター)他	(指摘事項 10) 指定管理者候補者の選定理由の記録について	145
No.20 高屋敷館遺跡環境整備事業 (補助)	(意見 23) 最低制限価格の設定について	152
No.21 浪岡地区の史跡を中心とした 保存・活用事業	(意見 24) 最低制限価格制度の運用について	156
No.24 情報処理機器管理運営事業	(意見 28) リース料ダンピングの疑いについて	174
No.26 小学校維持管理事業、中学校 維持管理事業	(意見 30) 機械警備業務に関する長期継続契約制度の適用検討について	180
No.28 小学校施設解体事業(単独)	(意見 32) より公正な入札の徹底、透明性向上について	185

#### (4) 備品・財産管理について

小・中学校現地往査を中心に備品・財産管理に関する指摘事項が多数存在した。具体的には、備品現物に財務規則の求める管理シールの添付がない事案(指摘事項 25、34)、寄附採納手続及び台帳登録の漏れ(指摘事項 16、18、19、26、27、35、36)、現物と台帳の不整合(指摘事項 11、15)、市に所有権のない備品の管理(意見 37、39、41)等の項目が目立った。市は、財務規則等に基づき、適切に備品・財産管理を実施する必要がある。

【表 備品・財産管理について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.8 教育研修センター運営管理事業	(意見 8) 不要物品の管理について	72
No.9 外国青年(語学指導員)招致事業	(意見 9) ALT 宅にある備品の管理について	76
No.18 市民センター管理運営事業 (中央市民センター)他	(意見 20) 施設の老朽化対応と設備の更新計画	136
No.19 市民センター管理運営事業 (地区市民センター)他	(指摘事項 11) 備品の管理について	146
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 14) 薬品の安全管理について	196

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 15) 図書の実物照合について	196
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 16) 備品台帳の登録漏れについて	197
No.29-1 浪岡南小学校	(意見 33) 市の所有でない備品の区別について	197
No.29-1 浪岡南小学校	(意見 34) 民間団体の校地利用について	197
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 18) 製作看板の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて	201
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 19) 扇風機(29台)の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて	201
No.29-2 三内小学校	(意見 36) 工芸品の有効活用について	202
No.29-2 三内小学校	(意見 37) 所有権不明の仏像・工芸品について	202
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 25) 備品シールが貼られていない備品について	208
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 26) 寄附採納図書の台帳登録漏れについて	208
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 27) 電動スクリーンの寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて	209
No.29-3 甲田中学校	(意見 39) 市の所有でない備品の処理について	209
No.29-4 南中学校	(指摘事項 33) 薬品の安全管理について	214
No.29-4 南中学校	(指摘事項 34) 備品シールの貼り漏れについて	214
No.29-4 南中学校	(指摘事項 35) 寄附採納備品の管理について	215
No.29-4 南中学校	(指摘事項 36) 備品の登録漏れについて	215
No.29-4 南中学校	(意見 41) 教職員の私物について	215

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.29-4 南中学校	(意見 42) 不使用備品の処分について	216
No.29-4 南中学校	(意見 43) 備品の有効活用について	216
No.29-4 南中学校	(意見 44) 図書の排架登録(所在登録)について	216

#### (5) 小・中学校私費会計について

四校の小・中学校往査にて、学校現場における学校徴収金等の保護者等負担によって運営される会計(私費会計)の検証を実施した。一般的に私費会計には内部統制の整備及び運用の不備が存在することが多く、不正の機会が存在しやすい傾向にある。平成 20 年度の包括外部監査においても私費会計の検証を行っており、当該監査後、市内の小中学校で私費会計に係る学校毎の取扱マニュアルが作成された。監査において、取扱マニュアルを検証したところ、私費会計についての不正及び誤謬を防ぐための有効な内部統制整備はなされているものと判断できた。ただし、取扱マニュアルの実務適用(内部統制運用状況)を検証したところ、指摘が多数あった。いずれも、今後、取扱マニュアルに基づく適切な管理・運用を徹底する必要がある。

まず、本来は私費会計として認識し、決算報告書を作成、会計検査・監査を受けることが求められる収支項目にもかかわらず、簿外で処理している事案が散見された(指摘事項 17、24、32、39)。簿外での処理がなされてしまうと、会計検査・監査等の内部統制による牽制機能を受けられず不正発生のリスクが高まってしまうことから、取扱マニュアルに基づく網羅的な私費会計区分の認識を行わなければならない。

また、私費会計に対する監査・検査の不備も散見された(指摘事項 22、28、37)。「(指摘事項 28)決算報告書期末日以前の監査実施について」においては、期末日の一月超前の 2 月に会計監査が行われており、監査翌日～期末日までの収支については監査を受けていない状況であった。当然であるが、監査は決算確定後に実施しなくてはならない。

その他の指摘・意見事項としては、私費会計の締め日を任意に設定している事案(指摘事項 21、38)および私費会計の処理上の誤謬(指摘事項 29、30、31)についての指摘や、部活動振興会等の昼食代等支給について透明性を確保するための提言(意見 40、45)を行っている。

【表 小・中学校私費会計について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 17) 簿外となっている私費会計の収入及び支出について	198

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 21) 私費会計の締め日について	203
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 22) 校長が実施する会計検査の不備について	203
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 23) 周年記念事業にかかる余剰金組込に係る判断について	204
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 24) 簿外となっている周年記念事業積立金について	204
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 28) 決算報告書期末日以前の監査実施について	209
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 29) タクシー領収書の不添付について	209
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 30) 正確な私費会計決算書の作成について	210
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 31) 正確な私費会計の記帳について	210
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 32) 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について	210
No.29-3 甲田中学校	(意見 40) 部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について	210
No.29-4 南中学校	(指摘事項 37) 監査委員の独立性について	216
No.29-4 南中学校	(指摘事項 38) 私費会計の締め日について	217
No.29-4 南中学校	(指摘事項 39) 簿外となっている振興会積立金について	217
No.29-4 南中学校	(意見 45) 振興会私費会計から支出される昼食代について	217

#### (6)その他の指摘事項及び意見

小学校におけるデータ移行用の **USB** の取扱いは、原則として、利用後に速やかにデータを削除し、所定の場所に速やかに返却するというルールが定められているものの、「No.29-2 三内小学校」において長期間教員に貸し出されたままになっている状況にあった。当該 **USB** には、学校の重要なデータが保管されている可能性もあり、紛失した場合のリスクは大きい。長期に貸し出したままにせず、貸出後一定期間返却のないものについては、引上げ照合する等適切に管理する必

要がある(指摘事項 20)。

また、「No.1 特別支援教育支援員配置事業」では、非常勤職員の職務において、労働基準法で求められている休憩時間を付与していない事案があった(指摘事項 1)。休憩時間の不足が恒常化しているといった事実はない(悪質ではない)ものの、働き方改革の理念が周知・共有されつつある現状において、非常勤職員の労務管理について留意をされたい。

【表 その他の指摘事項及び意見 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見	頁
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(指摘事項 1) 休憩時間の不足について	41
No.2 新入学児童学用品支給事業	(意見 4) 学用品の支給品目について	48
No.10 就学指導委員会事務	(意見 10) 教育支援委員会の出欠状況について	79
No.22 文化財資料保管施設運営管理事務	(指摘事項 12) 第 2 特別収蔵室の使用状況について	159
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 20) USB メモリの長期貸し出しについて	202
No.29-2 三内小学校	(意見 38) USB 貸出簿への製造番号の記載について	202



## 第6章 教育委員会監査の指摘事項及び意見—各論—

### 1. 教育委員会事務局 学務課

#### (1) 学務課の概要

学務課は以下の業務を担当している(出所:市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」等)。

- ①学校の設置、廃止、統合に関する事
- ②学級編成に関する事
- ③児童生徒の就学・入学及び転学・退学に関する事
- ④通学区域の設定及び変更に関する事
- ⑤児童生徒の就学援助に関する事
- ⑥教科書無償給与に関する事
- ⑦私立学校その他団体の助成に関する事
- ⑧奨学資金に関する事
- ⑨県費負担教職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関する事
- ⑩県費負担教職員の給与に関する事
- ⑪教員免許状の申請に関する事
- ⑫叙位、叙勲に関する事
- ⑬県費負担教職員に係る職員団体に関する事
- ⑭その他県費負担職員に係る職員団体に関する事
- ⑮学校保健、学校安全に関する事
- ⑯就学時における健康診断に関する事
- ⑰学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事
- ⑱学校保健団体の育成に関する事
- ⑲学校保健に関わる国庫補助金に関する事
- ⑳独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務に関する事
- ㉑学校保健、学校安全の調査研究及び統計に関する事

(2) 学務課の職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における学務課の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員				再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)					
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事			
学務課	-	-	3	1	5	3	-	-	-	-	-	12
合計	-	-	3	1	5	3	-	-	-	-	-	12

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

(3) 学務課の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	H30 年度 歳出額	
55	教育費		622,423,345	
	10	教育総務費	468,456,468	
		15	事務局費	468,456,468
	20	小学校費	17,297,565	
		10	学校管理費	6,484,800
		15	教育振興費	10,812,765
	30	中学校費	3,372,575	
		10	学校管理費	3,372,575
	70	保健体育費	133,296,737	
		10	保健体育総務費	133,096,803
		20	学校給食費	199,934
		歳出計	622,423,345	

(出所:教育委員会提出決算データ)

(4)学務課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした学務課所管事業および概要は、下表のとおりである。

【学務課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度当初 予算額(千円)	事業の概要
1	No.1	特別支援教育支援員配置事業	21,693	以下<監査結果> 参照
2	指摘 意見 なし	奨学金貸付事業	9,033	本市の高校・大学等に在学している者の 経済的負担の軽減と修学機会の確保の ため奨学金支給事業
3	No.2	新入学児童学用品支給事業	11,260	以下<監査結果> 参照
4	No.3	スクールバス運営事業(青森地区)	186,622	以下<監査結果> 参照
5	指摘 意見 なし	学校災害共済給付及び災害賠償補償 関係事務	21,108	①独立行政法人日本スポーツ振興セン ターの災害共済給付制度の加入手続並 びに給付手続 ②全国市長会が契約す る学校災害賠償補償保険の加入手続を 行う事業
6	No.4	児童生徒保健衛生管理事業①	30,886	以下<監査結果> 参照
7	No.5	学校医等嘱託事業	69,906	以下<監査結果> 参照
8	No.6	就学援助事業(単独)	247,869	以下<監査結果> 参照
9	No.7	小中学校副読本支給事業	8,333	以下<監査結果> 参照

## <学務課 監査結果>

### No.1 特別支援教育支援員配置事業

#### 【教育委員会事務局 学務課】

##### 1. 事業の概要

###### (1) 事業の目的

学校教育法によると、特別支援学校や小中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な教育を行うことが明確に位置付けられている。

当事業は、小、中学校において通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級生活全般の支援(※)を行うため、学級に「特別支援教育支援員」(以下、特別支援員という。)を配置し、各児童生徒の特性に応じた適切な支援を行うことで、児童生徒一人ひとりの持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するといった特別支援教育の充実を図ることを目的とする事業である。

###### (※)学級生活全般の支援の事例

(出所:文部科学省『「特別支援教育支援員」を活用するために』)

- ・教室を飛び出して行く児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行うこと。
- ・書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行うこと。
- ・教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行うこと。
- ・学用品などの把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行うこと。
- ・児童生徒の他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮すること。
- ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝えること。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の児童生徒が理解しやすいように伝えること。

(2) 事業の内容

① 支援実績

近年の支援実績は下表のとおりである。

【表 特別支援員による支援実績】

項目	平成 29 年度		平成 30 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
対象学校数	27 校	8 校	37 校	7 校
	35 校		44 校	
特別支援員数 (人)	35 人		37 人	

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

② 特別支援員の派遣条件等

「青森市特別支援教育支援員配置事業実施要綱」によると特別支援員の派遣条件等は下表のとおりである。

【表 特別支援員の派遣条件等】

項目	内容
特別支援員の身分	地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員
特別支援員の職務	配慮が必要な児童生徒に対する i 授業等における学習指導の支援 ii 校外行事等における安全確保の支援 iii 校内における生活指導の支援 iv その他校長が学校生活に関して必要と認める業務
特別支援員の勤務条件等	・雇用契約は年度毎の契約とする。 ・勤務時間は、1 日 7 時間 45 分以内で、かつ、1 年間で 720 時間以内とする。 ・報酬額は 1 時間当たり 810 円とする。
特別支援員の配置基準	次のいずれかに該当する場合に配置できる。 i 普通学級に在籍する多動傾向や介助を必要とする児童生徒に支援を行う必要があると認められる場合 ii その他教育委員会が必要と認める場合

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 24 年度からの継続事業である。

## 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

### 基本施策4

特別なニーズのある子どもたちを支えます。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	22,797	20,517	21,693	
実績	22,706	20,489	21,499	
一般財源	22,706	20,489	21,499	

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	21,405	特別支援員報酬
共済費	65	
旅費	29	
合計	21,499	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 1) 休憩時間の不足について

特別支援員の職務において、労働基準法で求められている休憩時間を付与していない事案があった。労働基準法では、休憩時間について以下のように定めている。

## 【労働基準法(抜粋)】

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

勤務状況整理簿兼勤務状況報告書を閲覧したところ、特別支援員 A 氏は平成 30 年 8 月 29 日において午前 8 時から午後 3 時まで 7 時間の勤務を行ったが、同日における休憩時間は 30 分と記載されている。労働基準法では労働時間が 6 時間超～8 時間以内の場合に、少なくとも 45 分休憩を与えなければならない旨を定めており、市は違反している。法令に基づいた適切な執務管理を求める。

### (指摘事項 2) 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について

教育委員会にて特別支援員の採用活動が毎年実施されているが、平成 30 年度の面接採点表において、面接採点者の記名がなく採点者不明のものがあつた。透明性を確保することや、事後的な説明責任を果たすため、面接採点者の記名を行うべきである。

### (意見 1) 特別支援教育支援員配置事業の拡充について

特別支援員配置決定までの業務手順として、小中学校校長から支援が必要と思われる児童生徒の状況を教育委員会へ提出し、教育委員会が支援員の配置を決定する。平成 30 年度において支援が必要と校長が回答した児童生徒数は 585 人であつた。一方で、平成 30 年度における特別支援員の数は 37 人であることから、青森市において特別支援員のニーズに対する配置実績人員は著しく不足している状況が示唆される。

今般の監査にて、他自治体の特別支援員の配置状況や事業規模の確認、当市との比較分析のためにアンケート調査を実施した。アンケート内容及びアンケート結果は以下のとおりであつた。

【アンケート内容】

調査対象:

青森市と人口が同規模の地方自治体

問 1

貴自治体における「特別支援教育支援員」の平成 30 年度中の配置状況をご教示ください。

幼稚園・保育園	人
小学校	人
中学校	人
高等学校	人
その他	人
合計	人

問 2

貴自治体における「特別支援教育支援員」の配置にかかる事業の平成 30 年度決算額をご教示ください。

「特別支援教育支援員」の配置にかかる事業の平成 30 年度決算額	千円
----------------------------------	----

問 3

貴自治体における「特別支援教育支援員」の報酬体系をご教示ください。

区分	報酬形態	報酬額

問 4

監査報告書における記載の可否



【アンケート結果】

自治体名	【問1】 特別支援教育支援員数	【問2】決算額 (単位:千円)	【問3】 報酬体系
青森市	合計 37 人	21,499	全支援員:時給制:時給 810 円
八戸市	合計 82 人(※1) (小学校:55 人 中学校:27 人)	(※2) 74,364	特別支援アシスタント:時給制:時給 1,000 円 特別支援教育看護支援員:時給制:時給 1,200 円
秋田市	合計 184 人(※3) (小学校:141 人 中学校:43 人)	(※4) 148,580	学級生活支援サポーターA:日給制:日額 6,250 円 学級生活支援サポーターB:日給制:日額 5,000 円 学校行事等支援サポーター:時給制:時給 1,250 円
盛岡市	合計 64 人 (小学校:44 人 中学校:20 人)	40,875	全支援員:時給制:時給 1,000 円
いわき市	合計 101 人 (小学校:88 人 中学校:13 人)	135,706	全支援員:時給制:時給 832 円
A 市	合計 82 人 協力員(フルタイム)(小学校:36 人 中学校:11 人) 支援員(パートタイ ム)(小学校:26 人 中学校:5 人 幼 保園:4 人)	139,031	協力員:日給制:日額 7,000 円 支援員:時給制:時給 900 円
B 市	合計 84 人 (小学校:57 人 中学校:26 人 その 他:1 人)	170,661	非常勤嘱託職員:月給制:月給 156,000 円 臨時職員:日給制:日給 6,800 円

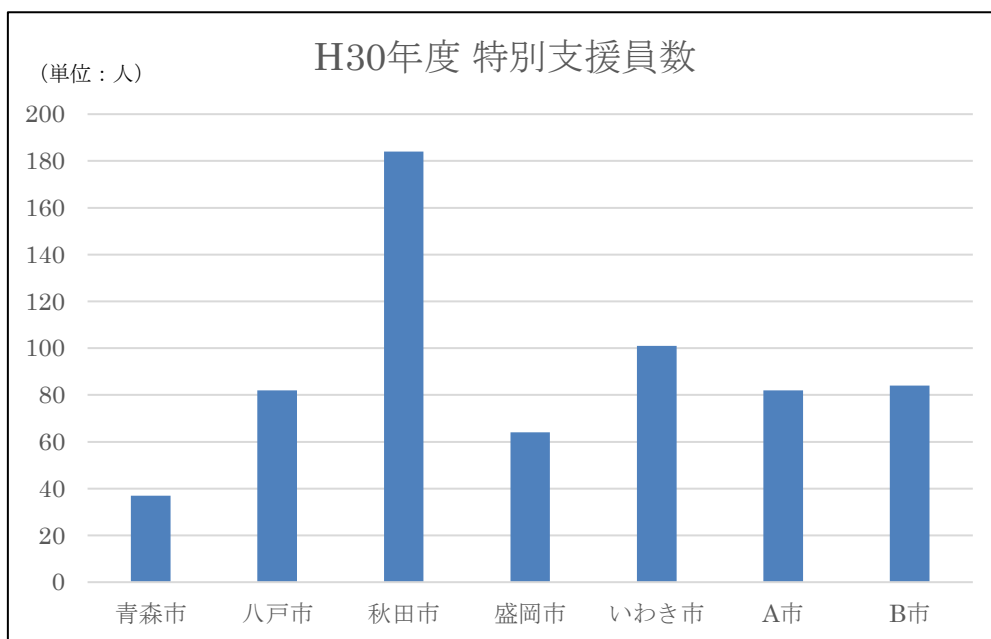
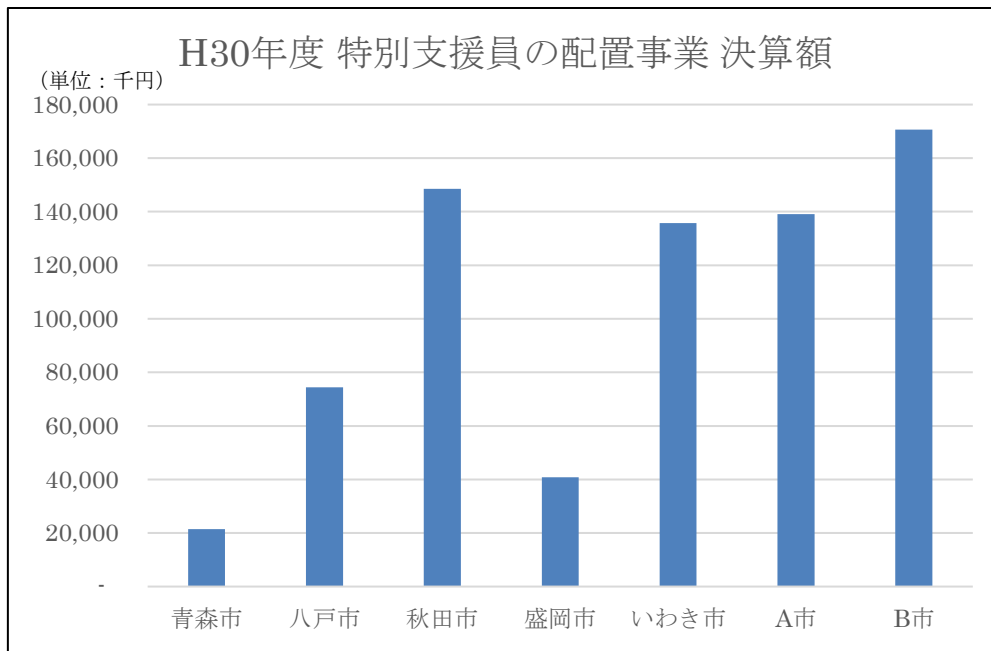
(※1) 小学校 2 名の「特別支援教育看護支援員」を含んだ人数。「特別支援教育看護支援員」は、学校において医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の状態に応じて配置。

(※2) 「特別支援教育看護支援員」を除くと、70,856 千円となる。

(※3) 通級学級に在籍する児童生徒の支援のため派遣する学級生活支援サポーターの人数。この他学校行事等の際に派遣する学校行事等支援サポーター40 人を年間 1,100 時間のべ 191 人派遣。

(※4) 決算額は、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の状況に応じて派遣する学級生活支援サポーター事業と、長時間の学校行事、校外学習等の際に派遣する学校行事等支援サポーター事業の合計である。

【アンケート結果 自治体比較グラフ(出所:監査人作成)】



自治体によって、公立の幼稚園・保育園を有するか、回答に看護支援員を含むか、当事業の決算額にどこまでの範囲が含まれるか等によって若干の差異はあるものと思料されるが、アンケートの回答を見る限り、青森市は同規模の他自治体と比較して、事業規模(決算額)が最も少額であり、特別支援員数が最も少ないことがわかる。予算的な制約があることは理解できるが、他の自治体との単純比較においてその乖離は大きいとの感想を持つ。

近年の幼児期・学童期における特別支援教育の動向として早期発見、早期対応の重要性が認識されつつあり、就学前の5歳児健診にて支援が必要な児童を早期に適正に発見し、就学後にお

ける学校不適応などの二次的な不適応へと進展しないよう、保護者や学校に子どもの発達特性に対する適切な認識と、その対処方法が早期に備わった状態であることが望まれている。全国的に 5 歳児検診における障がい等の早期発見の体制が広がりを見せ、確立しつつあるなか、発見後の事後対応、相談体制の確立が急務となっており、保護者のニーズとしても子どもが楽しく、安心して学校教育を受けることができる体制確立の意識は高まっていると思われる。

このような全国的傾向のなか、当意見の冒頭に記載したように、青森市における特別支援員のニーズに対する配置実績人員が不足していることは事実である。予算的な制約、専門的な技術や、知識を必要とする支援員の拡充は簡単ではないことも理解できるが、拡充に繋がるような検討を行うことも必要ではないかと考える。

また、青森市の特別支援員に対する報酬は時給 810 円と、前記【アンケート結果】における他の自治体と比較し、最も低い報酬設定となっている。また、時給 810 円という水準は、青森県の最低賃金 790 円(令和元年 10 月 4 日以降適用)と同程度である。特別支援員は専門的な知識を要し、子どもの保護・教育という責任を伴う仕事であるので、支援員の報酬として率直に低いとの感想を持つ。報酬の再検討も望みたい。

### **(意見 2) 教育委員会への事業成果のフィードバックについて**

特別支援員による成果や、特別支援員の勤務評価は各学校の校長で留まっており、所管する教育委員会には伝達されていない。各学校に教員委員会へ年度報告を求めることで、年間の事業成果(支出効果)の測定や、次年度の支援員配置計画、特別支援員の効率的・効果的な採用活動の実施に役立てられると考える。今後、各学校から、教員委員会へ年度の成果報告を行うことを求めたい。

### **(意見 3) 支援対象者不在のケースの教育委員会への報告について**

特別支援員配置決定までの業務手順として、小中学校校長が支援を必要とすると思われる児童生徒の状況を教育委員会へ提出し、教育委員会が支援員の配置を決定する。各学校で支援対象者が不在と判断した場合、報告を行わない運用としており、それをもって教育委員会では支援対象者が 0 人とする回答として扱っている。支援要求の有無により、支援が必要な児童生徒へ対して支援員の配置が決定されることから、校長における「支援対象なし」との判断は、児童生徒・保護者にとって重要事項である。今後、支援対象者が存在しない場合であっても、その判断を文書にて教育委員会に報告すべきである。

## No.2 新入学児童学用品支給事業

### 【教育委員会事務局 学務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長と学校教育を通じた社会参加の第一歩を記念するとともに、小学校入学時の保護者の負担軽減を図るため、新入学児童に係る入学祝品(学用品)を支給し、もって新入学児童の学習能力の向上及び本市における教育の振興に資することを目的とする(青森市新入学児童学用品支給事業実施要綱第1条より。以下、要綱という。)

##### (2) 事業の内容

小学校入学時の保護者の負担軽減を図るとともに、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を喜び、学校生活を通じた社会参加の第一歩を記念し、小学校へ入学する児童へ、入学時に必要な学用品を贈呈することとしている。

なお、支給の対象となる新入学児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- ①入学式当日に青森市立小学校第一学年に在籍する児童
- ②青森市に住所を有し、入学式当日に特別支援学校小学部第一学年に在籍する児童
- ③青森市に住所を有し、区域外就学の手続により、入学式当日に青森市以外の小学校第一学年に在籍する児童

(出所:要綱第2条より抜粋)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は平成19年から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### **基本施策6**

子どもたちの公平な教育機会を確保します。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	13,901	12,511	11,260	
実績	12,481	11,806	10,148	
一般財源	12,481	11,806	10,148	

※ なお、支給実績人数の推移は以下のとおりである。

平成 28 年度 : 2,237 名 平成 29 年度 : 2,017 名 平成 30 年度 : 2,036 名

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
扶助費	10,148	
合計	10,148	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 4) 学用品の支給品目について

新入学児童学用品支給事業は、平成 19 年度から継続的に実施されているが、その支給される学用品は合併前の旧青森市の区域と旧浪岡町の区域で異なっている。以下に、各区域における平成 26 年度から平成 30 年までの内訳を記載する。

#### 【表 学用品の支給品目】

年度	区域	品目
平成 26 年度	旧青森市の区域	算数セット、色鉛筆、油粘土、工作マット、整理箱、生活科バック、道具袋、連絡帳、工作はさみ、パステル、スティックのり、連絡袋、サインペン、とび縄(14 品目)
	旧浪岡町の区域	ナイロン製リュック
平成 27 年度	旧青森市の区域	算数セット、色鉛筆、油粘土、工作マット、整理箱、生活科バック、道具袋、連絡帳、工作はさみ、パステル、スティックのり、連絡袋、(12 品目)
	旧浪岡町の区域	ナイロン製リュック

平成 28 年度	旧青森市の区域	算数セット、色鉛筆、油粘土、工作マット、整理箱、生活科バック、道具袋、連絡帳(8品目)
	旧浪岡町の区域	ナイロン製リュック
平成 29 年度	旧青森市の区域	算数セット、色鉛筆、油粘土、工作マット、整理箱、生活科バック(6品目)
	旧浪岡町の区域	ナイロン製リュック
平成 30 年度	旧青森市の区域	算数セット、色鉛筆、油粘土、工作マット、整理箱、連絡帳、スティックのり(7品目)
	旧浪岡町の区域	ナイロン製リュック

(出所:担当課資料より監査人作成)

上記のように、旧青森市の区域で支給されている学用品は、年度を追うごとに支給品目が減っており、旧浪岡町の区域はナイロン製リュック(下記写真参照)を支給することで一貫している。

このように区域によって支給される品目が異なる理由は、旧浪岡町は合併前からナイロン製リュックを継続的に支給していたが、旧青森市にはそのような事業は存在していなかったため、合併以降、旧青森市の区域でも平等に学用品を支給するよう要綱を定めたことにある。その後、この事業は裁量的事業であることから、旧青森市の区域の予算枠が減額している状況である。



(写真 ナイロン製リュック :監査人撮影)

上記のようなナイロン製リュックは、通常のランドセルより重量が軽く、費用も数千円程度(平成 30 年度の入札額は 1 個当たり 6,210 円)で済むと言われ、デザインは異なるものの大阪府摂津市や茨城県日立市などでも実施されているそうである。

このような特色のあるプレゼントは児童達の記憶に残ることにもなり、また、家計の経済的負担の観点からも一定の有用性はあると思われる。

これに対し、旧青森市の区域で実施されている学用品の支給は、一定の予算枠の中で副教材や文房具を購入しており、予算消化のために事業を続けているようにも思える。特に、色鉛筆やス

ティックのり等の文房具については、各個人の好みやきょうだい等からのいわゆるおさがりも考えられることから、公金で購入する類ではないと思われる。これらの支給は、全ての児童に扶助するのではなく、就学援助事業の拡充などで対応することも検討すべきである。

旧浪岡町の区域と旧青森市の区域のバランスをとることも重要であるが、ここは行政が知恵をしぼり多くの市民が納得する方法を採用することを期待する。

【他自治体 参考ホームページ】

- ①大阪府摂津市 (<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/kyouikusoumubu/kyouikuseisakuka/randoseru/2776.html>)
- ②茨城県日立市 (<https://www.city.hitachi.lg.jp/kyouiku/school/001/p001327.html>)

### No.3 スクールバス運営事業(青森地区)

#### 【教育委員会事務局 学務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

遠距離通学をしている児童生徒が通学に利用できる路線バス等が無い場合などに、安全な通学手段を確保するとともに、通学に係る負担を軽減するため、スクールバス等を運行する。

##### (2) 事業の内容

青森地区においては、スクールバスの運行そのものを委託している。また、下校時は、スクールバスの他、一部の地区については、タクシーを借上げ下校している。平成 30 年度におけるスクールバス業務委託利用状況は下表のとおりである。

【表 スクールバス利用状況】

No	学校名	コース	バスの規格	利用者数	授業日の運行状況
1	東陽小学校 及び 東中学校	滝沢・ 三本木	小型	東陽小:11名 東中:6名 合計:17名	登校:1便 下校:3便 ※一部タクシー利用
		浅虫	小型	東陽小:19名	登校:1便 下校:3便
2	東中学校	浅虫	小型	16名	登校:1便 下校:2便
		久栗坂	小型	21名	登校:1便 下校:2便
3	荒川小学校 及び 荒川中学校	入内	小型	荒川小:5名 荒川中:14名 合計:19名	登校:1便 下校:2便 ※一部タクシー利用
		大柳辺	中型	荒川小:4名 荒川中:23名 合計:27名	登校:1便 下校:2便 ※一部タクシー利用
4	新城中央小学校 及び 新城中学校	孫内・ 鶴ヶ坂・ 戸門	中型	新城中央小:30名 新城中:23名 合計:53名	登校:3便 下校:5便
5	原別小学校	久栗坂	小型	14名	登校:1便 下校:3便



No	学校名	コース	バスの規格	利用者数	授業日の運行状況
6	泉川小学校	細越	小型	20名	登校:1便 下校:3便
7	荒川小学校	金浜	中型	26名	登校:1便 下校:3便
—	合計	—	—	小学生:129名 中学生:103名 合計:232名	—

(出所:担当課資料より監査人作成)

【表 タクシー利用状況】

No	学校名	コース	利用者数
1	荒川小学校	入内	5名
		大柳内	4名
2	東中学校	滝沢・三本木	6名
—	合計	—	15名

(出所:担当課資料より監査人作成)

## 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は平成15年から継続的に実施されている。

## 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

### 基本施策6

子どもたちの公平な教育機会を確保します。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	192,648	192,389	186,622	
実績	168,197	154,793	148,017	
国庫支出金	25,878	17,944	13,762	
一般財源	142,319	136,849	0	
その他	0	0	134,255	青森市地域振興基金繰入

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	10	タクシーチケット用紙代
委託料	144,496	スクールバス業務委託料
車両借上料	3,511	タクシー借上料
合計	148,017	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 3) タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて

前述「1. (2) 【表 タクシー利用状況】」に記載のとおり、市内の 2 校(荒川小学校及び東中学校)の一部で下校時にタクシーを利用しており、年間のタクシー借上料は 3,511 千円発生しているが、青森市とタクシー会社との契約がない。

担当者によると、必要な時に近隣のタクシー会社を呼び出し、口頭にて利用を告げているということであるが、下記「(指摘事項 4) タクシーの借上げ料金について」にも関連する料金等について契約を結ぶことが必要である。

### (指摘事項 4) タクシーの借上げ料金について

下校時におけるタクシー利用は、上記「(指摘事項 3) タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて」に示すように利用時に近隣のタクシー会社(実態は固定)に電話し、学校に配

車してもらい、口頭にて**30分間のタクシー借上げ**を行うことを告げ、その時間内で児童生徒を自宅まで送る方法を採用しており、その際、**1回当たり2,550円**の利用料金が発生しており変動することはない。なお、料金は、当該タクシー会社における**タクシー1台を30分間借り上げるための正規の料金**である。

しかし現在、タクシー料金は一部自由化されているため、市内のタクシー料金は一律ではない。例えば、監査人がインターネット等で調査したところ、市内の業者においては**30分2,400円**のタクシー会社の存在が認められた(令和元年9月現在)。経済的なタクシーの利用料金について調査し、競争入札等で業者を決めることが必要である。

## No.4 児童生徒保健衛生管理事業①

### 【教育委員会事務局 学務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

学校保健安全法等に基づき、児童生徒及び教職員の健康診断等を実施し、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的とした事業である。

##### (2) 事業の内容

児童生徒の健康診断の検査内容、対象者は下表のとおりである。

【表 健康診断の検査内容、対象者】

検査内容	対象者	備考
尿検査(一次、二次)	小・中学校全学年	旧浪岡町の区域 は除く
心電図検査	小学校1年、中学校1年	
腎臓検査	尿検査(二次)の陽性者	
結核精密検査	結核の疑いのある者	
就学時健康診断	翌年度小学校入学予定者	

(出所:市提出資料より監査人作成)

#### 2. 事業の形態

青森市の単独事業であり、事業費の全額が一般財源で賄われている。児童生徒に対する健康診断は委託形式で行われており、委託先は下表のとおりである。

【表 健康診断委託先一覧】

業務内容	委託先
尿検査	青森市学校薬剤師会
心電図検査、腎臓検査、結核精密検査、就学時健康診断(医科系)	(一社)青森市医師会
就学時健康診断(歯科系)	(一社)青森市歯科医師会

(出所:業務委託契約書より監査人作成)

耳鼻科用検診器具の滅菌・管理業務、歯科用検診器具の滅菌・管理業務は東北エア・ウォータ一株式会社へ委託している。この業務について、以前は対応可能な登録業者が2者であったため指名競争入札を行っていたが、予定価格を事前公表するようになった平成25年度以降は、予定

価格内での対応が困難との理由で 1 者が辞退し入札が中止となる状況が続いており、辞退しなかった東北エア・ウォーターとの一者随意契約となっている。

### 3. 事業実施期間

当事業は従来から継続的に実施されている。

### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

#### 基本施策7

小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。

### 5. 事業費の予算と実績額

#### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	30,519	30,817	30,886	
実績	30,001	30,045	29,155	
一般財源	30,001	30,045	29,155	

#### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	515	
役務費	11,872	小・中学校教職員健康診断手数料
委託料	16,040	健康診断業務委託料、耳鼻科検診用検査器具管理業務委託料
備品購入費	728	保健室用備品の購入
合計	29,155	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 5) 契約単価の妥当性の検証について

児童生徒に対する健康診断は委託の形で行われており、委託料は1人当たりの単価契約となっている。過去の契約単価の推移を確認したところ、尿検査、心電図検査、就学時健康診断の契約単価が平成26年度から平成30年度まで同額であった。また、これらの平成30年度の契約時の起案文書において、一者随意契約となる理由及び一者から見積書を入手する旨については文書化されていたものの、契約単価の妥当性については文書化されていなかった。市と委託先との間で合意した契約単価であるため、法的には何ら問題はないが、児童生徒に対する健康診断の委託先とは全て一者随意契約であり、今後も一者随意契約が継続すると見込まれることを考えると契約単価の硬直性が生じやすい状況にある。契約単価の硬直性のリスクを低減し、事業の経済性を確保するためにも、定期的に契約単価が妥当であるかの検証を行い、その検証過程、検証結果を文書化し、その文書化内容を将来の契約単価の見直しの際に活用できるようにすべきである。

## No.5 学校医等嘱託事業

### 【教育委員会事務局 学務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

学校保健安全法に基づき、小・中学校に学校医(内科・眼科・耳鼻科)、学校歯科医、学校薬剤師を配置し、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とした事業である。

##### (2) 事業の内容

学校医、学校歯科医、学校薬剤師(以下、「学校医等」という。)の職務は、青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則で定められており、主な職務は下記のとおりである。

#### 【学校医等の主な職務】

- ・学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- ・学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと(学校医、学校薬剤師のみ)。
- ・健康相談に従事すること。
- ・保健指導に従事すること。
- ・健康診断に従事すること(学校医、学校歯科医のみ)。
- ・疾病の予防処置に従事し、及び措置に関し必要な指導と助言を行うこと(学校医、学校歯科医のみ)。
- ・感染症の予防に関し必要な指導と助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること(学校医のみ)。

(出所:青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則から一部抜粋)

#### 2. 事業の形態

青森市の単独事業であり、事業費の全額が一般財源で賄われている。

学校医等の配置にあたっては、市教育委員会から医師、歯科医師、薬剤師に委嘱するという形態がとられている。

#### 3. 事業実施期間

当事業は昭和 35 年度から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策3

子どもたちの健やかな体を育みます。

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	64,755	64,531	69,906	
実績	64,741	64,531	69,887	
一般財源	64,741	64,531	69,887	

##### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	69,837	学校医等への報酬の支払
役務費	50	郵送料
合計	69,887	

#### 6. 監査の結果及び意見

##### (意見 6) 報酬の妥当性の検証について

市の学校医等に支払う報酬は、学校医、学校歯科医は 1 校当たり年額 224,000 円、学校薬剤師は年額 157,000 円となっており、少なくとも平成 15 年以前から報酬は同一金額であり、見直しは行われていない。15 年以上にわたって報酬水準が同額である状態が続いているが、経済環境、教育環境、医療現場の環境は大きく変わっており、客観的に当該報酬が妥当な水準なのか不明である。厚生労働省が発表した平成 28 年の都道府県別にみた 10 万対医師数では、平成 28 年 12 月 31 日現在で青森県は 198. 2 人で全国の水準線 240.1 を大きく下回っており、医師数が相対的に少ない地域ということを踏まえると、健康診断に従事することは医師、歯科医にとって負担が過大である可能性もあり、そのような状況下では報酬が低い可能性もある。また、児童生徒規模が大きい学校であれば、現状の報酬が低すぎるかもしれないし、児童生徒規模が小さい学校であれば、



現状の報酬が高すぎるのかもしれない。事業の経済性、有効性を確保するうえでも、報酬が妥当な水準であるか、定期的な検証を行う必要がある。

## No.6 就学援助事業(単独)

### 【教育委員会事務局 学務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒又は入学予定者の保護者に対して市が行う援助である。

##### (2) 事業の内容

就学援助の支給の対象となる者は、青森市に住所を有し、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者及び青森市外に住所を有し、青森市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護法で規定する要保護者や、青森市児童生徒就学援助要綱(以下、「要綱」という。)の別表で定めている準要保護者認定基準(以下、「認定基準」という。)に該当する者である。認定基準の主なものは以下のとおりである。

- ・生活保護の停止又は廃止をされた者
- ・市町村民税の減免・非課税、国民健康保険税の減免・猶予を受けている者
- ・国民年金の掛金の減免をされている者
- ・児童扶養手当の支給をされている者
- ・世帯の収入金額の合計額が生活保護基準に基づいて算定した需要額の 1.3 倍以下となる者

過去 5 年間の支給対象者数は下表のとおりである。

【表 支給対象者数の推移】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校(人)	3,204	3,089	2,937	2,826	2,507
中学校(人)	1,993	2,023	1,934	1,825	1,602

(出所:学務課まとめ)

#### 2. 事業の形態

青森市の単独事業であり、事業費の全額が一般財源で賄われている。

#### 3. 事業実施期間

当事業は従来から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策6

子どもたちの公平な教育機会を確保します。

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	236,510	220,684	247,869	
実績	226,849	214,740	229,181	
一般財源	226,849	214,740	229,181	

##### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
扶助費	229,181	就学援助の支給
合計	229,181	

#### 6. 監査の結果及び意見

##### (指摘事項 5) 就学援助費申請書の教育委員会の所見の記載について

就学援助費申請書(以下、「申請書」という。)には、申請者が認定基準のどれに該当するかについて、教育委員会の所見が記載される。申請書綴りを閲覧したところ、本来であれば認定基準として市民税非課税に該当するところ、教育委員会の所見欄では児童扶養手当の支給を受けているに該当すると記載されていた申請書があった。所見欄の記載が誤っていたとしても、認定基準に該当する申請者であったため、就学援助の支給そのものには問題はない。限られた時間や人員の中で、膨大な量の申請書をチェックしなければならないため、所見欄の記載についてはダブルチェックを行っていない。しかし、ダブルチェックを行えない状況においては、申請書のチェック担当者がより細心の注意を払って業務処理を進める必要がある。

### (指摘事項 6) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について

世帯の総収入額が少なく経済的に困窮している申請者については、要綱において、下記の認定基準が定められている。

要綱の別表(第3条関係)準要保護者認定基準より一部抜粋

3 世帯の前年度中の収入金額の合計が、平成 27 年 4 月 1 日に青森市に適用された生活保護法第 8 条の規定による生活保護基準額に基づいて算定した需要額の 1.3 倍以下となる者

申請書綴りを閲覧したところ、要綱の要件を満たさないにもかかわらず認定が行われており、17,220 円の援助がなされている事案があった。この事案にかかる申請書を確認したところ、収入金額、需要額等のデータは下表のとおりである。

【表 ある申請書に関する収入金額、需要額などのデータ】

収入金額(a) (円)	需要額(b) (円)	需要額の 1.3 倍(c) (円)	(d)=(a)-(c) (円)	(e)=(a)/(b) (倍)
3,827,272	2,938,374	3,819,886	7,386	1.302513

(出所:申請書添付書類)

(d)の金額より、収入金額は需要額の 1.3 倍を超過しており、本来であれば認定基準を満たさない。しかし、所管課では収入金額を需要額で除した(e)の数値を表計算ソフトで算出し、この数値に基づいて認定するか否かを判断しており、表計算ソフトの表示において(e)の数値が小数点第 2 位までしか表示されないことから、収入金額が需要額の 1.30 倍であると判断し、認定に至っている。しかし、実際には(e)の数値を見てもわかるとおり、1.3 と割り切れているわけではなく、小数点第 3 位以下に端数が生じているため、厳密には 1.3 倍超であるし、(d)の金額を見てもわかるとおり、収入金額は需要額の 1.3 倍を超過している。もし、収入金額を需要額で除した数値で認定するか否かを判断するのであれば、収入金額の合計額を需要額で除した数値が 1.3 以下となる旨の他に、当該数値の小数点以下の端数処理に関しても認定基準に明記しなければならない。

## No.7 小中学校副読本支給事業

### 【教育委員会事務局 学務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

中学校用の道徳副読本と小学校 3・4・6 年生及び中学校用の社会科副読本の支給を目的とした事業である。

##### (2) 事業の内容

事業の内容は以下のとおりである。

- ・中学校生徒に、購入した道徳副読本を支給する。
- ・小学校 3・4 年生用に、市独自の社会科副読本を製作、支給する。
- ・小学校 6 年生及び中学校用に、社会科等で活用する副読本を製作、支給し、「ふるさとの教育の充実」を図る取組を支援する。
- ・副読本製作のために編集会議を開催する。

#### 2. 事業の形態

青森市の単独事業であり、事業費の全額が一般財源で賄われている。児童生徒に支給される副読本のうち、小学校 3・4・6 年生用の社会科副読本製作、中学校用の社会科副読本製作は委託の形で行われている。

#### 3. 事業実施期間

当事業は従来から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### **基本施策6**

子どもたちの公平な教育機会を確保します。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	15,506	15,139	8,333	
実績	14,925	14,551	7,157	
一般財源	14,925	13,367	7,157	
その他	-	1,184	-	元気都市あおもり 応援基金繰入金

平成 30 年度から小学校の道徳が教科化されたことに伴い、小学校の道徳の副読本は国から支給されることになった。そのため、平成 30 年度の当初予算、実績が前年度の水準から大きく減少している。

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	4,327	中学校道徳副読本購入費
委託料	2,830	小学校、中学校社会科副読本製作委託料
合計	7,157	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 7) 副読本の製作数について

委託にて製作される副読本は、児童生徒数等を参考にまとまった冊数の副読本を製作し、児童生徒に支給している。年度途中で転入してくる児童生徒もいるため、当初在籍している児童生徒に支給する冊数より余分に製本する必要がある。また、児童生徒に支給する以外にも、教育委員会事務局用、副読本製作のための編集委員会メンバー用、副読本製作時の取材先配付用としてもある一定冊数の製本が必要となる。

監査実施時点(令和元年 9 月)において、平成 30 年度に委託により製作した副読本の製作数、支給・配付数、残数は下表のとおりである。

【表 平成 30 年度製作分の製作数、支給・配付数、残数】

(単位:冊)

項目	3・4 年生用	3・4 年生用	6 年生用	中学生用
	上巻	下巻		
製作数	2,500	2,400	2,600	2,600
支給・配付数	2,350	2,312	2,490	2,524
残数	150	88	110	76

(出所:学務課まとめ)

いずれの副読本も 50 冊以上残っており、3・4 年生用の上巻にいたっては 150 冊も残っている。委託により製作された副読本は毎年改訂されるため、年度を終え次年度以降は支給、配付がなされず、余ったままとなり無駄となる。確かに転入生への支給に備え、ある程度余裕をもって製作する必要があるだろう。しかし、平成 28 年度、29 年度に製作、支給した 3・4 年生用の副読本の製作数、支給・配付数、残数は下表のとおりであり、平成 29 年度製作分にいたっては約 400 冊の副読本が余っており、最終的な残数を少なくする余地がある。また、残った副読本は盗難のリスクを抱え、多く残数があるほど盗難による損失額が拡大するリスクもある。よって、今後は、過去の支給、配付、残数の実績を踏まえて必要な製作数の精度を高め、副読本の残数ができるだけ少なくなるように事業を遂行することが必要である。

【表 平成 28,29 年度製作分の製作数、支給・配付数、残数】

(単位:冊)

	平成 28 年度製作分		平成 29 年度製作分	
	3・4 年生用	3・4 年生用	3・4 年生用	3・4 年生用
	上巻	下巻	上巻	下巻
製作数	2,600	2,600	2,500	2,600
支給・配付数	2,441	2,569	2,310	2,393
残数	159	31	190	207

(出所:学務課まとめ)

## 2. 教育委員会事務局 指導課

### (1) 指導課の概要

指導課は以下の業務を担当している(出所:市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」等)。

- ①教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導並びに学校教育の専門的事項の指導に関すること
- ②教職員の指導に関すること
- ③教科用図書の採択に関すること
- ④教科用図書以外の図書その他の教材に関すること
- ⑤学校行事及び学校休業に関すること
- ⑥児童生徒に関する教育問題・課題に対する研究、相談、普及に関すること
- ⑦教育関係職員の研修に関すること
- ⑧少年の指導育成に関すること
- ⑨少年の相談活動に関すること
- ⑩少年指導委員に関すること
- ⑪その他少年対策に関すること
- ⑫教育研修センターに関すること
- ⑬教育支援委員会に関すること
- ⑭教育支援委員会に基づく児童生徒の教育支援に関すること
- ⑮教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること
- ⑯幼児、児童及び生徒の教育相談に関すること
- ⑰教育関係資料の収集及び研究に関すること
- ⑱その他教育の充実振興に関すること



(2) 指導課の職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における指導課の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員				再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)					
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事			
指導課	-	-	2	1	6	-	-	-	-	-	1	10
教育研修センター	-	-	1	3	8	2	-	-	-	-	30	44
合計	-	-	3	4	14	2	-	-	-	-	31	54

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

(3) 指導課の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	H30 年度 歳出額	
15	総務費		8,175,640	
	10	総務管理費	8,175,640	
		25	企画費	8,175,640
20	民生費		10,482,355	
	10	社会福祉費	10,482,355	
		25	青少年対策費	10,482,355
55	教育費		153,171,753	
	10	教育総務費	145,889,043	
		15	事務局費	10,669,756
		20	指導研修費	135,219,287
	20	小学校費	14,400	
		10	学校管理費	14,400
	60	社会教育費	146,320	
		10	社会教育総務費	146,320
	70	保健体育費	7,121,990	
		10	保健体育総務費	7,121,990
		歳出計	171,829,748	

(出所:教育委員会提出決算データ)

(4) 指導課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした指導課所管事業および概要は、下表のとおりである。

【指導課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額(千円)	事業の概要
10	No.8	教育研修センター運営管理事業	29,950	以下<監査結果> 参照
		教職員研修事業(中核市)	4,251	中核市の権限として県負担教職員の研修を実施し、本市特有の教育課題に対応できる教職員の資質向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心、健康、体力の育成を目指した次世代の学校づくりの推進に努めることを目的とする事業
11	No.9	外国青年(語学指導員)招致事業	79,779	以下<監査結果> 参照
12	No.10	就学指導委員会事務	11,660	以下<監査結果> 参照

<指導課 監査結果>

No.8 教育研修センター運営管理事業

【教育委員会事務局 指導課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教育研修センターは、教育に関する専門的事項の研究及び教育関係職員の研修等の場を提供するとともに、幼児・児童・生徒の教育相談及び障がいのある(と思われる)子どもの就学・教育相談の充実を図ることなどを通じて、学校教育全般の水準向上を期して設置されている。この教育研修センターの運営及び施設の維持管理を実施することが当事業の目的である。

(2) 施設の概要

青森市教育研修センターの概要は下記のとおりである。

項目	内容
所在地	青森市栄町一丁目 10 番 10 号
設置根拠条例	青森市教育研修センター条例
開館日	昭和 60 年 5 月
施設の沿革	昭和 58 年 12 月 15 日 着工 昭和 60 年 03 月 30 日 完成 昭和 60 年 05 月 01 日 開館・教育相談室開設 平成 08 年 04 月 01 日 適応指導教室フレンドリールーム「あおいもり」が発足 平成 19 年 04 月 01 日 青森市が中核市となり、基本研修等の市単独開催開始 平成 24 年 04 月 01 日 就学指導室(現:教育支援室)開設 現在に至る
施設の概要	敷地面積 3,145.81 m <sup>2</sup> 建築面積 1,057.89 m <sup>2</sup> 延面積 4,668.56 m <sup>2</sup> 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建て うち 1 階及び 2 階の一部が東消防署となっている。 なお、延面積のうち教育研修センターは 3,302.07 m <sup>2</sup> 、東消防署は 1,366.49 m <sup>2</sup> である。 【フロア別施設】 1 階 教育研修センター及び東消防署 2 階 第 1 研修室、東消防署 3 階 事務室、指導主事執務室、所長室、会議室、ミーティングルーム、技術・家庭科研修室、図書・資料閲覧室 4 階 第 2 研修室、教育支援室、適応指導教室 フレンドリールーム「あおいもり」、理科研修室、コンピュータ研修室、教育相談室

項目	内容
	5階 大研修室、音楽科研修室、視聴覚研修室

## 2. 施設運営管理業務の概要

青森市教育研修センターは、教育に関する専門的、技術的事項の研究、教育関係職員の研修等の用に供し、もって教育の充実振興を図るため設置されており、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (4) 教育関係資料の収集及び研究に関すること。
- (5) その他教育の充実振興に関すること。

(出所:青森市教育研修センター条例 第2条及び第4条より。)

## 3. 教育研修センターに関連する事業

教育研修センターは、今回監査対象となっている教職員研修事業(中核市)及び就学指導委員会事務の一部が実施されている。

## 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

### 基本施策7

小・中学校において、きめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整えます。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	29,989	28,066	29,950	
実績	28,232	29,103	29,679	
一般財源	17,534	18,056	18,622	
その他	10,698	11,047	11,057	東消防署管理費負担金

## (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	21,211	水道光熱費等
役務費	308	
委託料	7,452	清掃・保守点検委託料
使用料及び賃借料	356	
備品購入費	352	
合計	29,679	

## 6. 監査の結果及び意見

## (意見 8) 不要物品の管理について

教育研修センターで管理している備品台帳から、特に電化製品や電子機器についてサンプルで実査を行い、使用可能かどうかを監査した結果、以下の物品について、その所在や使用可能性について疑義があった。

備品番号	品名	取得年月日	規格	取得価格 (円)	実在性	利用可能性
129483	OA 用 ソフト	H11.10.22	図形ランチ BOX	13,650	問題無し	不明
129587	テレビ	H7.3.29	ソニー KV-19GP2	56,350	問題無し	利用可能
135347	ワープロ	H7.5.19	シャープ WD-X800	200,850	所在不明	不明
129459	プリンタ	H11.2.12	キャノン LBP-2160	510,300	問題無し	不明

教育委員会事務局指導課で管理している備品は、備品台帳一覧表によると 1,100 品目以上あり、その所在場所は、教育研修センター内、駅前庁舎内、浪岡教育事務所教育課内、ALT の住居内と多岐にわたる。

上表にあるような 20 年前の OA 用ソフト、ワープロ、プリンター等は仮に物品として存在していた

としても、それを有効的に利用できるとは思えず、単に保管場所が必要となるだけである。

備品の適切な管理を図るため、物理的に破損等をしていなくとも、今後は使用予定のない物品については必要に応じ処分し、保管コストが発生しないようにするべきである。

【参考】青森市財務規則(抜粋)

(備品の処分)

第二百四十条 物品管理員は、保管している備品で破損、汚損等により使用できない備品があるときは、会計機関に対し備品返納処分書により通知しなければならない。

## No.9 外国青年(語学指導員)招致事業

### 【教育委員会事務局 指導課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

英語を母国語とする外国青年を小・中学校へ派遣し、授業等において自国の文化を紹介したり、日本人教師と一緒に英語の授業を行い、生の英語で児童生徒と会話をしたり、発音や表現等について指導の補助を行うことを目的とする事業である。

##### (2) 事業の内容

地方公共団体の国際化推進を目的とする一般財団法人自治体国際化協会が実施しているJETプログラム(海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的とするプログラム)に従い、外国青年(以下「ALT」という。)を招致し、市内の小・中学校へ派遣することによって児童生徒の国際理解を図るための支援をしている。

##### ① 小学校外国語活動・外国語科の支援

平成 23 年度から小学 5, 6 年生は年間 35 時間の外国語活動を実施している。当該活動に対して外国青年を派遣し、児童が外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るための支援を行う。また、次期学習指導要領(令和 2 年度に完全実施)では、小学校中学年(3, 4 年生)から週に 1 時間外国語活動を実施し、小学校高学年(5, 6 年生)では週 2 時間、外国語活動に加え、読み書きを含めた外国語科を行うことになっている。移行期間(平成 30 年度から 2 年間)に関しては、小学校中学年(3, 4 年生)は 15 時間外国語活動を行うこととしており、高学年は 50 時間外国語活動及び外国語科を行うこととしている(出所:新学習指導要領より)。

##### ② 中学校外国語科の支援

英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うことは、これまで以上に重要視されている。外国青年を派遣し、生徒の一層の英語力向上はもちろん、国際理解を図るための活動に対する支援を行っている。

### (3)活動実績

【表 ALT の人数及び学校訪問回数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
ALT の人数	14 人	14 人	15 人	
ALT の授業時間	2,980 時間	2,820 時間	7,590 時間	※1

(出所:担当課資料から監査人作成)

※1 ALT の授業時間が、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて大幅に増加しているのは、事業の内容に記載のとおり、令和 2 年度に完全実施予定の新学習指導要領において、小学校での英語の授業時間が大幅に増加することに伴い、その移行期として小学校中高学年の英語の授業時間が増えたこと等による。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は平成 19 年度から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策1

子どもたちに確かな学力を身に付けさせます。

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	74,460	76,219	79,779	
実績	69,334	70,270	72,239	
一般財源	69,334	70,270	72,239	



(2)平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	53,146	ALT への報酬
共済費	7,801	ALT 社会保険料等
旅費	2,247	
需用費	62	
役務費	619	
使用料及び賃借料	6,160	ALT 借上げ住宅費
備品購入費	398	
負担金補助及び交付金	1,806	
合計	72,239	

6. 監査の結果及び意見

**(意見 9) ALT 宅にある備品の管理について**

市は、ALT を招致した際、配置される学校の位置等を勘案し近隣の建物(アパート等)を借り上げ、月額最大 35,000 円の補助を行っている。また、転入の際には、生活に最低限必要な電化製品(TV、洗濯機、掃除機等)や生活用品(テーブル・ベット・カーテンセット等)を購入している。平成 30 年度に ALT が 1 名増員することに伴い、当該 ALT の生活に必要な備品の購入手続等について証憑突合せ等を実施したが、特に問題はなかった。

ここで、ALT は平成 30 年 8 月現在で 15 名存在するため、市は市内のアパートを 15 部屋借りている。この点について、全ての部屋にどのような備品が配置されているのか、備品台帳との突合は可能なのか質問したところ、部屋に配置されている備品と備品番号を把握している部屋は 1 部屋のみで、10 部屋は一部のみ、残り 4 部屋は全ての備品について突合不能であった。

この点について、貸与物品として財務規則第 236 条に従い物品貸付調書を作成し管理する必要があると思われるが、ALT は、市の非常勤職員であり外部の者ではないので、彼らが使用している電化製品等は貸与物品ではないとの回答を得た。

しかしながら、備品そのものは教育研修センター建物外の市内に分散しており、常時管理できる状況ではないこと、また実態は、ALT が私生活において 1 年から 2 年にわたって使用していることを考えると、貸与物品と同様の扱いをしなければ適切な物品管理はできないものと思われる。

したがって、ALT の入居時に設置備品の一覧を作成し確認した上で、退去時には同様に相互に確認することが重要である。

【参考】青森市財務規則(抜粋)

(物品の貸付け)

第 236 条 物品管理員は、物品を貸付けしようとするときは、物品貸付調書により行わなければならない。

2 物品を貸し付けたときは、別に定める貸付料を徴収しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

## No.10 就学指導委員会事務

### 【教育委員会事務局 指導課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

障がいのある子どもの適正な就学について、就学指導委員会を設置して調査並びに審議し、障がいの状態に応じた適切な教育について保護者に指導助言することを目的とする。

なお、平成30年8月1日をもって、委員会の名称が「就学指導委員会」から「教育支援委員会」に変更しているため、本稿では特に断りのない限り「教育支援委員会」と記載する。

##### (2) 事業の内容

上記目的を達成するため、主に以下の活動を行っている。

- ① 幼児児童生徒の障がいの状態に応じた適切な教育について調査審議するため、教育支援委員会を設置する。教育支援委員会の委員の任期は2年間であり、教育学・医学・心理学等の専門的知識を有する者20名で構成されている。なお、平成30年度は旧名称である就学指導委員会として1回、新名称である教育支援委員会として全5回(臨時1回含む)開催されている。
- ② 幼児児童生徒の障がいの状態を把握するため、各種検査を実施する。
- ③ 適切な教育について、就学相談を実施する。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は平成24年度から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策4

特別なニーズのある子どもたちを支えます。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	7,877	9,127	11,660	
実績	7,276	8,265	10,670	
一般財源	7,276	8,265	10,670	

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	7,948	非常勤嘱託員報酬
共済費	1,051	上記社会保険料
報償費	870	
旅費	176	
需用費	458	
役務費	106	
使用料及び賃借料	61	
合計	10,670	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 10) 教育支援委員会の出欠状況について

教育支援委員会は、前述のとおり 20 名で構成され、平成 30 年度においては就学指導委員会として 1 回、教育支援委員会として 5 回、合計 6 回開催されているが、一度も出席していない委員が 1 名いることが判明した。出席できなかった委員は、医師であり開業医であった。通常、会議は平日の午後 2 時から午後 4 時まで行われるため、自身の医院の診療時間と重複し、基本的には出席できる状況にない。

教育支援委員会は、教育委員会が諮問した機関であり、障がいのある子どもの就学先について調査審議し、答申を作成する重要な会議体である。教育委員会とすると、医師会からの推薦を受けただうえで委嘱しているので、人選に際しては苦慮することも十分考えられるが、医師会及び教育委

員会がお互い知恵を絞り、例えば会議開催の時間を考慮したりするなどして、委員の委嘱にかかる活動をしていただきたい。

### 3. 教育委員会事務局 浪岡教育事務所教育課

#### (1) 浪岡教育事務所教育課の概要

浪岡教育事務所教育課は、平成 17 年における旧青森市と旧浪岡町との合併に伴い設立された課であり、主として旧浪岡町の区域における教育に関する事務を所管しており、以下の業務を担当している(出所:市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」等)。

- ①児童生徒の就学・入学及び転学・退学に関すること
- ②児童生徒の就学援助に関すること
- ③奨学資金に関すること
- ④通学対策(スクールバス)及び交通安全に関すること
- ⑤学校保健、学校安全に関すること
- ⑥学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること
- ⑦学校施設の維持修繕に関すること
- ⑧学校施設の保安に関すること
- ⑨生涯学習及び社会教育の推進に関すること
- ⑩社会教育施設の設置及び管理運営に関すること
- ⑪学校、家庭及び地域社会の連携による社会教育の推進に関すること
- ⑫青少年教育の推進に関すること
- ⑬芸術文化振興に関すること
- ⑭文化施設の設置及び管理運営に関すること
- ⑮文化財関連施設の設置及び管理運営に関すること

(2) 浪岡教育事務所教育課の職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における教育課の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員				再任用職員	嘱託職員	計	
						主事・技師	(技能労務職)						
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事				技能主事
浪岡教育事務所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
教育課	-	-	2	1	4	3	-	-	-	-	-	2	12
合計	-	1	2	1	4	3	-	-	-	-	-	2	13

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

(3) 浪岡教育事務所教育課の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	H30 年度 歳出額
55	教育費		129,825,573
	10	教育総務費	23,349,900
		15 事務局費	16,945,476
		20 指導研修費	6,404,424
	60	社会教育費	106,475,673
		10 社会教育総務費	46,499,411
		15 市民センター費	59,976,262
		歳出計	129,825,573

(出所:教育委員会提出決算データ)

(4) 浪岡教育事務所教育課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした浪岡教育事務所教育課所管事業および概要は、下表のとおりである。

【浪岡教育事務所教育課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額(千円)	事業の概要
13	No.11	公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)	56,226	以下<監査結果> 参照
		公民館運営管理事業(生涯学習支援事業)	1,491	
14	指摘意見無し	スクールバス運営事業(浪岡地区)	30,254	浪岡地区において、遠距離通学をしている児童生徒が通学に利用できる路線バス等が無い場合などに、安全な通学手段を確保するとともに、通学に係る負担を軽減するため、スクールバス等を運行する事業である。



## <教育課 監査結果>

### No.11 公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)、(生涯学習支援事業)

#### 【教育委員会事務局 浪岡教育事務所 教育課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

本事業は、市内浪岡地域に所在している青森市浪岡中央公民館(以下「浪岡中央公民館」という。)並びに地区公民館 5 館(浪岡北中野公民館、浪岡本郷公民館、浪岡野沢公民館、浪岡女鹿沢公民館、浪岡大杉公民館)の管理運営を行う事業である。

ここで、今般の包括外部監査における監査対象は、その事業規模等を勘案して浪岡中央公民館のみとしている。したがって、本稿においても以後浪岡中央公民館を中心に記載する。

浪岡中央公民館は、市民の学習活動や交流の場のために設置された公民館である。施設は青森市役所浪岡庁舎に隣接しており、浪岡地域の中心に位置している。また、300人を収容できる大ホール、図書室、さらに屋内グラウンドもあり、利用者は浪岡地域の市民にとどまらず、旧青森市地域の市民も利用している。

浪岡中央公民館及び地区公民館はいずれも指定管理者制度を採用し、民間の活力を活用した住民サービスの向上と経費の削減に取り組んでいる。指定管理者の主な業務内容は、施設の管理及び貸館業務、物品及び図書の貸出・返却業務などである。

なお、事業としては、「公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)」と「公民館運営管理事業(生涯学習支援事業)」は別事業であるが、「公民館運営管理事業(生涯学習支援事業)」は、指定管理者が公民館で実施するソフト事業(催し、教室、講座等)について別途予算措置しているものであり、本稿においては、特に「公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)」と「公民館運営管理事業(生涯学習支援事業)」を分けて検討することはしていない。また、指定管理者が提出している収支計算書上も両者は特に区別せず収入及び支出の中に含めて記載している。

##### (2) 事業の形態

市は同施設の管理運営を指定管理者「浪岡生涯学習施設管理運営協議会」に包括的に代行させている。

##### (3) 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

#### 基本施策11

市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。

(4) 施設の概要

浪岡中央公民館の概要は下記のとおりである。

項目	浪岡中央公民館
施設写真 (監査人 撮影)	
所在地	青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1
設置根拠	青森市公民館条例
供用開始	平成 26 年 10 月
施設内容	<p>施設概要及び利用料金等は以下のとおりである。</p> <p>(施設概要)</p> <p>1 階 大ホール 278 m<sup>2</sup>(収容人員 300 名)、図書室 271 m<sup>2</sup>、学習室 74 m<sup>2</sup>、            屋内グラウンド 810 m<sup>2</sup></p> <p>2 階 和室(1)51 m<sup>2</sup>(収容人員 30 名)、和室(2)37 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、調理実            習室 76 m<sup>2</sup>(収容人員 25 名)、実習作業室 76 m<sup>2</sup>(収容人員 20 名)、地域            交流室 28 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、交流ホール 35 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)</p> <p>3 階 会議室(1)52 m<sup>2</sup>(収容人員 30 名)、会議室(2)36 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、            会議室(3)36 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、会議室(4)33 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、            会議室(5)36 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、小会議室 35 m<sup>2</sup>(収容人員 15 名)、            小ホール 76 m<sup>2</sup>(収容人員 30 名)</p>

項目	浪岡中央公民館								
	(利用料金)								
	使用場所等			時間貸し使用料(1時間につき)			通し貸し使用料		
				9時～13時	13時～18時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
				円	円	円	円	円	円
	大ホール			920	920	1,350	6,320	8,970	11,670
	小ホール			500	460	740	3,260	4,720	6,170
	会議室(1)			330	310	480	2,220	3,180	4,150
	会議室(2)			220	220	330	1,500	2,150	2,810
	会議室(3)			230	220	340	1,520	2,180	2,850
	会議室(4)			210	200	310	1,380	1,970	2,570
	会議室(5)			230	220	330	1,500	2,160	2,820
	小会議室			230	220	330	1,480	2,120	2,770
	和室(1)			270	250	390	1,780	2,560	3,330
	和室(2)			190	190	290	1,280	1,840	2,390
	調理実習室			860	850	1,310	5,880	8,540	11,090
	実習作業室			750	760	1,100	5,280	7,450	9,680
	屋内グラウンド	貸切使用	スポーツに使用する場合	1,080	1,070	1,590	7,540	10,660	13,910
スポーツ以外に使用する場合			2,710	2,730	4,050	19,030	27,070	35,190	
個人使用 (1人につき)		小学生	20						
		中学生	40						
	高校生	70							
一般(大学生を含む。)	100								
使用期間 時間	午前9時から午後10時まで								

## 2. 指定管理業務の概要

### (1) 指定管理業務の内容

項目	浪岡中央公民館
指定管理者	浪岡生涯学習施設管理運営協議会
指定期間	4年6月(平成26年10月1日～平成30年3月31日)
指定管理者 選定方法	非公募

項目	浪岡中央公民館
指定管理料、 利用料金等	指定管理料
指定管理者が行う 業務の内容	<p>&lt;青森市公民館条例&gt; 第十二条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行う。</p> <p>一 法第二十二条各号に掲げる事業の実施に関する事 二 使用許可を行うこと。 三 使用許可に条件を付すること。 四 前条の規定により管理を行うこととなる公民館の維持管理に関する事 五 その他委員会が必要と認める業務</p> <p>(※) 社会教育法第二十二条 【公民館の事業】 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <p>① 定期講座を開設すること。 ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</p>

## (2) 施設利用状況

浪岡中央公民館の施設利用状況の推移は下表のとおりである。本施設は平成 26 年度から供用開始されており、比較的新しい施設である。平成 26 年度以降は毎年度 6 万人以上の市民が利用している。施設は浪岡庁舎に隣接した場所にあり、立地条件が良い上に駐車場が広い。また、施設の中に屋内グラウンドがあり、浪岡地域以外からも多くの市民が来館している。

【表 浪岡中央公民館 利用者数推移(年度別)】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数	57,242	66,406	64,137	65,950	68,650

(出所:担当課資料より監査人作成)

【表 浪岡中央公民館 利用者数推移(平成 30 年度月別)】

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
人数	5,504	4,667	4,639	6,186	4,755	5,687	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
人数	5,415	3,925	7,174	6,426	6,237	8,035	68,650

(出所:担当課資料より監査人作成)

### (3) 施設収支状況

指定管理者が市に提出した収支計算書によると、各年度の収支状況は下表のとおりである。

収支状況の推移		(単位:千円)		
区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
収入	29,802	29,141	28,623	
青森市支出 指定管理料	29,802	29,141	28,623	
支出計	29,802	29,141	28,623	
人件費	13,009	13,261	13,151	
その他	16,792	15,880	15,471	

(出所:指定管理者収支計算書)

### 3. 監査の結果及び意見

#### (意見 11) 経理処理の効率化について

現在、浪岡中央公民館ではその利用料の授受を館内の窓口で行っている。手続としては、利用者が利用申請時に料金を納め、これと引き換えに手書きの領収書(複写式)の複写部分を交付する形である。一方、領収書本体は、日々の交付分を保管している。また、市へ入金票を提出し、受領した現金については原則として翌日中に市が発行する納付書により浪岡庁舎内の銀行窓口に納付している。

浪岡中央公民館は指定管理者制度を採用しているが、利用料金制ではなく、利用料は市の歳入として扱われるものである。そのため、指定管理者から市への利用料の受け渡し及びその利用状況の報告は厳格に行う必要がある。現在行われている事務の状況、領収書の管理及び提出された簿冊の状況を確認したところ、特に問題とすべき点は見られなかった。

ただし、上記の領収書本体を添付した簿冊は非常に厚く、利用料を納めて利用する市民の多さを示している。浪岡中央公民館の施設は新しく、今後も現在と同程度の利用者数が見込めるものである。現場担当者である指定管理者とも協議して、事務の効率性を考えた上でレジスターの導入などを検討することが望ましい。

#### 4. 教育委員会事務局 学校給食課

##### (1) 学校給食課の概要

学校給食課は以下の業務を担当している(出所:市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」)。

- ①学校給食施設の設置、管理及び廃止に関すること
- ②学校給食の運営指導に関すること
- ③学校給食に関わる国庫補助に関すること
- ④学校給食の調査研究及び統計に関すること
- ⑤学校給食費に関すること
- ⑥就学援助(学校給食費に係るものに限る)に関すること
- ⑦栄養教諭等による食に関する指導に関すること
- ⑧給食センターの施設及び設備の管理に関すること
- ⑨献立作成、調理指導(青森市小学校給食センター及び青森市中学校給食センターを除く)、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること
- ⑩調理に関すること
- ⑪輸送に関すること
- ⑫給食材料の調達に関すること
- ⑬食育に関すること
- ⑭センターの運営に関すること

##### (2) 学校給食課の職員の状況

平成30年4月1日における学校給食課の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員				再任用職員	嘱託職員	計	
						主事・技師	(技能労務職)						
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事				技能主事
学校給食課	-	1	-	2	2	3	-	-	-	-	-	1	9
小学校給食センター	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	3
中学校給食センター	-	-	-	1	1	-	-	-	1	4	-	-	7
浪岡学校給食センター	-	-	-	1	1	-	-	-	3	3	-	-	8
合計	-	1	-	5	5	4	-	-	4	7	-	1	27

(出所:教育委員会作成「平成30年度 青森市の教育」より)

(3) 学校給食課の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	H30 年度 歳出額	
55	教育費		2,088,311,782	
	70	保健体育費	2,088,311,782	
		20	学校給食費	2,088,311,782
		歳出計	2,088,311,782	

(出所:教育委員会提出決算データ)

(4) 学校給食課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした学校給食課所管事業および概要は、下表のとおりである。

【学校給食課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額 (千円)	事業の概要
15	意見 指摘 なし	給食運営事業(小学校)(給食材料費・青森)	691,825	給食材料の調達にかかる事業
		給食運営事業(小学校)(給食材料費・浪岡)	49,090	
		給食運営事業(中学校)(給食材料費・青森)	425,565	
		給食運営事業(中学校)(給食材料費・浪岡)	27,096	
16	No.12	給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)	552,732	以下<監査結果> 参照
		給食運営事業(中学校)(中学校給食センター)	9,592	中学校給食センターの運営事業
17	No.13	給食施設維持管理事業(小学校)(単独校)	11,759	小学校給食施設(単独校)の維持管理にかかる事業
		給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター)	14,299	以下<監査結果> 参照
		給食施設維持管理事業(小学校)(小学校給食センター)	65,830	小学校給食センターの維持管理にかかる事業
		給食施設維持管理事業(中学校)(中学校給食センター)	69,830	中学校給食センターの維持管理にかかる事業
18	意見 指摘 なし	給食扶助事業(単独)	218,001	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、給食費の一部を援助する事業
19	No.14	学校給食費事務(歳入)	1,193,274	以下<監査結果> 参照

<学校給食課 監査結果>

**No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)**

**【教育委員会事務局 学校給食課】**

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

① 市の実施する学校給食の概要

市においては、学校給食法に基づき、市立小学校及び中学校の全校において給食を実施しており、このうち、青森地区の小学校においては、学校に設置された調理場において給食を調理して提供している小学校(以下「単独校」という。)7校を除き、小学校給食センターにて調理された給食が提供されている。また、青森地区の中学校においては、全校において中学校給食センターにて調理された給食が提供されている。一方、浪岡地区の小・中学校においては、浪岡学校給食センターにて調理された給食が提供されている。

このうち単独校及び浪岡学校給食センターは市の直営であり、市が建設した施設において、市が直接雇用する職員が給食を調理しているが、小学校給食センターは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、事業者(以下「PFI事業者」という。)が施設を整備した上で、給食の調理や施設管理等を行っている。また、小学校給食センターに隣接する中学校給食センターにおいては、市が建設した中学校給食センターの施設を利用し、PFI事業者が給食の調理を行っている。

**【表 青森市における学校給食の実施状況】**

区分			実施学校数	対象児童 ・生徒数
青森地区	小学校	単独校	7校	2,492人
		小学校給食センター	32校	10,051人
	中学校	中学校給食センター	18校	6,598人
浪岡地区	小学校	浪岡学校給食センター	6校	840人
	中学校		1校	434人

※対象児童数は、平成30年度学級編成表(5月1日基準日)による。

(出所:青森市ホームページ)



【表 小学校給食センター、中学校給食センター及び浪岡学校給食センターの概要】

区分	小学校 給食センター	中学校 給食センター	浪岡学校 給食センター
所在地	三内字丸山 393-261	三内字丸山 393-261	浪岡大字北中野 字北畠 3
敷地面積	8,148.20 m <sup>2</sup>	8,010.28 m <sup>2</sup>	浪岡南小敷地内
建物面積	7,240.65 m <sup>2</sup>	6,383.91 m <sup>2</sup>	1,947.44 m <sup>2</sup>
建築年月日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 15 年 9 月 26 日	平成 2 年 1 月 8 日
給食開始年月日	平成 26 年 4 月 8 日	平成 16 年 4 月 12 日	平成 2 年 1 月 17 日
年間調理能力	12,000 食	10,000 食	3,000 食
総工費	2,447,284 千円	2,499,210 千円	252,592 千円

(注) 小学校給食センターの総工費は、PFI 事業者に対して設計業務、工事監理業務及び建設業務にかかる対価として支払った金額である。 (出所:青森市ホームページ)

## ②小学校給食センターの整備及び運営方法の概要

小学校給食センター等整備運営事業は、従前に設置されていた旧西部学校給食共同調理場及び中央部学校給食共同調理場等の老朽化に対応し、新たな給食施設を整備するにあたり、民間企業の有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食を効率的、効果的に実施するとともに、従前の方式に比べて財政負担の軽減が図られることを企図して、PFI 事業として実施しているものである。具体的には、PFI 法に基づき、市と PFI 事業者とが事業契約を締結し、市所有の土地に PFI 事業者自らが新たに小学校給食センターの施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う BTO (Build Transfer Operate) 方式を採用している。

事業者との契約内容が施設の設計及び建設に加え、建設後の維持管理及び運営等を含むことから、参画する複数の企業により特別目的会社 (SPC) を設立し、当該 SPC が PFI 事業者として市と契約を締結している。市においては、平成 23 年度に公募プロポーザル方式により事業社の選定を行い、株式会社グリーンハウスを代表企業とするグリーンハウスグループが落札している。これを受けて、グリーンハウスグループは特別目的会社である株式会社青森スクールランチサービスを設置している。市は株式会社青森スクールランチサービスとの間において平成 24 年 2 月 3 日に仮契約を締結の上、市議会での議決後の平成 24 年 3 月 23 日に本契約を締結している。その後、

平成 25 年度中に小学校給食センター施設が竣工し、平成 26 年 4 月より給食の提供を開始している。契約期間は契約成立日から令和 11 年 3 月 31 日までであり、15 年間にわたり PFI 事業者が維持管理及び運営を行う。また、併せて、隣接する中学校給食センターの運営も一体的に担うものとしており、当事業の予算には、PFI 事業者が運営する中学校給食センターの運営にかかる委託料も含んでいる。

【表 小学校給食センター等整備運営事業契約の概要】

区分	内容
契約名	青森市小学校給食センター等整備運営事業
事業者	株式会社青森スクールランチサービス (構成企業:株式会社グリーンハウス、株式会社梓設計、前田建設工業株式会社、日本調理機株式会社、三菱電機ビルテクノサービス株式会社、八千代エンジニアリング株式会社)
約期間	平成 24 年 2 月 3 日～令和 11 年 3 月 31 日
事業者選定方法	公募
契約金額	当初:10,119,606,505 円
業務内容	(1) 整備施設の設計業務 (2) 整備施設の工事監理業務 (3) 整備施設の建設業務 (4) 運営備品等調達業務 (5) 開業準備業務及び整備施設の引渡業務 (6) 施設の維持管理業務 ア 建築物保守管理業務(整備施設のみ) イ 建築設備保守管理業務 ウ 厨房設備保守管理業務(整備施設のみ) エ 各種備品等保守管理業務 オ 外構等保守管理業務 カ 清掃業務 キ エネルギー管理支援業務 ク 警備業務

区分	内容
	(7)施設の運營業務 ア 調理等業務 イ 衛生管理業務 ウ 清浄・残菜等処理業務 エ 広報・食育支援業務 オ 配膳業務 カ 配送・回収業務

### ③小学校給食センター等整備運営事業契約の契約金額

PFI 事業者に対する契約金額は、建設一時支払金、割賦料及び委託料から構成されており、更に委託料は固定料金と変動料金とで構成される。当初契約時における契約金額は 10,119,606,505 円であり、施設費相当分 2,599,413,497 円（建設一時金及び割賦元本：2,459,455,000 円、割賦金利：139,958,497 円）と毎年度の維持管理及び運営費 7,520,193,008 円とから構成されている。ただし、毎年度の維持管理及び運営費に相当する委託料については、固定料金と給食数に応じた変動料金から構成されており、契約金額は想定給食数に基づく額である。このため、毎年度の委託料については、実際の提供給食数に伴い変動する。

区分	内容
建設一時支払金	施設の設計業務、工事監理業務、建設業務（ただし、建設業務の内、備品等の調達・設置に係るものは除く。）に相当するもの。契約当初に、一時金として支払う。
割賦料	事業者が実施する備品等の調達・設置に係るもの及び開業準備業務等の対価。割賦料として、維持管理・運営期間中にわたり事業者を支払う。元金相当額と金利相当額とから構成される。
委託料	固定料金：施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用 変動料金：提供食数に応じて変動する調理人件費、残渣処理費等に係る費用

また、施設整備費相当分を割賦払いとすることに伴う割賦金利については、契約約款に基づき、我が国における金利水準の低下を踏まえて平成 26 年度に減額されている。毎年度の維持管理及び運営費に相当する委託料についても、固定料金及び給食 1 食当たりの単価は、前年度の消費

者物価指数に応じて変動させるものとされている。加えて、平成 27 年 4 月から、小学校給食センターのアレルギー専用調理室を活用して全小・中学校に食物アレルギー対応食を提供することとしたことから、固定料金が増額されている。結果、平成 30 年度においては、施設費相当分 10,120,060 円、委託料 524,131,846 円の合計 534,251,906 円を PFI 事業者を支払っている。

## (2) 事業の内容

平成 26 年度の小学校給食センターの給食提供開始時においては、小学校 30 校及び中学校全校が対象であったが、平成 27 年度より油川小学校、平成 28 年度より筒井南小学校が単独校から小学校給食センターに移行している。平成 26 年度から平成 30 年度までの小学校給食センター及び中学校給食センターにおける給食提供数の推移は、以下【表 小学校(中学校)給食センターにおける給食提供数及び対象児童・生徒数等】のとおりである。学校給食の対象となる児童・生徒数は、対象校が増えた年度には増加がみられたものの、それ以外は継続的に減少傾向にある。

【表 小学校(中学校)給食センターにおける給食提供数及び対象児童・生徒数等】

### 1. 小学校

(単位:食、人)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
給食提供数	2,015,905	2,054,079	2,093,400	2,091,214	2,036,943
児童・生徒数	9,989	10,256	10,352	10,245	10,051
教員・職員数	916	838	948	909	907

(注)教員・職員数には小学校給食センター職員を含む。(出所:学校給食課まとめ)

### 2. 中学校

(単位:食、人)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
給食提供数	1,412,277	1,375,547	1,356,110	1,314,377	1,233,444
児童・生徒数	7,584	7,450	7,250	6,937	6,598
教員・職員数	683	622	683	638	628

(注)教員・職員数には中学校給食センター職員を含む。(出所:学校給食課まとめ)

## 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

### 3. 事業実施期間

当事業は小学校給食センターによる給食提供が開始された平成 26 年度より継続的に実施されている。

### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

#### 基本施策3

子どもたちの健やかな体を育みます。

### 5. 事業費の予算と実績額

#### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	552,237	553,453	552,732	
実績	548,815	547,345	542,879	
一般財源	548,815	547,345	542,879	
その他	-	-	-	

#### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	211	消耗品費
役務費	176	通信費、検便検査手数料
委託料	542,477	PFI 事業委託料(中学校給食センター含む) 一般廃棄物収集運搬・処分業務委託料
使用料及び賃借料	15	NHK 受信料
合計	542,879	

### 6. 監査の結果及び意見

#### (意見 12) 給食提供数の維持について

PFI 事業者を選定する際に示された「青森市小学校給食センター等整備運営事業 入札説明書」(平成 23 年 10 月 11 日修正)においては、提案書の提出に当たり、【表 入札額算定に用いる

年間合計提供食数(抜粋)】の年間合計提供食数(給食提供数)があるものとして提案することを入札参加者に求めている。また、提供対象者数の保証として、各年度毎(5月1日時点)の対象者数(事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数)が小学校 9,000 人、中学校 5,000 人以上となることを前提に提案書を求めるものとしているが、これらの者に年間 200 日の給食を提供するとした場合、その年間合計提供食数は 2,800 千食( $\{(9,000+5,000)\} \times 200$  日/年)となる。これは市が PFI 事業者に対して最低提供食数として保証したものであり、これを下回った場合には、毎年度の維持管理及び運営費に相当する委託料が減少することとなり、現行の枠組みにおいては PFI 事業者の財政面の悪化が予測されるため、固定料金及び給食数に応じた変動料金単価の変更(値上げ)を求められる可能性がある。

【表 入札額算定に用いる年間合計提供食数(抜粋)】

年度	小学校食数	中学校食数	合計
平成 30 年度	2,260 千食	1,500 千食	3,760 千食
令和元年度	2,220 千食	1,460 千食	3,680 千食
令和 2 年度	2,240 千食	1,440 千食	3,680 千食
令和 3 年度	2,280 千食	1,440 千食	3,720 千食
令和 4 年度	2,280 千食	1,400 千食	3,680 千食
令和 5 年度	2,220 千食	1,360 千食	3,580 千食
令和 6 年度	2,280 千食	1,320 千食	3,600 千食
令和 7 年度	2,280 千食	1,300 千食	3,580 千食
令和 8 年度	2,240 千食	1,260 千食	3,500 千食
令和 9 年度	2,360 千食	1,320 千食	3,680 千食
令和 10 年度	2,300 千食	1,300 千食	3,600 千食

(注)提供食数は、{将来の(児童生徒数+教職員数)} $\times$ 200 日/年として算定。

「青森市小学校給食センター等整備運営事業 入札説明書」 抜粋

(2) 提供給食数

ア 提供対象者数の保証

市は、運営期間中に提供する給食数について、各年度毎(5月1日時点)の対象者数(事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数)が小学校 9,000 人、中学校 5,000 人以上となることを前提に提案書を求めることとする。また、イに示すとおり、提

供給食数の変更の可能性はあるが、市は、何れの場合においても小学校給食センター12,000食/日、中学校給食センター9,000食/日を超える要求は行わない。

一方、実際の提供食数を見ると平成30年度において3,270千食であり、入札説明書において提示された3,760千食の86.9%程度にとどまっているものの、最低提供食数の2,800千食は上回っている。しかし、市内の小・中学校における児童・生徒数は減少傾向にあり、平成26年度から平成30年度における平均減少率は△2.5%/年である。仮に、平成30年度の給食提供数をスタートして、この減少率が単純に継続したと仮定して監査人が試算したところ、令和7年度において最低提供食数の2,800千食を下回ることとなる。これは教職員数を捨象したものであるとともに、個別の学校における新入児童・生徒数等の見込みを積み上げたものではなく、かなりラフな試算ではある点に留意が必要であるが、市の人口動向の将来見通しからしても、この程度の減少はあり得るものと考えられる。

市としても、市議会の答弁において「平成22年度に定めた青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針に基づき、将来的な児童・生徒数の推計をもとに、順次耐用年数を迎える各単独給食実施校や浪岡学校給食センターを集約していく」（平成30年第4回定例会：教育委員会事務局理事答弁）としている。単独校や浪岡学校給食センターの小学校給食センターへの移行による集約に対しては様々な意見があるものと思われ、最終的な判断は市の政策判断によるものであるが、少なくとも追加的な負担が生じることのないよう、児童生徒数のより精緻な将来推計を前提に、各単独給食実施校及び浪岡学校給食センターの集約を計画的に進める等し、一定の提供給食数を確保することが財務面からは望ましいものとする。

【表 給食提供数の推移】

(単位:食)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校	2,015,905	2,054,079	2,093,400	2,091,214	2,036,943
中学校	1,412,277	1,375,547	1,356,110	1,314,377	1,233,444
合計	3,428,182	3,429,626	3,449,510	3,405,591	3,270,387

(出所:学校給食課まとめ)

【表 市立小・中学校の児童・生徒数の推移】

(単位:人)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校	14,613	14,159	13,794	13,573	13,375
中学校	8,083	7,946	7,703	7,422	7,048
合計	22,696	22,105	21,497	20,995	20,423
(対前年度減少率)		(△2.6%)	(△2.8%)	(△2.3%)	(△2.7%)

(出所:平成30年度青森市の教育)

【表 児童・生徒数が毎年 2.5%減少するとした場合の給食提供数】 (単位:千食)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 10 年度
給食提供数	3,270	3,188	2,808	2,738	2,537
入札時における想定数	3,760	3,680	3,600	3,580	3,600

(注 1)前年度の給食提供数に△2.5%を乗じて監査人が試算。途中の年度は適宜省略。

(注 2)「入札時における想定」は、入札説明書に記載された「入札額算定に用いる年間合計提供食数」である。

### (意見 13) 現契約終了後の運営方式等の検討について

現在の小学校給食センター等整備運営事業契約の契約期間は令和 11 年 3 月 31 日までである。しかし、令和 11 年 4 月以降においても市立小・中学校における学校給食は継続して実施することが想定されることから、小学校給食センター及び中学校給食センターをどのように運営していくか検討する必要がある。平成 26 年度の契約開始から令和元年度で 6 年が経過したところであり、契約期間は 9 年程残っているものの、それまでに運営方式の検討及び確定、仕様書等の契約条件の検討及び確定、事業者の公募等を行う必要があることを考えると、運営方式の検討には早期に着手することが望ましいものとする。

給食センターの維持管理及び運營業務であることを踏まえると、次期の契約方式としては、①PFI 方式、②包括業務委託、③個別の業務委託、④直営での実施、という選択肢が想定される。しかし、個別の業務委託とする場合、学校給食課において各委託契約の契約から検収までを行うとともに、委託する業務間の調整等も行う必要がある。また、直営での実施とする場合には、新たに職員を雇用する必要があり、コスト的に見合わない可能性が高い。このため、現実には、PFI 方式若しくは包括業務委託とすることが考えられる。ただし、料金収入が存在しない給食センターを PFI 方式で行う場合、主要なメリットの一つが施設整備費の縮減と代金の分割払いによる財政負担の平準化であるが、本件の場合、既存の施設を利用することになるため、大規模改修等が想定されない限り、発揮することが難しい可能性がある。このため、PFI 方式と包括業務委託との間において、どちらが給食調理業務の面で事業者の創意工夫が発揮しやすくコスト縮減効果を発揮させ得る余地があるか、予防保全的な維持管理も含め、どちらが中長期的な維持管理コストの縮減効果を発揮させ得る余地があるか等を比較し、次期の運営方式を検討することが考えられる。

いずれにしても、次期の契約方式を検討するにあたっては、契約期間の途中ではあるものの、まずは現行の PFI 事業の実績を評価することが必要である。特に、業務面において期待もしくは想定していた実績やサービス提供がなされているかどうか、財務面において当初想定していた VFM が実現できているかどうか、できていないのであれば次期の契約に反映できる余地はないかどうか



等を評価することが重要であり、その結果を次期の運営方式を検討する材料の一つとすることが望ましいものとする。加えて、事業者を選定する入札に当たり競争性が発揮されなければ、場合によっては委託料等の業務対価が高止まりするおそれもある。このため、複数の事業者が応札する形となるよう、契約条件や業務の仕様、参加条件等にも留意が必要である。

少なくとも以上のような事項を検討するためには、相当程度の時間が必要になるものと考えられることから、できる限り早期に、次期運営方式等の検討に着手することが望ましいものとする。

## No.13 給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター)

### 【教育委員会事務局 学校給食課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

浪岡地区の小・中学校においては、浪岡学校給食センターにて調理された給食が提供されている。浪岡学校給食センターは市の直営であり、当事業は浪岡学校給食センターの施設の維持管理及び衛生管理等を行う事業である。

参考として、平成 26 年度から平成 30 年度までの浪岡学校給食センターにおける給食提供数の推移は、下表のとおりである。

【表 浪岡学校給食センターにおける給食提供数及び対象児童・生徒数等】

##### ①小学校

(単位:食、人)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
給食提供数	189,305	185,031	185,513	182,777	179,468
児童・生徒数	891	872	881	851	840
教員・職員数	110	96	107	104	108

(注)教員・職員数には浪岡学校給食センター職員を含む。(出所:学校給食課まとめ)

##### ②中学校

(単位:食、人)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
給食提供数	87,146	85,246	80,043	88,716	81,143
児童・生徒数	491	482	435	467	434
教員・職員数	40	36	36	36	34

(出所:学校給食課まとめ)

##### (2) 事業の内容

浪岡学校給食センターは市の直営であることから、当事業の予算には、施設の維持管理とともに学校給食の調理に必要となる調理器具等の調達や維持管理のための費用等が含まれている。ただし、職員の人件費及び給食材料費については、別に予算化されている。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は浪岡学校給食センターによる給食提供が開始された平成元年度より継続的に実施されている。

## 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

### 基本施策3

子どもたちの健やかな体を育みます。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	17,774	14,288	14,299	
実績	12,176	13,738	13,911	
一般財源	12,176	13,738	13,911	
その他	-	-	-	

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	9,399	消耗品費、光熱水費、燃料費、修繕料等
役務費	16	手数料
委託料	4,496	清掃委託料、 厨房機器/ボイラー等保守点検委託料等
合計	13,911	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 14) 産業廃棄物にかかるマニフェストの管理の徹底について

浪岡学校給食センターにおいては、青森市浪岡学校給食センター雑排槽清掃業務委託により、外部の事業者へ汚泥の処理を委託している。

【表 青森市浪岡学校給食センター雑排槽清掃業務委託の概要】

区分	内容
契約名	青森市浪岡学校給食センター雑排槽清掃業務委託
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
契約金額	291,600 円
業務内容	○雑排槽清掃 ○排水管洗浄 ○契約期間内に雑排槽清掃作業を 5 回実施し、排水管洗浄作業については 1 回実施するものとする。

学校給食センターから排出される汚泥は産業廃棄物となるため、その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名等を記載した「産業廃棄物管理票」(以下「マニフェスト」という。)を交付し、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握する必要がある。当該委託業務により排出される汚泥の処理についても、マニフェスト制度の対象となる。また、マニフェストを交付した者(排出事業者)は、毎年、マニフェストの交付状況等に関する報告書を作成し、都道府県知事(政令指定都市もしくは中核市の場合には当該市長)に提出する必要がある。中核市である青森市においては環境部廃棄物対策課がその窓口となっており、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の取扱いに関して、下記の説明が市のホームページに記載されている。

#### 「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」

「産業廃棄物」の処理(運搬または処分)を他者に委託する際に、適正に処理されたことを確認するため、排出事業者が交付する管理票「マニフェスト」を交付することが義務付けられています。

「マニフェスト」は、複写式になっており、A 票は排出事業者が保管し、B1 票以下は運搬受託者及び処分受託者に回付されます。運搬または処分が終了すると、それぞれ運搬受託者または処分受託者から報告のため、排出事業者へ「マニフェスト」の写し(B2 票...、D

票、E 票)が送付されます。排出事業者は送付された「マニフェスト」により産業廃棄物が適正に処理されたことを確認します。

なお、A 票及び「マニフェスト」の写しは、送付されてから 5 年間保存することが義務付けられており、保存義務違反になった場合、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金となりますのでご注意ください。

(出所:青森市ホームページ)

また、マニフェストには電子情報を活用する電子マニフェストと複写式の紙マニフェストとがあり、浪岡学校給食センターにおいては紙マニフェストを使用している。本件においては積替え保管施設を経由しないため 7 枚複写の紙マニフェストが使用されている。排出事業者である市は、マニフェスト(7 枚複写:A・B1・B2・C1・C2・D・E の各票)に必要事項を記入し、処分業者に交付するが、最終的には A 票、B2 票、D 票及び E 票が処分業者から排出事業者に戻送され、排出事業者はこれを 5 年間保管する必要がある。

【表 マニフェスト(7 枚複写)における各票の位置付け】

区分	位置付け
A 票	マニフェスト交付時における <u>排出事業者の控え</u> 。
B1 票	処分業者への運搬終了後、運搬業者の控えとなる。
B2 票	処分業者への運搬終了後、運搬業者から <u>排出事業者に戻送されること</u> により、排出事業者が運搬終了を確認する。
C1 票	処分終了後、処分業者の控えとなる。
C2 票	処分終了後、処分業者から運搬業者に返送されることにより、運搬業者が処分終了を確認する。
D 票	処分終了後、処分業者から <u>排出事業者に戻送されること</u> により、排出事業者が処分終了を確認する。
E 票	最終処分終了後、処分業者から <u>排出事業者に戻送されること</u> により、排出事業者が最終処分終了を確認する。

(出所:監査人作成)

当該委託業務においては、雑排槽清掃作業を年 5 回実施しており、マニフェストも 5 回分交付されている。今回の監査でこの写しを確認したところ、平成 30 年 10 月に実施された 3 回目の作業時に関して、A 票及び E 票は存在したものの、B2 票及び D 票が保管されておらず、代わりに運搬

業者の控えである B1 票が保管されていた。当該委託業務においては、処分業者と運搬業者とが同一であるため、恐らく、受託事業者が市に返送すべき B2 票の代わりに受託事業者が保管すべき B1 票を返送するとともに、D 票の返送を失念したものと推測される。

形式的にはマニフェストの控えである B2 票及び D 票の保管義務に違反していることになるが、市の手元には B1 票及び E 票が存在するため、運搬日、最終処分日及び最終処分場所等は把握でき、排出事業者(市)として廃棄物が適正に処理されたことを確認することはできる。しかし、イレギュラーな状態を容認することはマニフェストの控えの紛失や記載すべき事項の記載漏れ等に気付かないリスクを高める可能性がある。マニフェストの控えを適切に受領することは制度の運用の基本であることから、改めてマニフェスト制度の趣旨を確認の上、今後はマニフェストの控えを受領した際にその適否を確認し、誤った伝票が送付された場合には、適切な伝票の送付を受託事業者 に速やかに求める等の対応を図ることが望ましいものとする。

## No.14 学校給食費事務(歳入)

### 【教育委員会事務局 学校給食課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

##### ① 学校給食費の単価

市においては、会計の透明性及び負担の公平性の観点から、給食事業を歳入歳出予算に計上し、学校給食で使用する食材について学校給食課が一括発注を行う等、平成 17 年度から私会計から公会計に移行している。このため、保護者から徴収する学校給食費は市の歳入予算に計上される。なお、平成 30 年度における学校給食費の単価は、以下【表 平成 30 年度における学校給食費の単価】のとおりである。なお、給食は食べないが、牛乳だけを飲む場合には 1 本当り 53.5 円を徴収し、牛乳を飲まない場合には 1 食当り給食費から 53.5 円(特別支援教育児童・生徒は 26.75 円)を控除する。

#### 【表 平成 30 年度における学校給食費の単価】

##### i - ア. 青森地区(小学校)

区分	1 食当り給食費	公費	保護者
一般児童	260 円	0 円	260 円
準要保護児童	260 円	260 円	0 円
特別支援教育児童	260 円	130 円	130 円

##### i - イ. 青森地区(中学校)

区分	1 食当り給食費	公費	保護者
一般生徒	320 円	0 円	320 円
準要保護生徒	320 円	320 円	0 円
特別支援教育生徒	320 円	160 円	160 円

##### ii - ア. 浪岡地区(小学校)

区分	1 食当り給食費	公費	保護者
一般児童	260 円	0 円	260 円
準要保護児童	260 円	260 円	0 円
特別支援教育児童	260 円	130 円	130 円

ii -イ. 浪岡地区(中学校)

区分	1食当り給食費	公費	保護者
一般生徒	310円	0円	310円
準要保護生徒	310円	310円	0円
特別支援教育生徒	310円	155円	155円

②学校給食費の徴収額

学校給食費は、原則、保護者等から定額(小学校:5,000円、中学校:6,000円)で徴収することとされており、一般の小・中学校においては年10回(5月～2月)に分けて徴収する。また、各年度の最終徴収月である2月の徴収に際しては、1年間の総食数に1食当りの給食費を乗じたものから、定額で徴収している給食費を差し引いた調整額を加減算した額を徴収する。

【表 給食費の徴収金額】

i. 小学校

区分	年間の徴収回数	徴収内訳
一般	10回	・5月～1月分:5,000円 ・調整月(2月):調整額
特別支援	5回	同上

ii. 中学校

区分	年間の徴収回数	徴収内訳
一般	10回	・5月～1月分:6,000円 ・調整月(2月):調整額
特別支援	5回	同上

(2) 事業の内容

①学校給食費徴収事務の流れ

学校給食費の徴収は各学校において行われており、「学校給食事務マニュアル 本編(平成31(2019)年度版)」によれば、給食費の徴収方法は各学校において決定し、徴収日は各学校において毎月の月末までに設定することとされている。ただし、平成30年度からは現金徴収から口座振替に移行されており、保護者等からの学校給食費は、原則として、各学校の校長名義の給食費専用口座に振り替えられる。なお、月末の徴収日に振り替えることができなかったものについては、翌月の10日頃を目途に、改めて口座振替を行う。



また、給食数の実績数や調定予定額等については、翌月の 10 日までに「給食実績報告書」等の所定の様式にて各学校より学校給食課に報告され、学校給食課はその内容を確認する。その上で、学校給食課において、市の財務システム上で歳入の調定を起票するとともに、翌月 20 日頃に徴収相当額の納付書を各学校に送付する。これを受けて、各学校は給食費専用口座から市の口座に所要の額を振り込むものとされている。

## ②未納者への対応

学校給食費の未納者については、未納初期の対応は各学校が担い、常習・悪質者の対応は学校教育課が担うものとし、各学校と学校給食課が連携して対応するものとされている。具体的には、各学校において、学校給食費の未納初期対応として、文書及び電話等での納入催告等を行う一方、2 ヶ月以上未納が続く場合等には、各学校から学校給食課へ徴収業務を移管し、以後は学校給食課が催告等を行う。このため、前年度以前に発生した滞納繰越分についても学校給食課が各学校と連携しながら回収を進めるものとされている。

各学校	学校給食課
[未納初期の対応] ○督促状・催告書の送付 ○電話催告 ○家庭訪問 ○分割納入約定、個人情報確認同意書 ○納入相談(就学援助制度の説明) ○未納金の徴収	[常習・悪質者の対応] ○学校訪問(家庭状況等の確認) ○催告書の送付 ○電話催告 ○分割納入約定、個人情報確認同意書 ○臨戸訪問 ○納入相談 ○法的整理手続 ○その他

平成 28 年度から平成 30 年度における催告等の実績は【表 収納対策実績】のとおりである。なお、当該実績には、各学校にて実施したものと学校給食課にて実施したものの双方が含まれる。

【表 収納対策実績】

(単位:件)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校訪問	1	0	0
電話催告	281	395	442
文書催告	1,233	1,205	1,011

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
臨戸訪問	107	59	67
支払督促	1	0	2

(注) 支払督促の件数は債務者数である。

## 2. 事業の形態(歳入科目)

徴収された学校給食費は一般会計の歳入(款:諸収入、項:雑入、目:給食事業収入)に計上される。

## 3. 事業実施期間

当事業は学校給食費が公会計化された平成 17 年度より継続的に実施されている。

## 4. 事業の成果指標と達成度合い

市全体の取組みとして、各課において、前年度の債権徴収計画に基づく取組実績及び新年度における債権徴収計画の双方について、毎年度開催する「青森市収納対策本部会議」で報告しなければならないものとされている。平成 30 年度においては、学校給食費に関しては、現年分の収納率 100.00%、滞納繰越分の収納率 41.42%、全体で 99.97%を目標に掲げている。なお、その実績(達成度合い)については、「5. 歳入の調定額と収納額等」に収納額等と併せて記載する。

5. 歳入の調定額と収納額等

(単位:千円)

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	現年分	1,187,504	1,171,738	1,127,003
	滞納繰越分	1,429	677	552
	計	1,188,934	1,172,415	1,127,556
収納額	現年分	1,187,395	1,171,582	1,126,826
	滞納繰越分	359	280	207
	計	1,187,754	1,171,863	1,127,034
不納欠損額	現年分	—	—	—
	滞納繰越分	501	—	—
	計	501	—	—
収入未済額	現年分	108	155	177
	滞納繰越分	569	397	344
	計	677	552	522
収納率	現年分	99.99%	99.99%	99.98%
	滞納繰越分	25.11%	41.42%	37.60%
	計	99.90%	99.95%	99.95%

6. 監査の結果及び意見

**(指摘事項 7) 滞納債権にかかる時効管理の徹底について**

学校給食費の滞納債権は私債権であり、民法第 173 条第 3 号により消滅時効は 2 年である。学校給食課においては、学校給食費の収入未済者への対応について、債務者ごとに交渉履歴を作成している。今般の監査において当該交渉履歴を閲覧したところ、債務者の中に、監査時点において既に時効が到来している事案があった。確かに、私債権であることから時効期間が経過したことのみをもって債権は消滅しないものの、債務者が時効の援用を行った場合には債権が消滅することとなる。これを避けるためには債務者に債務の承認を得る等、適宜、時効を中断させる必要がある。なお、本件事案については、監査人の指摘を受けて債務者に接触し、結果的に債権を回収し得たとのことであるが、今後の滞納債権の回収に当たっては、債務の承認を得ないまま時効が到来することのないよう、時効管理を徹底することが必要である。

### (意見 15) 実行可能な分割納入計画の策定について

今般の監査において当該交渉履歴を閲覧したところ、債務者が生活保護受給者である事案があった。本来、青森市の債権の管理に関する条例第 13 条第 1 号によれば、債務者が生活保護受給者である場合には債権放棄の対象となるものである。しかし、当該事案は生活保護受給後に発生した滞納債権であり、学校給食費相当額は生活保護費の教育扶助に含まれていることから、当然に納入を求めるべき債権として債権放棄することが困難とのことである。

学校給食課としても担当ケースワーカーとも協議を行っているが、結果的に、従前に提出を受けた「分割納入約定書」に基づく納入が滞っている状況である。生活保護受給者であり生活が困窮していることが想定されるものの、当該学校給食費は教育扶助の一部として給付されているものである。今後、担当ケースワーカーを通して、現行の「分割納入約定書」に基づく分割納入計画をあらためて見直す等し、実行可能な分割納入計画の策定を促す等、着実な納入に向けた方策を採ることが望ましいものとする。

#### 青森市の債権の管理に関する条例 抜粋

(債権の放棄)

第十三条 市長等は、市の債権(元本の額が一種類当たり三百万円未満のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる著しい生活困窮状態にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないと認められるとき。

### (意見 16) 各学校における学校給食事務担当者の見直しについて

市においては、保護者等からの学校給食費の徴収及び未納初期の対応については各学校の役割とされているが、各学校には教員の他に事務職員も配置されている。しかし、学校給食費事務の分担を見ると、事務職員が学校給食事務を担当している割合は、直近の令和元年度において、小学校で 51.1%、中学校で 68.4%にとどまっている。

確かに、各学校で保護者等から徴収するのは学校給食費だけではなく、教材費等も存在することから、これらと併せて教員が徴収管理を行うことが効率的な場合もあり得るが、学校給食費事務には、学校給食課への実績報告や通帳管理、更には督促や催告等といった未納初期の対応まで含まれていることを踏まえると、原則として処理に精通した事務職員が担うこととする方が、処理の誤り等が低減するものとする。また、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン(文部科学省 令

和元年7月)」においても、教員が学校給食事務から解放されることにより、授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことが期待されている。

各学校における状況の違いを踏まえつつも、事務処理誤りの軽減及び教員の業務負担軽減の観点から、学校給食費事務は事務職員が担うことを原則とすることが望ましいものとする。

【表 学校給食費事務の担当者の内訳】 (単位：校数)

区分	担当者	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	事務職員担当校	20 校 (44.4%)	21 校 (46.6%)	23 校 (51.1%)
	教員担当校	25 校 (55.5%)	24 校 (53.3%)	22 校 (48.8%)
中学校	事務職員担当校	14 校 (73.6%)	14 校 (73.6%)	13 校 (68.4%)
	教員担当校	5 校 (26.3%)	5 校 (26.3%)	6 校 (31.5%)

(注) 給食費担当が複数名の場合、1 名でも事務職員が含まれていれば事務職員担当校としてい  
る。

(出所: 学校給食課まとめ)

## 5. 教育委員会事務局 文化学習活動推進課

### (1) 文化学習活動推進課の概要

文化学習活動推進課は以下の業務を担当している(出所:市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」)。

- ①芸術文化振興に関すること
- ②芸術文化団体の育成に関すること
- ③文化賞に関すること
- ④文化施設の設置及び管理運営に関すること
- ⑤所蔵美術品の管理及び活用に関すること
- ⑥生涯学習及び社会教育の推進に関すること
- ⑦社会教育関係団体の育成に関すること
- ⑧社会教育施設の設置に関すること
- ⑨学校、家庭及び地域社会の連携による社会教育の推進に関すること
- ⑩青少年教育の推進に関すること
- ⑪青少年団体の育成に関すること
- ⑫青少年指導者の養成に関すること
- ⑬社会教育委員に関すること
- ⑭生涯学習推進員に関すること

### (2) 文化学習活動推進課の職員の状況

平成30年4月1日における文化学習活動推進課の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員					再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)						
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事	技能主事			
文化学習活動推進課	-	-	2	2	2	8	-	-	-	-	-	2	16
合計	-	-	2	2	2	8	-	-	-	-	-	2	16

(出所:教育委員会作成「平成30年度 青森市の教育」より)

## (3) 文化学習活動推進課の平成 30 年度決算(歳出)

(一般会計)

(単位:円)

款	項	目	H30 歳出額
15	総務費		17,804
	10	総務管理費	17,804
		10 一般管理事務	17,804
20	民生費		729,000
	10	社会福祉費	729,000
		25 青少年対策費	729,000
55	教育費		428,757,263
	10	教育総務費	6,234,383
		15 事務局費	4,442,000
		20 指導研修費	1,792,383
	60	社会教育費	422,522,880
		10 社会教育総務費	120,622,661
		25 文化施設費	301,900,219
		歳出計	429,504,067

(出所:教育委員会提出決算データ)

(駐車場事業特別会計)

(単位:円)

款	項	目	H30 歳出額
10	駐車場事業費		11,380,283
	10	駐車場運営管理事業費	11,380,283
		10 駐車場運営管理事業費	11,380,283
		歳出計	11,380,283

(出所:教育委員会提出決算データを監査人集計・加工)

(4) 文化学習活動推進課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした文化学習活動推進課所管事業および概要は、下表のとおりである。

【文化学習活動推進課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額 (千円)	事業の概要
20	No.15	生涯学習推進員設置事業	15,228	以下<監査結果> 参照
21	No.16	青森市文化スポーツ振興公社助成 事業(補助金)(文化事業)	38,537	以下<監査結果> 参照
22	指摘意見なし	青森市放課後子ども教室推進事業	37,914	次代を担う人材を育成するため、放課後 や学校の休業日に、子どもたちの安全・ 安心な活動拠点(居場所)を設け、地域 住民の参画を得て、学習やスポーツ、文 化活動、地域住民との交流活動等を行う 事業
23	No.17	文化施設機能整備事業(文化学習 活動推進課)	16,236	以下<監査結果> 参照



## <文化学習活動推進課 監査結果>

### No.15 生涯学習推進員設置事業

#### 【教育委員会事務局 文化学習活動推進課】

##### 1. 事業の概要

###### (1) 事業の目的

市民の学習活動や社会教育関係団体等の社会教育活動を支援するため、情報提供や相談業務及び市民センター等の学習プログラム充実に向けた取組等をサポートするため、生涯学習推進員(以下、「推進員」という。)を配置する事業である。

###### (2) 事業の内容

推進員は文化学習活動推進課に2名、中央市民センターに5名、浪岡教育事務所教育課に2名配置されており、主な業務は以下のとおりである。

- ① 生涯学習活動を行う市民への助言・指導、相談対応
  - ・生涯学習活動を行う市民・団体等への講師派遣
  - ・生涯学習に関する相談業務など
- ② 学校や市民センター等が行う社会教育活動等への指導・助言、協力
  - ・小・中学校、市民センターへの助言・指導、相談対応
  - ・学校支援コーディネーターへの助言・指導、相談対応
  - ・学校支援ボランティア通信の発行など
- ③ 社会教育関係団体等の育成
  - ・指導者研修会等の支援
  - ・各種事業の企画運営支援など

推進員は教育委員会が委嘱するが、その委嘱基準は以下のいずれかに該当するものとされる。

- ① 社会教育主事の資格を有する者
- ② 教育委員会又は生涯学習に関する施設において、社会教育に係る事業の企画、立案及び指導の業務に従事した経験がある者
- ③ 社会教育関係団体等の指導者としての経験がある者
- ④ 前3号に掲げる者のほか、生涯学習及び社会教育の推進に関する学識経験があると認められる者

ここで、社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」(社会教育法第2条)を指し、教育活動の一つとして捉えられている。また、生涯学習とは、学習者の視点から捉えたもので、社会教育における学習のほか、学校教育や家庭教育における学習、組織的に行わない個人的な学習も含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念である。

## 2. 事業の形態

当事業は市の単独事業であり、財源は一般財源のみである。

## 3. 事業実施期間

当事業は平成13年度から実施されている。

## 4. 事業の成果指標と達成度合い

当事業の指標として、これまで社会教育施設の入館者数を用いてきた。しかし、人口減少や高齢化などの社会的要因により、利用者の増加を指標として設定するのを改め、市民一人が1年間に図書館や市民センター等の施設を利用した回数(各年度における市民図書館、青森地区市民センター、浪岡地区公民館、細野山の家の利用者の合計を本市の人口で除した数)を指標としている。平成26年度以降の指標の推移は下表のとおりである。

【表 市民一人が1年間に図書館や市民センター等の施設を利用した回数の推移】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
5.2回	5.2回	5.1回	4.9回	4.9回

(出所:文化学習活動推進課まとめ)

## 5. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

### 基本施策10

市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。

## 6. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	14,647	16,339	15,228	
実績	13,555	14,781	14,219	
一般財源	13,555	14,781	14,219	

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	11,005	生涯学習推進員への報酬
共済費	1,669	生涯学習推進員の社会保険料、雇用保険料
報償費	185	開催された講座の講師謝金
需用費	201	
役務費	21	
使用料及び賃借料	1,138	タクシー借上料、講師送迎用車借上料
合計	14,219	

## 7. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 8) 支出命令書の検査日について

浪岡教育事務所教育課で支出された、下記の支出内容に関する支出負担行為兼支出命令書を確認したところ、検査日が誤った日付(平成 31 年の検査実施にもかかわらず、平成 30 年度と記載)で起案されており、誤った検査日のまま決裁されていた。会計機関である審査課の審査においてもこの誤りは指摘されずに修正されることはなかった。浪岡教育事務所教育課及び審査課それぞれの課で複数人が目を通している中で、誰も気付かないのはチェック機能が働いていない証拠である。日付の整合性確認は基本的な確認事項であり、決裁過程においては起案文書に記載されている日付の整合性に十分注意を払う必要がある。

【表 検査日が誤って入力されていた支出負担行為兼支出命令書】

件名	支出命令額(円)	決裁日	検査日
生涯学習推進員タクシー代(3月分Cタクシー)	12,630	平成31年 3月27日	平成30年 3月14日
生涯学習推進員タクシー代(2月分Cタクシー)	13,260	平成31年 2月25日	平成30年 2月15日
生涯学習推進員タクシー代(1月分Cタクシー)	8,820	平成31年 1月21日	平成30年 1月15日
生涯学習推進員設置事業地域力アップ講座講師謝礼として(北中野公民館3月5日実施分)	10,000	平成31年 3月14日	平成30年 3月14日
生涯学習推進員設置事業地域力アップ講座講師謝礼として(北中野公民館2月27日実施分)	10,000	平成31年 3月12日	平成30年 3月12日

(出所:文化学習活動推進課提出資料より監査人作成)

#### (意見17)事業の全体的な管理について

当事業は文化学習活動推進課、中央市民センター、浪岡教育事務所教育課の3つの拠点に生涯学習推進員を配置し、事業が遂行されている。当事業を全体的に管理しているのは所管課である文化学習活動推進課であるが、所管課の担当者は、中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課における事業の実施状況や、書類の保管状況を詳細には把握していなかった。当事業を全体的に管理しているのが所管課であるのであれば、やはり所管課が全ての拠点の事業の実施状況の把握をし、事業を実施した結果得られた成果、事業の問題点、改善すべき方策、次年度の事業計画の立案を行うべきであろう。中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課における事業の実施状況を適切に把握していない現状においては、PDCAサイクルのC、すなわち、チェック機能が働いていないといえるであろう。PDCAサイクルを円滑に進める上でも、所管課が全ての拠点の事業の実施状況を把握することが必要である。

## No.16 青森市文化スポーツ振興公社助成事業(補助金)(文化事業)

### 【教育委員会事務局 文化学習活動推進課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

市民の文化芸術活動に対する機運の醸成や気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりの推進を図るため、文化・スポーツ振興事業を展開している一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社(以下、「振興公社」という。)に対して補助金を交付するものである。

##### (2) 事業の内容

補助金の額は当該年度の予算の範囲内が上限となっており、平成 30 年度は 64,891 千円が上限となっている。この 64,891 千円の内訳は文化振興事業分が 38,537 千円、スポーツ振興事業分が 26,354 千円である。そして、今回監査対象となった事業は文化振興事業に関する補助金部分である。補助対象経費は、下表のとおりである。

種目	補助対象経費
組織運営に係る経費	○人件費 ・事務局職員 9 名の給料、職員手当、共済費等 ・運動指導業務従事職員 1 名の独立行政法人勤労者退職金共済機構による中小企業退職金共済掛金及び給料、職員手当、共済費等の一部 ・退職金差額助成 ○その他特に市長が必要と認めるもの
文化・スポーツ振興事業に要する経費	○下記の事業経費のうち、入場料、参加料等収入を除いた経費(ただし、食糧費及び一般食糧費は除く) ① 文化振興事業 ・あおもり文化とアート展 プレイベント ・あおもり文化とアート展 ・まちなかロビー展

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津軽三味線日本一決定戦</li> <li>・中学生木版画講座</li> <li>・夏休み・小学生消しゴム版画体験</li> <li>・青森第九の会演奏会</li> <li>・棟方志功賞版画展開催事業</li> <li>・小・中学生音楽活動促進事業</li> <li>・青森市民交響楽団定期演奏会</li> <li>・あおもりアーツカウンシル開催事務局</li> <li>・版画の街・あおもり開催事務局</li> <li>・おでかけクラシック 2018</li> <li>② スポーツ振興事業</li> <li>・社会体育施設運営管理業務</li> <li>・合浦海水浴場運営管理事業</li> <li>・スポ・レクニュース発行事業</li> <li>・ニューススポーツ普及促進事業</li> <li>・学校スポーツ応援事業</li> <li>・小・中学校カーリング普及事業</li> <li>・生涯スポーツ・レクリエーション普及事業</li> <li>・雪上スポーツ・レクリエーション祭</li> <li>・青森市スポーツ少年団本部活動事業</li> <li>・青森市カブ・バンビ卓球大会開催事業</li> <li>③ その他特に市長が必要と認めるもの</li> </ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※受託事業経費及び本市以外からの助成を受けている経費については対象としない。

(出所:平成 30 年度青森市文化スポーツ振興公社に対する補助金交付要綱)

## 2. 事業の形態

当事業は市の単独事業であり、財源は一般財源と大井青少年育成事業基金の繰入金である。

## 3. 事業実施期間

当事業は平成 25 年度から実施されている。

#### 4. 事業の成果指標と達成度合い

当事業の成果指標は文化振興事業参加者数であり、指標の推移は下表のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値(人)	21,179	18,156	16,556
実績値(人)	19,861	17,150	16,398

#### 5. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策15

市民の文化芸術活動を支えます。

#### 6. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	43,463	31,092	38,537	
実績	52,083	33,274	37,455	
一般財源	50,259	31,557	35,721	
その他	1,824	1,717	1,734	大井青少年育成事業基金繰入金

##### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	37,455	振興公社に対する補助金
合計	37,455	

#### 7. 監査の結果及び意見

##### (指摘事項 9) 補助金に消費税等が含まれていることについて

当事業の補助金に関する要綱である、「平成 30 年度青森市文化スポーツ振興公社に対する補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)において、消費税に関する記載がされておらず、消費

税込みの金額を補助対象経費としている。補助金交付先である振興公社において、消費税の経理処理は税込処理で行っている。そして、補助金収入は消費税法上不課税取引に該当するが、その一方、補助事業に関する事業経費の消費税等について、仕入税額控除をすることが可能であり、このことは補助金の過大支給という結果を招く恐れがある。市は振興公社の決算書を入手しており、決算書において未払消費税の計上が確認でき、振興公社が課税事業者であることは容易に推察できる。補助金の過大支給を防ぐためにも、交付要綱において消費税等について記載をするとともに、補助事業に関する事業経費の消費税等相当額の控除の確認のため、振興公社から消費税等に係る仕入税額控除の報告を受け、補助金の過大支給が確認された場合には、補助金の返還を求めなくてはならない。



## No.17 文化施設機能整備事業(文化学習活動推進課)

### 【教育委員会事務局 文化学習活動推進課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

当事業は老朽化した文化施設の大規模修繕を行うことにより文化施設の機能整備を行い、施設  
の環境整備を図ることを目的とした事業である。

##### (2) 事業の内容

当事業は平成 28 年度から実施されており、これまでの文化施設の主な整備内容は下表のとおり  
である。

【表 当事業における文化施設の主な整備実績】

年度	件名	金額(千円)
平成 28 年度	青森市文化体育施設煙突アスベスト含有断熱材封じ 込め工事	20,443
平成 29 年度	青森市民ホールボイラー設備改修工事(設計、工事 監理等業務を含む)	13,717
平成 29 年度	青森市民美術展示館屋上融雪設備設置工事	1,647
平成 30 年度	リンクモア平安閣市民ホールワイヤレスマイク装置改 修工事	11,619

(出所:文化学習活動推進課提出資料より監査人作成)

#### 2. 事業の形態

当事業は市の単独事業であり、財源は一般財源と市債からなっている。

#### 3. 事業実施期間

当事業は平成 28 年度から実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策15

市民の文化芸術活動を支えます。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	-	19,980	16,236	平成 28 年度は 6 月補正で予算措置されている。(予算額 20,952 千円)
実績	20,443	15,364	11,619	
一般財源	1,043	3,864	2,919	
その他	19,400	11,500	8,700	市債

### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
工事請負費	11,619	リンクモア平安閣市民ホールワイヤレスマイク装置改修工事
合計	11,619	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 18) 参考見積書の徴取について

当事業において、平成 30 年度は市民ホールのワイヤレスマイク装置改修工事が行われた。その工事業者の選定に当たっては一般競争入札が行われ、予定価格の積算に当たっては、1 者から参考見積書を徴取し積算を行っている。そして、3 者による入札が行われたが、2 者が最低制限価格を下回る金額で入札したため 2 者とも失格となり、残った 1 者が落札した。しかし、落札したのは市が参考見積書を徴取した業者であり、落札金額はほぼ最低制限価格に近い金額であった。また、市は参考見積書の見積金額をそのまま予定価格としていた。参考見積書を作成した業者は他の業者と比較して、予定価格や最低制限価格を有利に予測できる立場にあり、参考見積書作成業者に予定価格、最低制限価格に関する情報が偏在することは否めない。情報の偏在を可能な限り解消し、入札事務の透明性を確保する観点から、できる限り 2 者以上から参考見積書を徴取して予定価格の積算を行うといった対応が必要である。

## 6. 教育委員会事務局 中央市民センター

### (1) 中央市民センターの概要

中央市民センターは以下の業務を担当している(出所:市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」)。

- ① 中央市民センターの設置及び管理運営に関すること
- ② 青少年、女性、成人及び高齢者の学習に関すること
- ③ 文化、教養、趣味等各種講座の開設に関すること
- ④ スポーツ、レクリエーション等の指導及び研修に関すること
- ⑤ プラネタリウムに関すること
- ⑥ 視聴覚に係る学習に関すること
- ⑦ 油川市民センター、古川市民センター、荒川市民センター、沖館市民センター、西部市民センター、東部市民センター、大野市民センター、横内市民センター、戸山市民センター、北部地区農村環境改善センターの管理運営に関すること
- ⑧ 勤労青少年ホーム、青森勤労者プールの管理運営に関すること

### (2) 中央市民センターの職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における中央市民センターの職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員					再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)						
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事	技能主事			
中央市民センター	-	-	2	1	6	6	-	-	-	-	2	5	22
合計	-	-	2	1	6	6	-	-	-	-	2	5	22

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

## (3) 中央市民センターの平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	歳出額	
30	労働費		5,821,298	
	20	労働費	5,821,298	
		15	勤労青少年ホーム費	2,497,072
		20	勤労青少年体育施設費	3,324,226
55	教育費		382,152,845	
	60	社会教育費	382,152,845	
		15	市民センター費	382,152,845
歳出計			387,974,143	

(出所:教育委員会提出決算データ)

## (4) 中央市民センター 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした中央市民センター所管事業および概要は下表のとおりである。

## 【中央市民センター 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年 度予算 額 (千円)	事業の概要
24	No.18	市民センター管理運営事業(中央市民センター)	39,744	以下<監査結果> 参照
		生涯学習支援事業(中央市民センター)	2,621	
		プラネタリウム運営事業	1,129	
		中央市民センター改修事業	28,585	
25	No.19	市民センター管理運営事業(地区市民センター)	277,494	以下<監査結果> 参照
		生涯学習支援事業(地区市民センター)	6,685	

<中央市民センター 監査結果>

**No.18 市民センター管理運営事業(中央市民センター)他**

**【教育委員会事務局 中央市民センター】**

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

青森市中央市民センター(以下「中央市民センター」という。)は、市民の文化教養の向上、健康の増進、地域振興や交流の場として設置された施設である。現在、多くの市民が生涯学習活動や地域コミュニティの活動等の場として利用している。

青森市公民館条例では、中央市民センターのほか、青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、青森市横内市民センター、青森市戸山市民センター、青森市浪岡中央公民館の設置が定められている。このうち、中央市民センターだけが直営の施設であり、他の施設は指定管理者制度を採用している。また、青森市公民館条例の適用を受けない市民センターとして、青森市西部市民センター等が六つ存在している。これらの施設のうち、今般の監査における監査対象は、中央市民センターと浪岡中央公民館、青森市西部市民センターであるが、浪岡中央公民館、青森市西部市民センターについてはまた別項に記載している。

なお、監査対象の事業は、「市民センター管理運営事業(中央市民センター)」の他、中央市民センター内で実施されているソフト事業(催し、教室、講座等)としての「生涯学習支援事業(中央市民センター)」及び「プラネタリウム運営事業」、施設の改修にかかる「中央市民センター改修事業」であり、これらについて本項で扱う。なお、これらの事業については、後述する『3. 中央市民センターに関連する事業』に事業の詳細を記載する。

(2) 施設の概要

中央市民センターの概要は下記のとおりである。

項目	中央市民センター				
所在地	青森市松原一丁目 6 番 15 号				
設置根拠 条例	青森市公民館条例				
開設日	昭和 44 年 10 月 1 日				
施設の内容	主な施設は次のとおりである。				
	区分	施設名	面積 (㎡)	定員 (人)	設備等
	1 階	寿集会室	100.9	80	和室:座卓
		寿娯楽室	60.3	50	将棋盤、碁盤
陶芸室		33.6	10	陶芸窯 1 台	

項目	中央市民センター				
		図書コーナー・地区学習室	62.3	-	蔵書:約 7,000 冊
	2 階	講堂	269.1	300	グランドピアノ 1 台
		茶華道室	55.7	30	和室:茶道具
		料理室	151.4	50	調理台 6 台
		実習室	67.1	50	和室:座卓
		中会議室(3)	50.5	25	
	3 階	大会議室	134.6	100	
		中会議室(1)	90.5	50	
		中会議室(2)	106.1	50	
		教養室	45.2	30	
		練習室	100.4	50	
		集会室	134.6	100	電子ピアノ 1 台
		工作室	80.0	40	作業台 8 台、流し台 1 台
		実験室	95.1	40	作業台 7 台
		研修室(1)	95.1	50	
		研修室(2)	101.7	50	
		視聴覚室	100.9	50	
	4 階	小ホール	232.6	100	ピアノ 1 台
	5 階	プラネタリウム	105.6	121	
		天文展示コーナー	206.6	-	
	その他	駐車場	-	-	約 100 台
	※この他に、青森空襲資料常設展示室が 2 階にある。				
開館時間 及び休館日	<p>開場の期日及び時間は青森市公民館条例施行規則により、次のように定められている。</p> <p>(開館時間) 午前九時から午後十時</p> <p>(休館日) 毎月第三日曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p>				

項目	中央市民センター						
使用料金	使用料は、条例により以下のように決められている。						
	使用場所等	時間貸し使用料(1時間につき)			通し貸し使用料		
		9時～ 13時	13時～ 18時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
	寿集会室	円 500	円 470	円 760	円 3,420	円 4,930	円 6,450
	講堂	720	760	1,230	5,200	7,950	10,100
	茶華道室	300	250	420	1,900	2,690	3,580
	中会議室(1)	640	640	970	4,440	6,420	8,320
	中会議室(2)	640	640	970	4,440	6,420	8,320
	中会議室(3)	250	220	340	1,640	2,240	2,990
	大会議室	850	860	1,270	5,960	8,490	11,030
	料理室	850	860	1,270	5,960	8,490	11,030
	実習室	340	320	500	2,280	3,280	4,290
	教養室	250	220	340	1,640	2,240	2,990
	練習室	300	250	420	1,900	2,690	3,580
	視聴覚室	500	470	760	3,420	4,930	6,450
	集会室	850	860	1,270	5,960	8,490	11,030
	工作室	380	380	600	2,660	3,890	5,030
	実験室	600	610	930	4,180	6,130	7,900
	研修室(1)	600	610	930	4,180	6,130	7,900
	研修室(2)	600	610	930	4,180	6,130	7,900
小ホール	540	530	890	3,790	5,700	7,340	
陶芸室	250	220	340	1,640	2,240	2,990	

## 2. 施設管理業務の概要

中央市民センターの利用状況は下表のとおりである。直近の3年間は年間17万人ほどの市民が利用している。1日あたりの平均は概ね500人ほどとなり、季節や曜日、時間帯にもよるが利用者数は大変多く、賑わいのある施設である。

【表 中央市民センター利用者の推移】

(単位:人)

平成 28 年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
12,891	13,086	15,359	17,164	28,144	14,719	15,786	14,201	12,208	10,459	11,155	13,120
合計:178,292											
平成 29 年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
13,374	12,519	14,829	16,145	16,017	18,337	19,717	13,552	11,507	10,165	10,782	12,273
合計:169,217											
平成 30 年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
12,030	13,127	14,829	16,970	16,927	14,894	23,814	13,747	11,447	10,097	11,016	12,629
合計:171,527											

(出所:市提出資料を監査人が加工)

## 3. 中央市民センターに関連する事業

中央市民センターに関連する事業は、下表のとおりである。いずれの事業も中央市民センターが所管している。

【表 中央市民センターに関連する事業】

事務事業名	事業の概要と予算・決算の推移					
市民センター管理運営事業(中央市民センター)	中央市民センターの維持管理に必要な費用を支出する事業である。内容は需用費と委託費が多くを占めている。需用費の主な内容は、燃料費、維持修繕費及び光熱水費である。委託費の主な内容は、各種保守点検、清掃、樹木管理、機械警備などである。					
	(単位:千円)					
	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	当初予算額	41,451	48,894	44,511	38,969	39,744
	決算額	34,410	59,136	45,441	42,053	40,584



事務事業名	事業の概要と予算・決算の推移					
生涯学習支援事業(中央市民センター)	<p>具体的な実施事業は次のとおりである。なお、本表の次にこれらの事業の実績(参加者数の推移等)を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年向け:キッズスクール</li> <li>○ 女性向け:青森市女性大学・女性大学院</li> <li>○ 高齢者向け:青森市寿大学・寿大学院</li> <li>○ 成人向け:市民スクール、チャレンジパソコン講座、みちのく青年教室、はまなす青年教室</li> <li>○ 芸術文化活動:こども作品展</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p>					
	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	当初予算額	4,841	3,002	2,902	2,681	2,621
	決算額	4,397	2,765	2,572	2,345	2,145
プラネタリウム運営事業	<p>施設5階に設置されているプラネタリウムの運営事業である。一般向け番組のほか、幼児向け番組、大人向け番組、星空観察会と組み合わせた番組など様々な番組が用意されている。団体での利用も可能である。なお、本表の次に事業の実績(参加者数の推移等)を記載する。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p>					
	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	当初予算額	2,280	2,246	2,188	2,330	1,129
	決算額	2,257	2,237	2,186	2,274	1,160
中央市民センター改修事業	<p>中央市民センターの施設及び敷地内の整備を行う事業である。平成30年度においては、煙突アスベスト含有断熱材の封じ込め工事を実施している。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p>					
	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	当初予算額	-	-	-	4,167	28,585
	決算額	-	-	-	5,500	30,178

【表 生涯学習支援事業及びプラネタリウム運営事業の参加者数の推移】 (単位:人)

区分	事業名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		講座数	延参加者数	講座数	延参加者数	講座数	延参加者数
青少年教育	キッズスクール	91	1,682	97	1,602	100	1,536
	ねぶた絵、アイデア工作展示来場者数	1	1,019	1	741	1	820
	こども映画劇場(こどもの映写会)	1	339	1	340	1	297
	こどものねぶた絵コンクール作品展示	1	343	1	341	1	290
	アイデア工作展・未来の科学の夢絵画展	1	40	1	41	1	50
	鉄道模型ショー	1	5,757	1	5,472	1	5,973

区分	事業名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		講座数	延参加者数	講座数	延参加者数	講座数	延参加者数
成人教育	はまなす青年教室	1	549	1	534	15	508
	みちのく青年教室	1	91	1	74	5	99
	寿・女性公開講座	16	85	14	55	14	50
	市民スクール	65	2,529	61	2,063	71	2,369
	チャレンジ！パソコン教室	69	813	76	1,018	60	893
	大人の映画会	12	326	12	273	12	697
プラネタリウム	一般投影番組	24	3,242	24	2,944	24	2,901
	特別番組	2	581	3	316	3	309
	団体観覧番組	5	3,600	5	3,985	5	3,868

区分	事業名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		学級数	延参加者数	講座数	延参加者数	講座数	延参加者数
女性教育	女性大学・女性大学院	1	518	1	595	1	838
	市民スクール	-	-	3	30	-	-
高齢者教育	寿大学・寿大学院	6	3,295	6	2,823	6	3,000
	市民スクール	-	-	2	117	6	161

区分	事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		延参加者数	延参加者数	延参加者数
一般教育	中央市民センターまつり	11,931	10,168	9,056
	中央市民センター作品展	690	434	355
小学生職業体験	小学生職業体験事業 ワラッシ	1,220	685	619

#### 4. 監査の結果及び意見

##### (意見 19) 市民の利用状況について

中央市民センターでは、青少年教育や成人教育、女性教育や高齢者教育などの生涯学習のメニューが各種用意されており、その中の一つに市民スクールがある。市民スクールは、価値観・ライフスタイルが多様化する現代社会において、世代・性別を問わず、広く市民に学習機会を提供する場として、中央市民センターをはじめとした 11 の市民センターで開設されている。費用は一部実費負担があるものがあるが、原則として無料である。

【表 市民スクールの内容～講座の種類(過去の講座例)】

<p>[1 教養の向上]</p> <p>外国語・歴史・哲学など個人の人格や学習に結びついた知識を得られる講座</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ネイティブに学ぶ！使えるトラベル英会話 等</li></ul> <p>[2 趣味・けいこごと]</p> <p>生活の中に楽しみや心の安らぎ、また物事の趣や楽しさを感じ、趣味づくり、仲間づくりを支援する文化的な講座</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歌を歌って仲間づくり！ ～『唱歌・合唱』や『歌謡曲』～</li><li>・のし袋や年賀状に使える実用書道 ～美しい小筆の使い方～ 等</li></ul> <p>[3 体育・レクリエーション]</p> <p>運動や健康に関する学習・実技をする講座</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・体験してみよう！フィットネス ～運動習慣づくり はじめの一步～</li><li>・カラダとの対話、ヨガに挑戦！ ～ストレス解消&amp;心身のリフレッシュ～ 等</li></ul> <p>[4 家庭教育・家庭生活]</p> <p>食育・育児・生活設計など生活する上で活かすことのできる技術について学ぶ講座</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本場のさぬきは本気で旨い！うどん屋の大将が教える讃岐うどん教室</li><li>・青森ねぶたを伝承しよう！ ～親子でも OK！正しいねぶた衣装の着付～ 等</li></ul> <p>[5 市民意識・社会連帯意識]</p> <p>環境問題など社会全般における影響と実生活における影響の両面から検証し、知識を得られる講座。地域・郷土の理解など地域の理解を深める講座</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事実は小説よりも奇なり！？実際にあった相談事例と解決結果に学ぶ消費者トラブル</li><li>・暮らしの税教室「確定申告についてのお話」～確定申告の基本について分かりやすく～等</li></ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所:青森市ホームページ)

中央市民センターでは、市民スクール開催後に受講者を対象としたアンケートを実施している。ここではそのアンケートを集計した結果を分析し、特徴的なデータから今後の課題などがないかを検討する。

なお、このアンケートの対象講座は、平成 30 年度に開催された成人教育 71 講座、高齢者教育 6 講座の全 77 講座である。また、有効回答数は 1,319 人である。

#### (1) 講座等に対する全体的な評価

アンケートでは講座全体に対する満足度を聞いているが、これについては「満足している」という回答が多数を占めている。一部内容的に高度であったりして、受講者の理解が追いつかないなどの意見もあるが、市と講師陣による工夫が総じて受講者に受け入れられていると言える。

#### (2) 受講者の年齢構成

受講者の年齢構成は 60 歳代以上の方が、69.6%であり、大多数である。この点は、高齢化する市の人口構造を背景としており、当然の結果といえる。個人単位でも年齢が増すにつれ生涯学習への意欲や機会も増すと考えれば、今後も高齢化の進展に応じて中央市民センターの利用者は増加することが予想される。

一方で、市は「事業点検表(令和元年度作成)」において、「中央市民センターの講座受講者のニーズには対応できているものの、市民センターを利用していない市民のニーズにも対応していくため、市民が求める学習テーマの抽出に更なる検討が必要であると考えます。」と記載している。上述した『(1) 講座等に対する全体的な評価』にも記載したとおり、受講者の講座への評価は総じて高い。しかし、市民スクールを受講していない市民のニーズを捉えることは難しく、これを今後の一つの方向性としていることは大変意欲的な運営を目指しているといえる。

一つの考えとして、現在の受講者の多くが高齢者である以上、高齢者以外の市民、すなわち若い世代も受講者として取り込みたいところである。受講者のアンケートでは受講希望時間帯を聞いているが、受講者の 85.8%が平日の午前又は午後と答えている。これはアンケート回答者がそもそも高齢者だからであり、その多くがフルタイムの就業はしていないためと考えられる。他方、アンケートで休日の午前又は午後を受講希望時間帯としている人が延べ 150 人ほどいるが、この 150 人のうち 87 人が 50 歳代以下の市民である。50 歳代以下の市民の多くはほぼフルタイムに近い形態で就業しているであろうからこれも当然の回答である。これより、若い世代を取り込もうと考えるならば、若い世代向けのテーマは土日祝日にやるべきということになる。

### (3) 講座情報入手手段

講座情報入手手段とは、市民スクールの講座に関する情報をどこで入手したかということであるが、90.1%の受講者が市の広報と答えている。この他にポスターやチラシが 4.8%、市のホームページが 0.5%である。ほとんどの受講者が市の広報を情報源としていることがわかるが、若い市民などはホームページの方がアクセスし易いかもしれないため、今後もこのような情報発信手段を続けていただきたい。

### (4) 交通手段

中央市民センターへの交通手段は、自動車(※自家用車と思われる。)が 56.8%、公共交通機関(※バスと思われる。)が 11.8%、徒歩・自転車が 31.3%であった。

自動車が多いのは想定の内だが、予想に反して公共交通機関で来館する方が少ないと感じられた。この点、何故バスを利用した来館者が少ないのかについては検討する必要がある。

中央市民センター近辺の公共交通機関としては、様々な路線が経由するバス停があり、本数も多いことや中央市民センター向かいの棟方志功記念館前には観光ルートバス(巡回バス)のバス停もあるため、利用に不自由がある状況にはないと思われる。一方で、利用者の高齢化や冬の移動手段確保の観点からはバス等の利用が増えることも望ましいことである。バスの利用増加策について、ハード面(バスの運行事業や設備の設置等)については、中央市民センターが中心になって考えるのは難しいが、市全体で検討する場合には積極的に議論に参画してほしい課題である。

### (意見 20) 施設の老朽化対応と設備の更新計画

中央市民センターは、市制 70 周年記念事業の一つとして、松原中学校の跡地に昭和 43 年 4 月 1 日起工し、昭和 44 年 10 月 1 日に開館(完成は昭和 44 年 7 月 31 日)したものである。したがって、令和元年度はまさに開館 50 年の節目の年であった。

監査においては、建物並びに付属設備の視察を行ったが、構築物の破損、外壁の剥落、窓のひび割れなど、所々に歴史を感じさせるものが見られた。現状、建物の躯体には耐震工事が施されており、地震時の倒壊などへの対応は実施済みである。一方で、老朽化した施設の建替えなどにかかる具体的な計画は未だ策定されていない。

ここで市全体のコミュニティ施設の配置方針にかかる現状に触れる。

青森市の公共施設等の多くは、昭和 40 年代から昭和 60 年代前半にかけて集中的に整備されたものである。平成から令和になろうとする現在、その多くが老朽化に伴う大規模改修や更新を必要とする時期になっている。そのような状況において、人口減少や少子高齢化、財政的な制約など

の諸条件を前提とした市全体の計画が必要となってきた。そこで、「青森市行財政改革プラン 2011」において、「効果的・効率的な行政運営」の実施項目「ファシリティマネジメント<sup>1</sup>の推進」が掲げられ、その取組の一つとして平成 26 年 3 月に「青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定された。

また、この「ファシリティマネジメントの推進」は、平成 28 年 2 月に市全体の公共施設等を対象とした「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」となり、これが基本方針の上位方針となった。「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」では、①公共施設等の総量規制（公共建築物の延床面積の縮減）、②公共施設等の長寿命化の推進、③施設の効率的な管理と有効活用、④民間活力の活用、⑤公共建築物の耐震化の推進、を公共施設等の管理にかかる市の基本的な方針とすることとしている。基本方針を詳解すると次ページのようになる。

---

<sup>1</sup> 「ファシリティマネジメント」には色々な訳があるが、公益社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会によれば、「業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法」とされている。

【表 基本方針の内容】

<p>【目的】 子どもや孫の世代が大人になる頃の本市の姿を見据え、時代に適合したコミュニティ施設の配置を実現するため、コミュニティ施設の配置見直しの検討を進めていくに当たっての本市の基本的な考え方を明らかにし、市民の皆さんとその必要性と課題認識を共有することによって、共に個々具体のコミュニティ施設の配置見直しを検討することができる環境・体制の確立を目指す。</p>		
<p>【対象施設】市所有 61 施設+町会所有 18 施設＝全 79 施設</p> <p>① 市民センター等・中央市民センター、油川市民センター、浪岡中央公民館など全 11 施設</p> <p>② 公民館分館等・市所有の全 19 施設、町会所有の全 18 施設</p> <p>③ 福祉会館・全 18 施設</p> <p>④ 農村センター等・全 13 施設</p>		
<p>【基本的な考え方】</p> <p>(1) 施設総量の縮減 選択と集中の観点から、将来の人口規模や人口構造、財政規模などを見据え、それに見合う施設総量(施設数及び施設面積)に縮減していく。</p> <p>(2) 施設の安全性の確保 大規模改修や建替えの周期を長期化する施設の長寿命化を図りながら、安全で安心して利用できる施設の確保に努めていく。</p> <p>(3) 施設配置の適正化 それぞれの地域の将来の人口規模や人口構造などを見据え、可能な範囲で空白地域の解消に向けた施設配置の適正化を図っていく。</p> <p>(4) 施設の有効活用と効率的な管理 利用実態に即して、施設の更なる有効活用と効率的な管理の実現に向けた環境づくりを進めていく。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>(1) 量的視点からの取組み</p> <p>① 新規施設の整備抑制 施設数及び施設面積を増加させる新規整備は原則として行わない。</p> <p>② 既存施設の有効活用 既存施設に余裕スペースがあればコミュニティ施設機能を組み込むなど、多目的・他用途での既存施設の有効活用を優先的に進める。</p> <p>③ 施設の集約化・複合化 建替えを行う場合、複数のコミュニティ施設を一つに集約する「施設の集約化」を基本とする。条件が整えば「施設の複合化」も視野に入れて検討する。</p> <p>④ 施設の選択と集中 総じて利用状況が良いとは言えないコミュニティ施設は施設配置の適正化をも踏まえながら、隣接する他の公共施設との機能統合又は廃止を検討する。</p> <p>(2) 質的視点からの取組み</p> <p>① 将来を見据えた施設配置の推進 コミュニティ施設の配置については、地域別の人口規模や人口構造を踏まえた全市的なコミュニティ施設の配置バランスなど、総合的に勘案し検討する。</p> <p>② 安全・快適な施設の確保 耐用年数が十分に残っている施設はできる限りの長寿命化を図る。</p>	<p>【今後の取組】</p> <p>(1) 施設別の再整理 現行のコミュニティ施設の設置目的をより広義のものに変更・統一する。</p> <p>(2) 施設所管部局の一元化 現在、複数部局に分散しているコミュニティ施設の所管を教育委員会事務局に一元化する。</p> <p>(3) 中期財政計画との整合 地域の合意を得たコミュニティ施設の配置見直し案については、順次、中期財政計画に計上して進捗を管理する。</p> <p>(4) 市民と共に進める見直し 地元町(内)会や施設利用者などとの話し合いを適宜行い、施設ニーズや地域の実情を踏まえながら具体的なコミュニティ施設の配置見直しに取り組む。</p>

令和元年 5 月 30 日付には、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく取組状況等に関する実績報告」が公表された。同報告では、基本方針は、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」における「②公共施設等の長寿命化の推進」として位置づけられ、「当該方針に沿って取組が進められている。」という評価になっている。しかし、基本方針に基づく計画についての協議や検討が行われていることは事実であろうが、少なくとも監査実施時点においては具体的な数

値(金額、期間、個数等の規模など)を明示した計画は何ら示されていない。前述したとおり基本方針の策定が平成 26 年 3 月であることを考慮すると、遅々として進んでいないという評価が妥当ではないのかと考えられる。

大規模な施設の建替えを行うには財源的な措置が必要である。したがって、建替えには市の全事業の中での優先順位が議論されなければならない。しかし、建替えをいつ行うのか、あるいは建て替えをいつまで行わないのか、という計画の策定に時間がかかりすぎることは、様々な問題を引き起こす。例えば、5 年以内に建替え工事を行うことが決まれば、以降安全性を確保するための最低限の改修工事しか行う必要はない。一方、10 年以上建替えを行わないという意思決定があれば、その 10 年間は必要に応じて一定規模の改修工事であっても行わなければならない。建替え計画が立てられなければ、このような単年度における修繕計画や予算設定にも影響が出てくるため、現在の市の対応が最適なものであるという保証はなくなってしまう。昭和 40 年代前半にできた施設は市の中にもそれほど多くはないはずである。計画については早急に決める必要がある。

#### (意見 21) 最低制限価格制度の運用について

市民センター管理運営事業(中央市民センター)には、維持修繕料として下表の事案が含まれている。

【表 西部市民センター蓄熱槽修繕工事の内容】

件名	落札金額(税抜)	工事の内容
西部市民センター蓄熱槽修繕工事	2,047,500 円	西部市民センターに設置されているAC-3、AC-6系統の蓄熱槽から水漏れしているため修繕する工事である。

(出所:市提出資料を監査人が加工)

本事業の契約については、指名競争入札により契約者の選定が行われ、6 者が応札(6 者が辞退)している。その入札の実施状況は下表のとおりである。

【表 西部市民センター蓄熱槽修繕工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	2,270,000 円	
<b>B</b>	<b>2,047,500 円</b>	<b>落札</b>
C	2,275,000 円	
D	2,270,000 円	
E	2,047,400 円	失格
F	2,275,000 円	
予定価格(税抜):2,275,000 円 最低制限価格(税抜):2,047,500 円(予定価格に対する割合 90.00%)		

※ 辞退者は除いて記載している。

(出所:市提出資料を監査人が加工)



この事案は、結果的に B が 2,047,500 円にて落札した。一方で、失格になった E はその応札金額がわずかに 100 円 B に届かず、失格となっている。

最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治法施行令第 167 条の 10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。この制度趣旨を念頭に本事案を検討すると、E が B よりも品質の劣る工事を行う可能性は、金額の差異から考えて相当低いと言わざるを得ない。したがって、最低制限価格の設定が予定価格の 90.00%になるような運用が妥当なものなのかについては再検討すべきである。

本事案における市の処理は「青森市最低制限価格制度要綱」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。「青森市最低制限価格制度要綱」は国の規定に沿った形で設定されていると思われるが、運用状況について再検討し、計算方法を見直す等の全庁的な対応が必要である。

## No.19 市民センター管理運営事業(地区市民センター)他

### 【教育委員会事務局 中央市民センター】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

市民の学習活動の拠点として市内の各地区に市民センターを設置し、各市民センターの円滑かつ効率的な運営を行うとともに、適正な施設の維持管理を実施する事業である。各地区に設置する市民センターは以下のとおりである。なお、各地区市民センターには指定管理者制度が導入されている。

- ① 青森市西部市民センター
- ② 青森市東部市民センター
- ③ 青森市大野市民センター
- ④ 青森市横内市民センター
- ⑤ 青森市戸山市民センター
- ⑥ 青森市古川市民センター
- ⑦ 青森市荒川市民センター
- ⑧ 青森市沖館市民センター
- ⑨ 青森市油川市民センター
- ⑩ 青森市北部市民センター(青森市北部地区農村環境改善センター)

地区市民センター管理運営事業(上記①~⑩市民センター)事業費の推移は下記のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	247,048 千円	244,238 千円	277,494 千円
決算額	240,312 千円	239,978 千円	276,032 千円

(出所:市資料より監査人作成)

10 か所の地区センターのうち監査では①青森市西部市民センター(以下この項で「西部市民センター」という。)を対象としており、西部市民センターにかかる事業費の推移は下記のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	81,293 千円	79,578 千円	81,634 千円
決算額	77,006 千円	77,260 千円	77,723 千円

(出所:市資料より監査人作成)

(2)施設の概要

西部市民センターの概要は下記のとおりである。

項目	西部市民センター
所在地	青森市大字新城字平岡 163 番地 22
設置根拠条例	青森市市民センター条例(以下「条例」という。)
開設日	平成 16 年 4 月 1 日
施設の内容	敷地面積: 14,679.84 m <sup>2</sup> 主な施設: 本館(アリーナ、室内プール、ウォーキングコース、多目的ホール等)、ゲートボール場、多目的広場、駐車場など
開館時間・休館日	開館時間及び休館日は条例第 5 条により、使用者の利便性及び市民センターの運営の効率性を考慮して、教育委員会規則で定めると規定されており、青森市市民センター条例施行規則第 2 条において次のように定められている(以下この項で「規定使用料」という。)  開館時間: 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 室内プールは午前 10 時から午後 8 時 30 分まで 休館日: 毎月第 3 日曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
使用料金	使用料は、条例により下記の別表【表 西部市民センター使用料】のように決められている(平成 30 年度末時点)。

【表 西部市民センター使用料】

(単位:円)

使用場所	時間貸し使用料			通し貸し使用料		
	9～13 時	13～18 時	18～22 時	9～17 時	13～22 時	9～22 時
視聴覚・OA 学習室	580	540	860	3,880	5,590	7,310
和風学習室 1	430	430	650	3,030	4,320	5,610
和風学習室 2	420	420	630	2,960	4,220	5,490
茶華道室	170	160	240	1,140	1,580	2,080
学習室 1	320	300	470	2,110	3,040	3,980
学習室 2	600	570	890	4,040	5,840	7,630
学習室 3	590	550	870	3,960	5,720	7,470
サークル活動室	430	400	630	2,870	4,140	5,410
スタジオ	150	140	200	1,020	1,440	1,670
調理実習室	1,230	1,230	1,820	8,580	12,170	15,850
創作陶芸室	750	750	1,100	5,250	7,410	9,660
アメニティホール	1,250					

使用場所			時間貸し使用料			通し貸し使用料			
			9～13時	13～18時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	
多目的ホール			980	980	1,450	6,820	9,680	12,600	
アリーナ	貸切使用	スポーツに使用	720	710	1,060	5,040	7,120	9,300	
		スポーツ以外に使用	1,860	1,860	2,750	12,990	18,440	24,000	
	個人使用 (1人につき)	小学生	/						
		中学生							10
		高校生							30
一般(大学生含む。)		60							
屋内プール	団体使用 (1人につき)	小学生							40
		中学生							90
		高校生							170
		一般(大学生含む。)							250
	個人使用 (1人につき)	小学生							50
		中学生							100
		高校生							180
		一般(大学生含む。)							260
(個人使用の回数利用券)50円券11枚で500円、100円券11枚で1,000円、180円券11枚で1,800円、260円券11枚で2,600円									
フィットネスルーム			1人につき2時間以内200円						
ウォーキングコース			(注)回数利用券は次のとおり。						
トレーニングルーム			200円券11枚で2,000円						

(備考)

- ① 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額(以下この項で「割増使用料」という。)である。
- ② 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料又は割増使用料の3割増しの額である。
- ③ 営利を目的とする場合の使用料は、入場料を徴収しない場合にあっては規定使用料の3倍の額とし、入場料を徴収する場合にあっては割増使用料の3倍の額である。なお、営利を目的とする場合であっても、一定の要件に該当する慈善活動の場合の使用料は、営利を目的としない使用料となる。
- ④ 創作陶芸室の焼窯を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- ⑤ プール利用団体とは、20人以上で構成する責任者の引率する集団とする。
- ⑥ 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間に含まれる。
- ⑦ 上記の他、無料で利用できる施設として、図書情報室、授乳室、児童集会室、遊戯室、ゲートボール場、多目的広場等がある。

## 2. 管理運營業務の概要

西部市民センターは、青森市西部市民センター管理運営協議会（以下この項で「運営協議会」という。）を指定管理者として、運営協議会に施設の管理を委託している。平成 30 年度を含む指定管理者への委託期間は平成 26 年度から 30 年度までとなっているが、令和元年度から令和 5 年度までの期間も運営協議会に委託を継続して行っている。西部市民センターの施設は「1. 事業の概要(2)施設の概要」に記載したとおりである。なお、主な施設の利用状況は下記のとおりである。

（単位：千人）

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
プール	36	33	33
トレーニングルーム	16	17	17
図書情報室	7	7	6
その他	106	97	97
計	167	155	155

（出所：市資料より監査人作成）

平成 28 年度から平成 29 年度にかけて 7%程度利用者が減少しているが、投票所開設回数（平成 28 年度は参議院選挙及び市長選挙、平成 29 年度は衆議院選挙）や集計方法の変更（平成 28 年度は健康相談室と健康診査室を別に集計していたが、平成 29 年度はこれらの一つにして集計した）したこと等によるものである。

## 3. 西部市民センターに関連する事業

西部市民センターに関連する事業は以下のとおりである。市民センター管理運営事業（地区市民センター）及び生涯学習支援事業（地区市民センター）は中央市民センターが、児童館管理運営事業は福祉部子育て支援課が、情報コーナー運営管理事業は市民生活部行政情報センター市民課が、その他事業については保健部健康づくり推進課が所管している。それぞれの事業について、事業の概要と平成 30 年度当初予算額を記載する。

番号	事務事業名	平成 30 年度当初 予算額(千円)	事業の概要
1	市民センター管理運営事業（地区市民センター）	81,634	西部市民センターの円滑かつ効率的な運営を行うとともに、適正な施設の維持管理を実施するもの。経費は全て指定管理者への委託費である。
2	生涯学習支援事業	795	西部市民センターにおいて、市民の生涯学習を支援

番号	事務事業名	平成 30 年度当初 予算額(千円)	事業の概要
	(地区市民センター)		するための学習の場や情報を提供するもの。運営協議会を指定管理者としている。
3	児童館管理運営事業	3,362	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に西部市民センター内に児童室を設け、管理運営するもの。運営協議会を指定管理者としている。
4	健康度測定総合指導事業	※1 18,364	正しい運動習慣を身につけ、生活習慣病の予防及び健康増進を図ることを目的として、体力測定等のデータに基づき、生活指導や栄養指導、また、個人の健康度に応じた運動プログラムを作成し、トレーニングマシン等を使用した効果的な運動実践指導を行う。
5	のびのびウォーキング事業	※2 35	運動習慣の定着による生活習慣の改善を目的として、施設内のコース等を使用し、ウォーキング等の有酸素運動を中心とした、手軽に運動できる場を提供する。
6	母子保健に関する業務	※3	母子健康手帳交付、転入者への妊婦健康診査受診票交付等
7	成人保健に関する業務	※3	健診(検診)の申込・受付、健康相談
8	情報コーナー運営管理事業	92	戸籍、住民異動、印鑑登録に関する届け出や証明書の発行、税の証明書発行、税・使用料の納入受付など

※1 元気プラザ、西部市民センター2 箇所で実施しており、この金額はトータルの額(施設ごとに分けていない)である。

※2 元気プラザ、西部市民センター2 箇所で実施しており、この金額はトータルの額(施設ごとに分けていない)である。

※3 保健師が西部市民センターに出向いて行う業務であり、予算はない。

#### 4. 監査の結果及び意見

##### (指摘事項 10) 指定管理者候補者の選定理由の記録について

市は青森市指定管理者制度導入基本方針において、指定管理者候補者(以下この項で「候補者」という。)の選定は原則公募であるが、例外として公募によらず候補者の選定を行うことができるとし、その例として下記の場合を挙げている。

- i. 公募に対して応募がなかった場合や選定の結果、候補者として相応しい団体がなかった場合又は指定管理者である団体が継続して管理運営できない事由が発生するなど、緊急性があり公募を行う暇がない場合
- ii. 地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合

ここで市は、西部市民センターの候補者として運営協議会を選定した理由は上記 ii によるものとするが、その旨を記載した記録が残されていない。選定評価委員会は 3 回開催され、このうち第二回目の会議において、『西部市民センターの管理運営を行うための目的で設置された「青森市西部市民センター管理運営協議会」とします。』と記載した応募要項の審査が行われている。この審査において、「西部市民センター管理運営協議会の構成団体に触れつつ、地元住民団体である協議会が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できることから応募者を選定した」という説明が行われ、承認されていることである。しかし、議事録には「(施設所管課) 現在、各市民センターの指定管理者は、その施設の管理運営のために作った地元住民団体であり」といった記録が残されているのみであり、これでは候補者を選定した理由の明確な記載にはなっていない。理由を明確に記載し、同意を得たことについて記録を残すべきである。

#### (指摘事項 11) 備品の管理について

西部市民センターでは、市からの預かり備品について棚卸を行っていない。これについて、監査人が実際に「青森市西部市民センター管理業務仕様書(以下この項で「仕様書」という。)に添付されている「青森市西部市民センター備品一覧表(以下この項で「備品一覧表」という。)」と現物のサンプル照合を行った結果、存在が確認できなかった備品があった(ボール整理箱 11 千円)。市からの預かり備品について過年度には棚卸を行ったことがあるとのことであるが、最近は行われていないようである。平成 30 年度までの備品一覧表には市の備品番号が記載されておらず、これだけでは同一物の認定を行い得ない状況にあったが、令和元年度の仕様書にはこの番号が記載されている。市は運営協議会に対し、定期的な棚卸を行い、市からの預かり備品が確かに存在するのかが確認するよう指導する必要がある。

また、指定管理者が委託料により購入した備品の一覧は作成されているが、廃棄した備品についての廃棄記録がなく、残高を管理し得る台帳が作成されていない。そのため、現存する備品にはどのようなものがあるのか不明な状態であり、棚卸も行われていない。平成 30 年度の仕様書「5 指定管理者の管理運営業務の内容(9)その他必要と認める業務⑤」にも指定管理料で購入した備

品の所有権の帰属は市教育委員会にあることが記載されている(令和元年度の仕様書「9 業務の内容(10)その他教育長が必要と認める業務⑦」には「指定管理料で購入した備品の所有権の帰属は市教育委員会とし、台帳管理を行うなど適切に管理すること。」と明記)。市は運営協議会に対し、委託料により購入した備品に対しても備品にシールを貼り付けるとともに台帳を作成する等台帳による残高管理を行う事、定期的な棚卸を行う事について指導する必要がある。

#### **(意見 22)再委託先の選定について**

運営協議会は、西部市民センターの管理運営事業を受託するに当たり、その施設及び附属施設に係る維持管理業務について再委託を行っている。運営協議会は再委託を行うに当たり、「青森市西部市民センターの管理業務に関する協定書」に基づき市の承認を得ており、再委託先の選定理由書も作成している。しかし、選定理由は、「開所当初から委託している」、「設置工事をした業者である」、「製造メーカーである」といった理由がほとんどである。運営協議会の人員は限られており、市と同じような手続により再委託契約を締結する事務を行う事が難しいことは理解できるが、委託料の財源は市民の税金であり、少ない経費でより多くの効果を得る必要があることも認識する必要がある。市は、可能な限り競争性の導入を検討するよう運営協議会を指導する必要がある。



## 7. 教育委員会事務局 文化財課

### (1) 文化財課の概要

文化財課は以下の業務を担当している(出所:青森市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」等)。

- ①文化財審議会に関すること
- ②文化財の調査及び資料保存に関すること
- ③文化財の保護、保存及び活用に関すること
- ④文化財保護意識の啓発、普及に関すること
- ⑤埋蔵文化財の発掘調査に関すること
- ⑥史跡の管理、整備及び活用に関すること
- ⑦文化財関連施設の設置及び管理運営に関すること
- ⑧世界文化遺産に関すること

### (2) 文化財課の職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における文化財課の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員				再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)					
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事			
文化財課	-	1	-	2	7	1	-	-	-	-	-	11
合計	-	1	-	2	7	1	-	-	-	-	-	11

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

### (3) 文化財課の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	歳出額	
55	教育費		142,582,415	
	60	社会教育費	142,582,415	
		10	社会教育総務費	121,993,747
		30	森林博物館費	20,588,668
		歳出計	142,582,415	

(出所:教育委員会提出決算データ)

(4) 文化財課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした文化財課所管事業および概要は下表のとおりである。

【文化財課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額 (千円)	事業の概要
26	No.20	高屋敷館遺跡環境整備事業(補助)	53,612	以下<監査結果> 参照
27	指摘意見無し	森林博物館運営管理事業	17,913	北国の森林と人間との結びつきを軸に、自然の仕組みや緑のある生活と文化の理解を深めるとともに、広く市民の教育・文化の発展を目的とする森林博物館を運営管理する事業である。
28	No.21	浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業	14,774	以下<監査結果> 参照
29	No22	文化財資料保管施設運営管理事務	4,576	以下<監査結果> 参照

<文化財課 監査結果>

**No.20 高屋敷館遺跡環境整備事業(補助)**

**【教育委員会事務局 文化財課】**

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業の目的は、国史跡に指定されている高屋敷館遺跡を保存整備することである。

**【高屋敷館遺跡の概要】**

場所	青森市浪岡大字高屋敷字野尻
時代	古代(平安時代)
史跡面積	29,762.72 m <sup>2</sup>

**【高屋敷館遺跡】**



(写真: 監査人撮影)

高屋敷館遺跡は、平安時代の環壕集落である。遺跡中心部の空壕(幅 6~8m、深さ約 3.5m)と壕を掘り上げた土を外側に積み上げた土塁に囲まれた集落(南北約 110m、東西 80m)が特徴である。また、壕と土塁以外にも、竪穴建物跡や金属を加工・製作したと考えられる工房跡などの様々な施設が多数確認され、土器や金属製品、木製品、土製品などの遺物が多数出土している。

発掘調査により、極めて重要な遺跡であることがわかったため、国道バイパスの計画路線を西側に迂回させて遺跡を保存することとなり、平成 13 年度に国指定史跡となった。

史跡整備では、高屋敷館遺跡の最盛期である 11 世紀代の竪穴建物跡・工房跡 12 棟について平面表示を、柵列・土塁・壕跡について立体表示をしている。

## (2) 事業の内容

平成 30 年度の本事業の内容は、環境整備工事とその工事の監理委託である。環境整備工事は高屋敷館遺跡の適切な保存・保護と利活用を目的としており、具体的な内容は、仮設道路の撤去、誘導板の設置、園路の整備、橋の設置、説明板の設置、舗装工(住居跡・園路)、植栽工(芝張)、管理用道路整備、名称板の設置である。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、事業費 49,150 千円のうち、国庫支出金が 24,575 千円、市債が 22,100 千円、一般財源が 2,475 千円である。

## 3. 事業実施期間

当事業は平成 16 年度から継続的に実施されている。

## 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

### 基本施策16

文化財を守り、伝えます。

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	5,911	18,860	53,612	
実績	5,660	18,692	49,150	
一般財源	2,830	2,346	2,475	
その他	2,830	16,346	46,675	

(2)平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
旅費	14	
需用費	9	
委託料	3,218	高屋敷館遺跡環境整備工事監理委託
工事請負費	45,909	高屋敷館遺跡環境整備工事
合計	49,150	

6. 監査の結果及び意見

(意見 23)最低制限価格の設定について

本事業には、工事請負費として下表の事案が含まれている。

【表 平成 30 年度高屋敷館遺跡環境整備工事の内容】

件名	落札金額(税抜)	工事の内容
平成 30 年度高屋敷館遺跡環境整備工事	41,139,276 円	国史跡高屋敷館遺跡の適切な保存・保護と利活用を目的として史跡内の環境整備工事(土工、舗装工、植栽工、施設整備工)を実施する。

(出所:市提出資料を監査人が加工)

本事業の契約は、条件付き一般競争入札により契約者の選定が行われ、22 者が応札している。その入札の実施状況は下表のとおりである。なお、表中の並び順は、低い応札金額の順に上から記載している。

【表 平成 30 年度 高屋敷館遺跡環境整備工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	34,807,103 円	失格
B~P	(略)	全て失格
Q	40,849,912 円	失格
<b>R</b>	<b>41,139,276 円</b>	<b>落札候補者 (資格審査のため保留)</b>
S	41,267,335 円	—
T~V	(略)	—
予定価格(税抜):45,970,000 円 最低制限価格(税抜):41,024,962 円(予定価格に対する割合 89.24%)		

(出所:市提出資料を監査人が加工)

入札の結果、R が 41,139,276 円にて落札した。一方、この事案では、22 者中 17 者(A～Q)が最低制限価格より低い価格で応札したことにより、失格になっている。

しかし、失格になった事業者の中で最も低い金額を提示した A でさえ、その金額は 34,807,103 円であり、予定価格の 75.72%であった。また、Q に至っては予定価格の 88.86%で失格になっており、この金額が本当に工事等の品質に影響を及ぼす可能性があるほどの低価格といえるのかは疑問である。

本事業にかかる契約は「青森市最低制限価格制度要綱」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。

このような状況から、本事業については最低制限価格の設定若しくは設定方法が実態に即したものになっていないと考えられる。本事業の入札結果を検討すると下表のようなデータが得られる。

【表 平成 30 年度高屋敷館遺跡環境整備工事にかかる入札の結果の分析】

応札者数	22 者	
応札者の平均入札額 $\mu$	39,739,726 円	
応札者入札額の標準偏差 $\sigma$	2,201,495 円	
$\mu-\sigma$	37,538,230 円	※正規分布を仮定した場合、約 68%のデータが含まれる範囲の下限。
$\mu-2\sigma$	35,336,735 円	※正規分布を仮定した場合、約 95%のデータが含まれる範囲の下限。

これより、応札した 22 者の提示金額が実態を反映した金額(※実際の第三者間取引に用いられる金額)だとすれば、少なくとも統計的には、表中の( $\mu-2\sigma$ )である 35,336,735 円以下の金額が外れ値(※異常といって良い金額)といえる。また、概ね常識的な金額の範囲の下限は、表中の( $\mu-\sigma$ )である 37,538,230 円である。このような検討を加えると、本事案の最低制限価格 41,024,962 円は非常に高い金額であるといえる。

無論、この最低制限価格は市のルールでそのように決定したものなのであるが、22 の入札参加事業者の提示金額が一般的な市価を反映した金額であるとするれば、現在の市の最低制限価格の設定方法は検討の余地があると言わざるを得ない。

今後は、最低制限価格の設定方法を見直し、実態を反映したものとすべく全庁的に検討する必要がある。

## No.21 浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業

### 【教育委員会事務局 文化財課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

浪岡地区の地域資源を活かすための環境整備を目的として、地域のシンボリック的存在となっている「浪岡城跡」や壕と土塁に囲まれた「高屋敷館遺跡」といった国指定史跡や関連施設を対象に浪岡城跡の桜の剪定及び臨時駐車場の整備、中世の館展示リニューアル、イベント実証実験等を行う。

##### (2) 事業の内容

本事業の具体的な内容は次のとおりである。

- 浪岡城跡の桜やその他樹木の保存  
桜等の樹木をより長く存続させるため、剪定及び健康状態の調査(平成 30～令和 2 年度)を実施し、必要に応じて樹勢回復等の処置を行う(令和 2 年度)。
- 浪岡城跡の臨時駐車場の整備  
イベント開催により駐車場が不足していることから、100 台程度の駐車スペース(砕石舗装)を整備する(平成 30 年度)。
- 中世の館リニューアル  
老朽化した展示の更新や中世の館オープン(平成 4 年 8 月)以降に発掘調査された新資料などの展示を行う(平成 30～令和 2 年度)。
- 文化財を中心にした地域活性化の取組  
浪岡城跡のストーリー化、イメージ作り(デザインプロジェクト)、イベント実証実験等を実施する(平成 30～令和 2 年度)。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、事業費 12,628 千円全額が浪岡地域振興基金である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は平成 30 年度から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策16

文化財を守り、伝えます。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	—	—	14,774	
実績	—	—	12,628	
その他	—	—	12,628	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
旅費	36	
需用費	181	
役務費	3	
委託料	10,218	浪岡城跡樹木剪定等業務
工事請負費	2,190	浪岡城跡駐車場整備工事
合計	12,628	



## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 24) 最低制限価格制度の運用について

本事業には、工事請負費として下表の事案が含まれている。

【表 浪岡城跡駐車場整備工事の内容】

件名	落札金額(税抜)	工事の内容
浪岡城跡駐車場整備工事	2,028,374 円	浪岡城跡に隣接する敷地に臨時駐車場を整備し、表土剥ぎ、土工、砕石舗装を行う。

(出所: 市提出資料を監査人が加工)

本事業の契約については、指名競争入札により契約者の選定が行われ、8 者が応札(3 者が辞退)している。その入札の実施状況は下表のとおりである。

【表 浪岡城跡駐車場整備工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	2,028,374 円	くじ引き
B	2,240,000 円	
C	2,028,374 円	くじ引き
D	2,028,374 円	くじ引き
<b>E</b>	<b><u>2,028,374 円</u></b>	<b>落札</b>
F	2,028,374 円	くじ引き
G	2,028,374 円	くじ引き
H	2,028,374 円	くじ引き
予定価格(税抜): 2,310,000 円 最低制限価格(税抜): 2,028,374 円(予定価格の対する割合 87.81%)		

※ 辞退者は除いて記載している。

(出所: 市提出資料を監査人が加工)

この事案では応札した 8 者中 7 者が最低制限価格と同一の金額で応札したことにより、7 者によるくじ引きが実施され、その結果、E が落札した。

最低制限価格制度は契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、工事等の品質に影響を及ぼす可能性がある低価格の応札を排除する制度である。しかし、本件のような入札状況が頻繁に発生した場合、仮に契約対象の工事の品質は保たれても、企業の経営努力が報われなくなることから、技術力や経営力の優れた企業が受注できなくなり、長期的な社会的影響は寧ろマイナスであるといえる。

今後は、最低制限価格制度を一律に適用するのではなく、過去にこのような入札結果になった

事案については、最低制限価格制度に代わって低入札価格調査制度を導入し、必要に応じて契約の内容に適合した履行が確保されているか調査してから契約する方法などを全庁的に検討する必要がある。

【地方自治法施行令】

(低入札価格調査制度)

第 167 条の 10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(最低制限価格制度)

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

## No.22 文化財資料保管施設運営管理事務

### 【教育委員会事務局 文化財課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

貴重な文化財等を防犯・防災・劣化防止等の適切な環境下で保管・収蔵する施設の維持管理を行う。本施設は、旧市立戸門小学校の閉校に伴い、校舎を改修して利用している。

##### (2) 施設の概要

文化財資料等収蔵庫の概要は下記のとおりである。

項目	文化財資料等収蔵庫
所在地	青森市戸門字山部 99-1
開設日	平成 24 年 4 月 (改修完成:平成 23 年 12 月)
施設の内容	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積: 1,915.39 m <sup>2</sup>

#### 2. 施設管理業務の概要

本施設における維持管理業務(委託業務)は下表のとおりである。

【表 文化財資料等収蔵庫の維持管理業務(委託業務)】

業務名	平成 30 年度決算額(税込)
消防設備保守点検業務(法定)	540,358 円
浄化槽保守点検及び清掃業務(法定)	18,360 円
自家用電気工作物保安業務(法定)	121,824 円
防火設備定期検査業務(法定)	30,240 円
機械警備業務	444,528 円
除雪業務	※1 59,100 円

※1 12 月分及び 2 月分の合計金額である。

### 3. 文化財資料等収蔵庫に収蔵されている資料

文化財資料等収蔵庫に収蔵されている資料の主なものは以下のとおりである。概ね近代以降の資料が多いが、種類は多岐に亘っている。なお、施設そのものの管理は文化財課が行っているが、各収蔵資料は、それぞれの所管課が管理している。

【表 文化財資料等収蔵庫の収蔵資料(一部:文化財課所管分)】

分類	主な資料名
アイヌ民俗資料	玉飾り、耳飾り
ガラス類	花瓶、コップ
競技・娯楽・遊戯	大相撲番付、千代紙
考古資料	はにわ、土器
採鉱冶金	砂金取り板
山樵具	かんじき、鋸
社会生活	紙芝居、くし、かんざし
住居	箆笥、下駄
手工製造	藁打ち槌、むしろ編み機
狩猟	火薬入れ、火縄銃
諸職用具	甲冑、型紙関係、大工道具
信教宗教	絵馬、獅子頭、仏像
陶磁器	茶碗、皿
図書	歴史書物
民俗芸能	掛け軸、面

### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

#### 基本施策16

文化財を守り、伝えます。

### 5. 監査の結果及び意見

#### (指摘事項 12) 第 2 特別収蔵室の使用状況について

文化財資料等収蔵庫 2 階にある第 2 特別収蔵室は、美術品の劣化の原因となるカビや剥離等を防ぐための空調設備を備えた美術品専用の収蔵室である。第 2 特別収蔵室の前室(ガス消火ボンベ室)には、火災が生じた際に備え、美術品に影響を及ぼさずに消火するための不活性ガス消火設備(防護区画内に消化剤を放出し、空気中の酸素濃度を下げて消火する設備である。消化剤は、二酸化炭素や窒素などを主成分とする気体である。)が設置されている。

本来、第 2 特別収蔵室は管財課及び文化学習活動推進課が所管する絵画などの美術品を保管するために利用されるものであるが、今般、文化財資料等収蔵庫を視察したところ、文化学習活動推進課が所管する芸術家の作品(創作物等)や衣装も収蔵されていた。

また、前述したガス消火ボンベ室内の壁には、大型の亚克力板や搬送用の梱包に使ったと思われるダンボール箱が固定されないまま立てかけられており、これも目的外の使用であると同時に、地震等があった場合の転倒に伴う危険性も認められた。

文化財資料等収蔵庫は、文化財資料等の収蔵に用いることを本来の目的としているため、仕様も特殊なものになっている。したがって、通常の倉庫のような利用は制限されなければならない。今後は、本来の目的の範囲での使用を徹底する必要がある。また、何らかの理由があつて一時的な目的外使用となる場合でも、物品の転倒や転落の危険性などには対応した管理が必要である。

## 8. 教育委員会事務局 市民図書館

### (1) 市民図書館の概要

市民図書館は以下の業務を担当している(出所:青森市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」等)。

- ① 図書館協議会に関すること
- ② 市民図書館の施設及び設備の維持管理に関すること
- ③ 広報に関すること(市民図書館ホームページ等)
- ④ 図書館奉仕網の整備に関すること
- ⑤ 配本所に関すること
- ⑥ 貸出文庫に関すること
- ⑦ 移動図書館に関すること
- ⑧ 読書施設及び読書団体の指導育成に関すること
- ⑨ 図書館奉仕の調査研究及び企画に関すること
- ⑩ 図書館における貸出し及び読書案内に関すること
- ⑪ 調査研究の援助に関すること
- ⑫ 郷土資料、古文書及び行政資料の収集並びに活用に関すること
- ⑬ 図書館資料の保存及び除籍に関すること
- ⑭ 図書館資料の受入れに関すること
- ⑮ 図書館資料の整理、修理及び製本に関すること
- ⑯ 資料の収集・整理・保存に関すること
- ⑰ 資料の活用・公開に関すること
- ⑱ 歴史理解活動に関すること
- ⑲ 市の歴史に関する調査研究の援助に関すること
- ⑳ 市史等の配布・頒布に関すること

(2) 市民図書館の職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における市民図書館の職員の状況は、下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員					再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)						
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事	技能主事			
市民図書館	-	-	1	3	7	8	2	2	-	-	-	-	23
歴史資料室	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	4
合計	-	-	2	3	8	8	2	2	-	-	-	2	27

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

(3) 市民図書館の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	歳出額	
15	総務費		7,082,864	
	10	総務管理費	7,082,864	
		15	文書広報費	7,082,864
55	教育費		145,129,453	
	60	社会教育費	145,129,453	
		20	図書館費	145,129,453
		歳出計	152,212,317	

(出所:教育委員会提出決算データ)

(4) 市民図書館 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした市民図書館所管事業および概要は下表のとおりである。

【市民図書館 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額 (千円)	事業の概要
30	No.23	図書資料整備事業	40,669	以下<監査結果> 参照
		図書館運営管理事業	104,376	

<市民図書館 監査結果>

**No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業**

**【教育委員会事務局 市民図書館】**

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

青森市民図書館条例第二条には次のとおり記載されている。

『図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。』

図書館の役割及び目的はこの条文のとおりである。今般の監査において対象とした 2 事業は、青森市民図書館(以下、「市民図書館」という。)の管理運営にかかる事業(図書館運営管理事業)と図書等の資料を収集するための事業(図書資料整備事業)である。

**【表 監査対象事業】**

事務事業名	事業の概要と予算・決算の推移					
図書館運営管理事業	図書の貸出やレファレンスサービス等の窓口業務及び施設の維持管理等を行う事業である。 主な支出内容は、民間委託している窓口の委託料が 75 百万円、光熱水費が 17 百万円、システム等の機器の賃借料が 9 百万円となっている。 (単位:千円)					
	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	当初予算額	106,359	109,140	106,238	104,992	104,376
	決算額	107,540	107,372	107,070	105,952	103,042
図書資料整備事業	市民の多様なニーズに対応しつつ、個人や地域の課題解決に役立ち、郷土への愛着を深めるための図書館資料を充実させる。 主な支出内容は、図書購入費が 32 百万円、新聞や雑誌購入にかかる消耗品費が 3 百万円、賃借料が 3 百万円となっている。 (単位:千円)					
	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	当初予算額	37,693	40,689	41,255	41,588	40,669
	決算額	37,708	40,993	41,071	41,327	40,554



(2) 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

<b>基本施策10</b>
市民の暮らしや仕事、現代的・社会的課題の解決に向けた学習を支えます。
<b>基本施策11</b>
市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習を支えます。
<b>基本施策14</b>
読書活動を通じて子どもの豊かな心と生きる力を育みます。

(3) 施設の概要

市民図書館の概要は下記のとおりである。

項目	市民図書館
所在地	青森市新町一丁目 3 番 7 号 アウガ内
設置根拠条例	青森市民図書館条例
開設日	昭和 50 年度(現在の所在地に移転したのは平成 13 年 1 月 26 日)
施設の内容	構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積:7,373.5 m <sup>2</sup> 施設内容:1 階 ブックポスト 3 階 地域サービスライブラリー 6 階 AV ライブラリー ヤングアダルトライブラリー 7 階 ポピュラーライブラリー 児童ライブラリー 体の不自由な方へのサービスコーナー 8 階 専門ライブラリー 9 階 書庫
開館時間及び休館日	開館時間及び休館日は条例により、次のように定められている。 第七条 図書館の開館時間は、午前九時から午後八時までとする。 2 図書館の休館日は、次のとおりとする。 一 特別整理期間 一年を通じ十四日の範囲内において館長が定める期間 二 館内整理日 一年を通じ十二日とし、館長が定める日

## 2. 施設管理業務の概要

市民図書館の利用状況は、次のとおりである。なお、館内とは、アウガ6階から8階に所在する市民図書館本館を指す。また、館外とは本館以外に所在する配本所等である。これは市民センターや公民館に設置されている図書室、貸出文庫や学校図書貸出、移動図書館などであり、蔵書については本館と定期的に入替えを行っている。

【表 総貸出冊数の推移(館内・館外)】

(単位:冊又は点)

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
貸出冊数	1,132,955	1,150,896	1,235,077	1,241,298	1,190,750	1,164,139	1,152,481

(出所:担当課資料より監査人作成)

最近7年間の総貸出冊数は、平成27年度をピークとしてそれ以降は減少傾向である。

館内と館外に分けた推移は次のとおりである。概ね館内と館外を合計したものと同様の傾向である。

【表 総貸出冊数と入館者の推移(館内)】

(単位:冊又は点、人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸出冊数	843,325	863,011	827,245	801,715	805,883
入館者数	569,661	566,988	540,439	491,453	511,372

(出所:担当課資料より監査人作成)

【表 総貸出冊数の推移(館外)】

(単位:冊又は点)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸出冊数	391,752	378,287	363,505	362,424	346,598

(出所:担当課資料より監査人作成)

## 3. 監査の結果及び意見

### (意見25)蔵書回転率について

蔵書回転率とは、ある期間における貸出冊数を蔵書冊数で割り、1冊の蔵書が何回貸出されたかを表す値である。特に、貸出を重視する公共図書館では重要な指標とされる。蔵書回転率が100%未満の場合、計算上は1年間に一度も貸し出されなかった蔵書が存在することになる。

市民図書館における蔵書回転率と公益社団法人日本図書館協会が公表している全国の市区立図書館の蔵書回転率を比較すると下表のようになる。

【表 蔵書回転率の比較】

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市民図書館 (館内・館外)	蔵書冊数(冊)	1,003,681	1,019,060	1,033,820
	貸出冊数(冊)	1,190,750	1,164,139	1,152,481
	蔵書回転率(%)	119	114	111
全国の市区立 図書館の平均値	蔵書冊数(千冊)	340,074	344,164	348,606
	貸出冊数(千冊)	657,844	647,133	642,370
	蔵書回転率(%)	193	188	184

(出所:担当課資料より監査人作成)

最近 3 年間においては、市民図書館及び全国平均のいずれもが、蔵書冊数は増え、貸出冊数は減っている。よって、蔵書回転率は減少傾向が明瞭である。

また、市民図書館と全国平均の蔵書回転率を比較すると市民図書館の方が相当低い割合になっている。このことは、市民図書館の蔵書が全国の市区立図書館の平均より市民に対して貸出されていないということである。

一方、蔵書回転率は蔵書冊数が多いほど高い数値が出にくくなる。少ない蔵書を多くの市民が何回も借りることで高くなる指標だからである。青森市は県庁所在地、30 万都市であり、市民図書館の蔵書冊数は 100 万冊を超える。したがって、全国の市区立図書館の平均よりかなり低い値になってしまうことは理解しなければならない。他方、蔵書回転率が低すぎるということになるとやはり非効率な運営がなされている可能性を指摘せざるを得ないのも事実である。

以上の点を踏まえ、市民図書館について蔵書回転率の観点から問題がないか検討するため、蔵書回転率をカテゴリー別に分解して、まとめたものが下表である。

【表 市民図書館のカテゴリー別蔵書回転率】

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
館内	蔵書冊数(冊)	840,035	849,902	860,426
	貸出冊数(冊)	826,942	801,448	805,687
	蔵書回転率(%)	98	94	93
館外	蔵書冊数(冊)	163,646	169,158	173,394
	貸出冊数(冊)	363,505	362,424	346,598
	蔵書回転率(%)	222	214	199
一般図書	蔵書冊数(冊)	694,092	701,818	710,006
	貸出冊数(冊)	648,201	619,638	612,722
	蔵書回転率(%)	93	88	86
児童図書	蔵書冊数(冊)	145,943	148,084	150,420
	貸出冊数(冊)	178,741	181,810	192,965
	蔵書回転率(%)	122	122	128

(出所:担当課資料より監査人作成)

上表から館内と館外を比較すると圧倒的に館内の蔵書が貸出されていないことがわかる。また、一般図書と児童図書を比較すると一般図書の方が貸出されていないことがわかる。蔵書回転率の絶対数については、先ほど述べたとおり館内の蔵書のボリュームが多いことが原因であるが、館内にある図書、特に一般図書については、蔵書回転率が 100%を割っているため、現状のままでもいいのかという点について検討は必要であろう。

この理由については、様々なものが考えられる。館内の一般図書の選書に問題はないのか、AV関連の資料は現状のままが良いのか、現在本館が所在するアウガの立地、アクセスや駐車事情などに原因はないか、さらには市民図書館の事務手続上の理由で市民が借りづらくなっていないか、今後市としてこの点を重点的に検討していく必要がある。

#### (意見 26)利用者カードの発行状況について

市民図書館で蔵書の貸出しを受ける場合には、利用者カードの交付を受けなければならない。この利用者カードは、蔵書貸出先としての適格性を証明するものであるため、その交付や管理の上でも厳格さが求められるものである。

#### 【青森市民図書館条例施行規則】

(貸出しの申請)

第十一条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カード交付申請書(様式第一号)に本人であることを証明できる資料を添えて館長に提出しなければならない。

(利用者カードの交付等)

第十二条 館長は前条に規定する申請書が適当であると認めるときは、当該申請者に対し、利用者カード(様式第二号)を交付する。

2 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(利用者カードの紛失又は変更の届出)

第十三条 利用者カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

- 一 利用者カードを損傷し、又は紛失したとき。
- 二 利用者カードの記載事項に変更があったとき。

一方、市民図書館では利用者カードの発行状況についての調査は行っていない。そのため、現在、カードの交付を受けた方について利用者カードに記載された事項に変更がないかどうかは確認できていない。

利用者カードの管理については、後述する蔵書の紛失予防策にも関連する事項であるため、まずは利用者カードに記載された事項に変更あった場合、利用者の方に申告していただくことを広く周知する必要がある。その上で、一定期間利用されていないカードの失効手続の規定や不正に利用された場合の対応なども予め定めておくことが必要である。

### (意見 27) 蔵書の紛失予防策について

下表は市民図書館における平成 31 年 3 月 31 日現在、不明になっている蔵書(以下、「不明資料」という。)の内訳である。

【表 不明資料内訳表(H30 年度蔵書点検)】

所蔵館	不明区分	1 年不明 ※1	2 年不明 ※1	3 年不明 ※1	不明資料合計 (冊数/点数)
本館	図書	345	220	233	798
	AV	3	1	8	12
	雑誌	27	5	5	37
本館計		375	226	246	847
市民センター等 館外計 ※2		293	168	216	677
全館合計		668	394	462	1,524

(出所:担当課資料より監査人作成)

※1 市民図書館の「図書館資料廃棄基準」では、「1. 除籍の対象資料 (5) 亡失」において、次にあてはまる場合は該当資料を除籍の対象とすることを定めている。

- ① 資料点検の結果、所在不明となった資料で3年以上調査してもなお不明のもの。
- ② 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず3年以上回収不可能なもの。
- ③ 利用者が汚損・破損又は紛失した資料でやむを得ない事情により現品での弁償が不可能なもの。
- ④ 不可抗力による災害、その他事故によるもの。

※2 (再掲)館内とは、アウガ6階から8階に所在する市民図書館本館を指す。また、館外とは本館以外に所在する配本所等である。これは市民センターや公民館に設置されている図書室、貸出文庫や学校図書貸出、移動図書館などであり、蔵書については本館と定期的に入れ替えを行っている。

平成 30 年度において亡失を理由として除籍した資料は 732 点であった。

亡失は必ずしも貸出された資料が返却されないことが原因とは限らず、市民図書館での事務手続において発生している可能性もある。しかし、多くの場合は利用者に貸出した際に返却されないことが原因である。

市民図書館の蔵書は市民への貸出しを前提にして収集されたものであり、貸出す際は市民の善意を前提にしたシステムで運用されているが、図書館の運営上は、盗難や期限内に返却しないなどの利用者の悪意による亡失を防ぐ手立ても検討していかなければならない。

その点、市民図書館では、資料が期限内に返却されない場合、当該利用者に対する電話や文書による督促は行っているが、利用停止の措置は行っていないとのことである。現在のルールでは、過去に借りた資料を返却していない利用者に対して新たな貸出しを拒否することが出来ない状況である。利用停止などの強い措置は十分な検討が必要であることは論を俟たないが、現行の対応は不合理であり、不公平でもある。貸出しの際のルールを見直し、過去に借りた資料を返却していない利用者に対しては新たな貸出しができないようにすることを検討すべきである。

## 9. 教育委員会事務局 総務課

### (1) 総務課の概要

総務課は以下の業務を担当している(出所:青森市ホームページ「青森市の組織(教育委員会)」)。

- ①教育施策の総合調整に関すること
- ②教育委員会会議に関すること
- ③教育委員会の規則、規程の制定及び改廃に関すること
- ④教育委員会の広報活動に関すること
- ⑤教育委員会の組織機構及び事務能率に関すること
- ⑥職員(県費負担教職員を除く)の任免、給与、福利厚生等に関すること
- ⑦職員団体及び労働組合に関すること
- ⑧教育委員会に属する予算、決算その他の経理に関すること
- ⑨学校の教材費に関すること
- ⑩学校施設の整備計画、建設、維持修繕に関すること
- ⑪学校財産(用地、建物)の管理に関すること

### (2) 総務課の職員の状況

平成 30 年 4 月 1 日における総務課の職員の状況は下表のとおりである。

区分	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	一般職員					再任用職員	嘱託職員	計
						主事・技師	(技能労務職)						
							主任技能技師	技能技師	主任技能主事	技能主事			
総務課	-	1	1	2	7	7	-	1	-	-	1	-	20
合計	-	1	1	2	7	7	-	1	-	-	1	-	20

(出所:教育委員会作成「平成 30 年度 青森市の教育」より)

## (3) 総務課の平成 30 年度決算(歳出)

(単位:円)

款	項	目	歳出額	
15	総務費		2,838,340	
	10	総務管理費	2,838,340	
		20	財務管理費	2,838,340
55	教育費		5,667,798,816	
	10	教育総務費	890,674,100	
		15	事務局費	723,568,966
		20	指導研修費	167,105,134
	20	小学校費	3,262,386,070	
		10	学校管理費	1,578,408,593
		15	教育振興費	112,447,313
		20	学校建設費	1,571,530,164
	30	中学校費	727,997,749	
		10	学校管理費	618,821,585
		15	教育振興費	65,269,715
		20	学校建設費	43,906,449
	60	社会教育費	483,613,815	
		10	社会教育総務費	203,806,372
		15	市民センター費	108,203,670
		20	図書館費	171,603,773
	70	保健体育費	303,127,082	
		10	保健体育総務費	57,493,778
		15	体育施設費	4,925,632
		20	学校給食費	240,707,672
		歳出計	5,670,637,156	

(出所:教育委員会提出決算データ)



(4) 総務課 監査対象事業及び事業概要

監査対象とした総務課所管事業および概要は下表のとおりである。

【総務課 監査対象事業】

通し 番号	報告書 事業 No	事務事業名	H30 年度 予算額(千円)	事業の概要
31	No.24	情報処理機器管理運営事業	92,163	以下<監査結果> 参照
32	No.25	情報処理機器整備事業	90,947	以下<監査結果> 参照
33	No.26	小学校維持管理事業	69,144	以下<監査結果> 参照
		中学校維持管理事業	40,457	
34	指摘意 見無し	小学校維持修繕事業	44,475	学校施設の設備等の不具合の解消を図るた めの維持修繕工事を実施する事業
		中学校維持修繕事業	22,152	
35	No.27	小柳小学校校舎等改築事業(補助)	132,194	以下<監査結果> 参照
		小柳小学校校舎等改築事業(単独)	209,901	
36	指摘意 見無し	小学校施設整備事業	34,037	ボイラーの修繕等、教育活動の環境改善を 図るため工事を実施する事業
		中学校施設整備事業	69,731	
37	指摘意 見無し	小学校地下タンク改修事業	13,940	消防法の改正に伴い、腐食のおそれが高い 地下タンクの改修が義務付けられたことか ら、コーティング等の工事を実施する事業
		中学校地下タンク改修事業	13,940	
38	指摘意 見無し	小学校大規模改修事業(単独)	41,551	老朽化した小学校施設の改修を行い、教育 環境の改善を図る事業
39	No.28	小学校施設解体事業(単独)	308,666	以下<監査結果> 参照
40	指摘意 見無し	中学校大規模改修事業(単独)	14,243	老朽化した中学校施設の改修を行い、教育 環境の改善を図る事業
41	指摘意 見無し	西中学校校舎等改築事業	63,786	老朽化した西中学校の改築事業
42	No.29	小学校運営管理事務	529,132	以下<監査結果> 参照
		小学校教材整備事務	115,831	
		中学校運営管理事務	264,292	
		中学校教材整備事務	66,426	

<総務課 監査結果>

**No.24 情報処理機器管理運営事業**

**【教育委員会事務局 総務課】**

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

小・中学校におけるパソコン室のパソコン及び校務用のパソコン等機器の保守管理を行うことを目的とする事業である。

(2) 事業の内容

小中学校パソコン室のパソコン等機器及び校務用パソコン等機器の保守管理の具体的内容としては、各小中学校に配当される校務用カラープリンター印刷代、コンピュータ等の修理費、ネットワークサーバーやパソコンのリース料等である。

2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

3. 事業実施期間

当事業は平成 18 年から継続的に実施されている。

4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

**基本施策8**

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	49,806	135,945	92,163	
実績	70,894	109,971	91,785	
一般財源	70,894	109,971	91,785	

## (2)平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	14,431	コンピュータ等修理費
役務費	6,763	
委託料	18,396	情報ネットワークサポートセンター業務委託等
使用料及び賃借料	52,195	ネットワーク用パソコンやサーバーのリース料
合計	91,785	

## 6. 監査の結果及び意見

## (意見 28)リース料ダンプの疑いについて

本件監査は、平成 30 年度の予算執行が監査範囲であるが、平成 30 年度に支出しているリース料(使用料及び賃借料)の元となる過年度賃貸借契約の取組について監査を実施した。結果、平成 28 年度において、下表のとおり 4 件の長期継続契約の入札が行われていた。

【表 平成 28 年度 長期継続契約の入札】

No	1	2	3	4
件名	ノートパソコン 賃貸借	プリンタ 賃貸借	PCサーバ 賃貸借	通信機器 賃貸借
当初予定価格 (リース料総額)	9,982 千円	5,681 千円	5,253 千円	21,735 千円
指名業者数	13 社	13 社	12 社	14 社
実際参加者数	3 社	4 社	3 社	2 社
各社の入札額 (太字が落札額)	11,400 千円	3,309 千円	7,200 千円	17,400 千円
	8,700 千円	3,600 千円	5,040 千円	12,000 千円
	6,120 千円	19,200 千円	4,332 千円	—
	—	798 千円	—	—
落札者	株式会社 ビジネスサービス	同 左	同 左	同 左
落札額(税抜)	6,120 千円	798 千円	4,332 千円	12,000 千円
落札額(税込)	6,609 千円	861 千円	4,678 千円	12,960 千円
落札額(税込)÷ 予定価格	66.21%	15.15%	89.05%	59.62%

## 【参考】

平成 30 年度 支払額	1,321 千円	172 千円	935 千円	2,592 千円
-----------------	----------	--------	--------	----------

上記手続は、青森市の指名競争入札に関連する要綱等に従い、適切に行われていることが確認された。しかしながら、特に「契約№2 プリンタ賃貸借」の落札額について違和感を覚えるのは、

監査人だけではあるまい。当初予定価格に対する落札額の割合は 15.15% (表中波線部参照) と他の案件に比しても極端に低いことが分かる。契約書において、製品について以下のような記載がある。

【契約№2 プリンタ賃貸借にかかる契約書抜粋】

メーカー	EPSON
製品型番	A4 モノクロレーザープリンタ LP-S310N
数 量	64 台

上記より、入札された契約額(税込)を数量で除すと、プリンタ 1 台当たり 13,466 円(861 千円 ÷64 台)の落札額となる。上記型番は、監査日現在販売終了となっているが、某家電量販店のホームページ上においては、販売終了時の価格として 51,170 円(税込)と記載されていた。このことは、実に市価の 4 分の 1 程度(13,466 円 ÷51,170 円 =26.3%)で契約したことになり、結果として 1 社のみが全て入札している。

青森市では、青森市最低制限価格制度要綱(以下、要綱という。)に基づき請負契約については最低制限価格制度を設けているが、物品の購入や使用料及び賃借料に関して最低制限価格制度は適用されない制度設計となっている。

今回のような物品調達において安値での応札が観測されたからといって、一概にそれが反競争的・不公正な取引だとはいえないし、特段要綱に反するものでもない。しかしながら、原価割れとも思える入札額が「不当」であるかどうかを判断するためには、様々な角度からの検討が必要である。本案件のように予定価格より極端に低い価格での物品売買(リース契約含む)は、購入物品の品質が実質的に保持されているかの疑念が残り、また、他の業者参入を阻害する可能性も思料される。市としても、このような極端な事例が発生したケースは、正常な入札手続が行われたか否かの再検証及び文書化を行うことが必要である。

## No.25 情報処理機器整備事業

### 【教育委員会事務局 総務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

システムの導入によって教職員の校務の効率化及び事務作業の軽減を図ることにより、教職員の多忙化・多忙感を解消し、ひいては児童生徒と向き合う時間の確保及び教育の質の向上を図ることを目的とする事業である。

##### (2) 事業の内容

平成 30 年度においては、学籍・出欠・成績等を管理する機能やグループウェアなどを統合した校務支援システムの導入を行った。システムの導入は、公募型プロポーザル方式により業者が選定された。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は平成 27 年から実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策8

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	694	232	90,947	
実績	698	220	75,298	
一般財源	698	220	75,298	

※ 平成 28 年度はインターネット回線の一部を ADSL 回線から光回線に切り替えるための事業であり、平成 29 年度は庁舎移転に伴う学校ネットワーク用端末を移設する事業である。平成 30 年度の校務支援システムの導入との関連性はない。

(2)平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	3,017	システム導入に伴うデータ移動用の USB メモリーや HUB 及び LAN ケーブルの購入費用
役務費	137	
委託料	60,415	統合型校務支援システム構築業務委託 (28,015 千円) インターネット分離に伴う小・中学校情報ネットワーク再構築業務委託(32,400 千円)
使用料及び賃借料	11,729	統合型校務支援システムサービス資料リース料 3 ヶ月分(11,100 千円)
合計	75,298	

6. 監査の結果及び意見

**(指摘事項 13) 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について**

統合型校務支援システム構築・運用業務に係る公募型プロポーザル(以下、本プロポーザルという。)は、教育部長を始めとする全 10 名で構成される統合型校務支援システム構築・運用業務に係る公募型プロポーザル審査委員会にて評価を行った。

第 1 次審査(書類審査)において委員は以下囲みの 5 項目について採点を行っており、平均点数が上位 3 位までの業者が第 2 次審査へ進み、第 2 次審査にてプレゼンテーションが行われ、最終決定される方式である。

- |                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①提案内容が分かりやすく、全容を把握できるか。</li> <li>②目的達成のために効果的な提案内容であるか。</li> <li>③学校及び教育委員会における具体的な活用イメージを持つことができるか。</li> <li>④支障なく運用することが期待できるか。</li> <li>⑤提案内容に対する総括的評価</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ここで、審査員が審査した採点原紙とエクセルによる点数の集計表との突合を行ったが、下記 2 点の問題事項が検出された。

#### ① 採点集計の誤りについて

第 1 次審査において 1 名の審査員の合計点数が足し算の計算ミスによって誤っていた。今回は結果には影響していないものの、場合によっては審査結果に影響を及ぼしかねない重要な誤謬である。今後は、ダブルチェックの体制を強化し、確認者が確実に検証した旨のサインや押印を行う等のミスのない事務作業を遂行するための内部体制を構築することを求める。

#### ② 採点原紙の訂正について

採点原紙を精査したところ、第 1 次審査において 10 名中 4 名、第 2 次審査においては全員が鉛筆による記載をしていた。特に、第 1 次審査は事前に指名業者の企画提案書が送付されており、採点済みの用紙を持参し審査している。後々の改ざん等防止のため、鉛筆ではなくボールペン等で記載することが望ましいと思われる。また、これに関連して訂正印のない点数の訂正も 1 ヶ所検出された。訂正した際は、訂正印を押印することが望ましい。

#### (意見 29) システム導入による指標の設定について

本事業の目的は、校務支援システムを導入することによって校務が効率化され、教職員の多忙化・多忙感を解消するとしているが、それらを測る数値による指標が全くないのが現状である。

この校務支援システムは、児童生徒の出席管理、生活や指導の記録、通信表などの成績処理等を統合的に管理するため教職員の業務時間が軽減できることが予想されるが、その成果を測る数値指標を事前に設定し、事後に検証することでシステムに対する支出の効果を測定するとともに、将来的なシステム更新の参考情報として役立つべきである。例えば、システム導入前に要した時間と導入後の時間との比較によりその効果を図るなどの指標が必要と思われる。

## No.26 小学校維持管理事業、中学校維持管理事業

### 【教育委員会事務局 総務課】

#### 1. 事業の目的、内容

小学校、中学校の適切な管理のため、保守点検委託(自家用電気工作物保安業務他)、清掃委託、樹木管理委託、機械警備委託等を行う事業である。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源とその他特定財源である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は制度発足当初から継続的に実施されている。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策8

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

##### ① 小学校維持管理事業

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	62,830	61,192	69,144	
実績	58,216	53,781	62,161	
一般財源	57,893	53,457	61,840	
その他	323	324	321	東北電力等土地使用料等

##### ② 中学校維持管理事業

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	35,223	36,297	40,457	
実績	32,202	32,182	34,942	
一般財源	32,035	32,013	34,773	
その他	167	169	169	東北電力等土地使用料等



(2)平成 30 年度決算額の主な内訳

① 小学校維持管理事業

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	1,262	消耗品費
役務費	662	簡易専用水道検査手数料等
委託費	60,159	
使用料及び賃借料	50	
負担金補助及び交付金	28	
合計	62,161	

② 中学校維持管理事業

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	488	消耗品費
役務費	400	手数料
委託費	30,732	
使用料及び賃借料	3,322	土地借上料等
合計	34,942	

6. 監査の結果及び意見

**(意見 30)機械警備業務に関する長期継続契約制度の適用検討について**

小学校等機械警備業務並びに中学校機械警備業務については随意契約かつ単年度契約にて行われている(業務委託料 26,121 千円、小学校・中学校の合計)。随意契約の理由について、機械警備施設の設置後これまで機械警備業務を确实かつ誠実に履行していること、本業務を同者以外の者に委託した場合、既設の警備業務用のセンサー、配線等を撤去し新たに同様の設備を配置する必要がある、当該設備の設置に要する費用が見込まれることに加え、当該設備の撤去及び設置に要する期間内は本業務が実施できず、本業務の目的が達成できないこととなる。これらの理由から、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当するものと認め、随意契約により同者と契約

を締結しているものであり、青森市財務規則第 123 条ただし書の規定に基づき 1 者から見積書を徴することとしている。

市の随意契約の理由は相当程度合理的なものと解されるが、現状の契約形態によれば、今後相当長期にわたって同一業者との随意契約が継続することが見込まれ、契約に競争性が発揮されにくい状況にあるものと思料される。今後、警備会社変更に伴う追加コストの試算を実施し、いずれかのタイミングにおいて、長期継続契約を前提とした競争入札を実施することも検討されたい。

また、現状は同一業者と相当期間の契約締結が見込まれているにもかかわらず、長期継続契約を締結していない状況にある。現在の業者と長期継続契約を締結することで、毎年の契約締結事務がなくなるため事務コストの軽減につながるものと想定されるとともに、コストダウン等のメリットも享受できる可能性がある。導入の可能性を検討されたい。

## No.27 小柳小学校校舎等改築事業(補助・単独)

### 【教育委員会事務局 総務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

小柳小学校校舎の改築事業である。同校校舎は、平成 18 年度に実施した耐震診断の結果、耐震性がなく、かつ耐震補強が困難と判断された部分があり、同部分の改修を行うことで学校施設を安全で安心な環境とすることを目的としている。

##### (2) 事業の内容

平成 24 年度からの事業実績は、下記のとおりとなっている。

年度	工事内容	補助・単独
平成 24 年度	耐力度調査	単独
平成 25 年度	地質調査	単独
平成 26 年度	プール解体設計 プール解体工事 基本設計・実施設計	単独 単独 単独
平成 27 年度	屋内運動場改築工事(1 年目) 旧屋内運動場解体設計	補助・単独 単独
平成 28 年度	屋内運動場改築工事(2 年目) 旧屋内運動場解体工事 校舎実施設計	補助・単独 補助・単独 単独
平成 29 年度	校舎改築工事(1 年目)	補助・単独
平成 30 年度	校舎改築工事(2 年目) 旧校舎解体設計	補助・単独 単独

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金、市債及び一般財源である。

#### 3. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### **基本施策8**

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

#### 4. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

【補助分】	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	309,575	55,382	132,194	
実績	291,401	353,039	851,603	
国庫支出金	163,310	229,120	466,169	
市債	114,800	120,800	378,900	
その他特定財源		3		
一般財源	13,291	3,116	6,534	
【単独分】	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	263,078	446,432	209,901	
実績	118,241	313,549	714,546	
市債	73,300	235,100	668,400	
一般財源	44,941	78,449	46,146	

##### (2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

【補助分】+【単独分】

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	348	
役務費	188	
委託費	3,456	
工事請負費	1,562,157	
合計	1,566,149	

#### 5. 監査の結果及び意見

##### (意見 31) 工事請負等に関する積算業務の情報共有について

当事業に関わらず、教育委員会に関連する工事請負等に関する積算業務については、教育委員会総務課の職員が過去の資料や外部業者から見積書を手に入して積算業務を行っている。総務課においては積算担当として 3 名の課員がおり、必要に応じて他課と連携を取って業務を遂行しているとのことである。

しかしながら、今後人口減少時代を迎えて、将来的には青森市の職員も減少することが見込まれることや、特に大規模な工事、特殊性のある工事等については、人材の有効活用という視点を考慮して、教育委員会総務課の職員のみではなく、他課(建築営繕課等)の経験やノウハウをこれまで以上に役立てること、つまり横断的な積算業務対応を行うことについて長期的な観点から検討されることを提言したい。

## No.28 小学校施設解体事業(単独)

### 【教育委員会事務局 総務課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

廃校となった小学校施設等や使用できなくなった屋内プールについて、安全対策や火災予防上、解体工事を実施する事業である。

##### (2) 事業の内容

当事業の内容について平成 28 年度からの事業実績は、下記のとおりとなっている。

年度	工事内容
平成 28 年度	旧中央部学校給食共同調理場 解体設計 旧西部学校給食共同調理場 解体設計
平成 29 年度	旧中央部学校給食共同調理場 解体工事(1 年目) 旧西部学校給食共同調理場 解体工事(1 年目)
平成 30 年度	旧中央部学校給食共同調理場 解体工事(2 年目) 旧西部学校給食共同調理場 解体工事(2 年目)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源及び市債である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成 22 年度からの継続事業である。

#### 4. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策8

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	3,125	350,049	308,666	
実績	4,726	175,491	308,243	
市債	3,500	157,900	277,400	
一般財源	1,226	17,591	30,843	

(2)平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託料	3,565	監理業務、意図伝達委託
工事請負費	304,678	解体工事費
合計	308,243	

6. 監査の結果及び意見

**(意見 32)より公正な入札の徹底、透明性向上について**

① 意見の端緒となった基礎的事実について

当事業における解体工事の入札において、市が作成した予定価格調書の低入札数値的判断基準(税抜)の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)と、落札業者が提出した工事費内訳書の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の両者が全く同金額のものが 2 件あった。該当の 2 件は、それぞれ別の業者が提示したものであり、共に落札がなされている。

当工事における予定価格は、開札の際に公表される価格であり募集段階において事前に公表されることはない。また、制度上、予定価格に基づき市が算定した数値的判断基準の内訳を、業者が提出した内訳が一つでも下回る場合には失格となる。すなわち、当工事について、理論上の落札最低価格から内訳も含んで 1 円の差異がない金額で応札・落札がなされたことになる。

※ 市の低入札数値的判断基準等の詳細については後述する「② 入札制度に関する青森市の低入札価格調査制度について」にて詳細説明している

### 工事1 旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事

当工事における、市の作成した予定価格調書(抜粋版)と落札業者の提出した工事費内訳書(抜粋版)を示すと、下記のとおりである。

#### 【市が作成した予定価格調書】

予定価格調書		
件名	旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事	
予定価格(税込)	320,976,000 円	
低入札調査基準(税込)	288,878,400 円	
中略		
低入札調査基準価格(税抜) 90%	267,407,348 円未満調査	
低入札調査基準価格試算額(税抜)	276,407,348 円	
直接工事費	256,042,206 円×97/100＝	248,360,939 円
共通仮設費	10,135,931 円×90/100＝	9,122,337 円
現場管理費	5,320,137 円×90/100＝	4,788,123 円
一般管理費	25,701,726 円×55/100＝	14,135,949 円
低入札数値的判断基準(税抜) 70.85%		
直接工事費	256,042,206 円×75/100＝	192,031,654 円未満失格 ※1
共通仮設費	10,135,931 円×70/100＝	7,095,151 円未満失格 ※2
現場管理費	5,320,137 円×70/100＝	3,724,095 円未満失格 ※3
一般管理費	25,701,726 円×30/100＝	7,710,517 円未満失格 ※4
以下略		

#### 【落札業者が提出した工事内訳書】

工事内訳書				
工事名	旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事			
種別	単位	数量	単価	金額
直接工事費	式	1		192,031,654 円 ※2
共通仮設費	式	1		7,095,151 円 ※3
現場管理費	式	1		3,724,095 円 ※4
一般管理費	式	1		7,710,517 円 ※5
計(工事価格)	式	1		210,561,417 円 ※1
消費税相当額	式	1		16,844,913 円
合計				227,406,330 円

上表で明らかなように、市が作成した低入札数値的判断基準(税抜)に関する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のそれぞれの金額は、落札業者が提出した工事内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費目の金額と同一であった(※1～※5の数値が完全に一致している)。

## 工事2 旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事

当工事の、市の作成した予定価格調書(抜粋版)と落札業者の提出した工事費内訳書(抜粋版)は、下記のとおりである。

### 【市が作成した予定価格調書】

予定価格調書		
件名	旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事	
予定価格(税込)	290,412,000 円	
低入札調査基準(税込)	261,370,800 円	
中略		
低入札調査基準価格(税抜) 90%	242,010,000 円未満調査	
低入札調査基準価格試算額(税抜)	249,626,282 円	
直接工事費	225,630,808 円×97/10=	218,861,883 円
共通仮設費	13,341,144 円×90/100=	12,007,029 円
現場管理費	6,562,698 円×90/100=	5,906,428 円
一般管理費	23,365,350 円×55/100=	12,850,942 円
低入札数値的判断基準(税抜) 70.72%		
直接工事費	225,630,808 ×75/10=	169,223,106 円未満失格 ※1
共通仮設費	13,341,144 ×70/100=	9,338,800 円未満失格 ※2
現場管理費	6,562,698 ×70/100=	4,593,888 円未満失格 ※3
一般管理費	23,365,350 ×30/100=	7,009,605 円未満失格 ※4
以下略		※5

### 【落札業者が提出した工事内訳書】

工事内訳書				
工事名	旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事			
種別	単位	数量	単価	金額
直接工事費	式	1		169,223,106 円 ※2
共通仮設費	式	1		9,338,800 円 ※3
現場管理費	式	1		4,593,888 円 ※4
一般管理費	式	1		7,009,605 円 ※5
計(工事価格)	式	1		190,165,399 円 ※1
消費税相当額	式	1		15,213,231 円
合計				205,378,630 円

当工事も市が作成した低入札数値的判断基準(税抜)と落札業者の提出した工事内訳は一致している(※1～※5の数値が完全に一致している)。

なお、以下文中において、旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事及び旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事を併せて「調理場解体工事」という。



## ② 入札制度に関する青森市の低入札価格調査制度について

市では、契約に関して低入札価格調査制度を導入している。同制度は、あらかじめ設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な契約履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度である。また市では、「調査基準価格」よりもさらに低額な「数値的判断基準」をも設定し、当基準を業者提出の工事内訳が一つでも下回ったら失格とする運用をしている。以下、「入札制度に関する青森市における低入札価格調査制度」の概要について記載する。

### 青森市低入札価格調査制度の概要（「青森市低入札価格調査制度要綱」抜粋・監査人編集）

#### ①低入札価格調査制度

競争入札の方法により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において自治令に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（相手方となるべき者）の申込価格によっては契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに必要な調査を行い、調査結果に基づき落札者を決定する制度をいう。

#### ②対象となる入札

設計金額が 5,000 万円以上の建設工事の請負契約に係る競争入札に適用する。

#### ③調査基準価格

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査基準価格という。

調査基準価格は、次に掲げる額の合計額とする。

- 直接工事費の額に対して 100 分の 97 を乗じて得た額
- 共通仮設費の額に対して 100 分の 90 を乗じて得た額
- 現場管理費の額に対して 100 分の 80 を乗じて得た額
- 一般管理費の額に対して 100 分の 55 を乗じて得た額

設計金額に 100 分の 90 を乗じて得た額を超える場合は 100 分の 90 を乗じて得た額とし、設計金額に 100 分の 70 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 100 分の 70 を乗じて得た額とする。

#### ④工事費内訳書の提出

入札に参加しようとする者は、入札価格決定の根拠となった工事内訳書を提出しなければならない。

#### ⑤数値的判断基準

調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、下記に掲げる数値的判断基準に適合しているかを確認する。いずれか一つでも基準に適合しない場合には失格となる。

工事費目	数値的判断基準
直接工事費	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額 100 分の 75 に相当する額以上であること。
共通仮設費	予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額 100 分の 70 に相当する額以上であること。
現場管理費	予定価格算出の基礎となった現場管理費の額 100 分の 70 に相当する額以上であること。
一般管理費	予定価格算出の基礎となった一般管理費の額 100 分の 30 に相当する額以上であること。

低入札価格調査制度における落札方式について図示すると下図のようになる。提示した価格内訳が数値的判断基準「D」に該当する場合には失格となるが、調理場解体工事においては 1 円を違わずに「C」と「D」の境界線上(太線部分)の失格とはならないギリギリの価格が提示されていた。

【図 低入札価格調査制度における落札方式】

予定価格  調査基準価格  数値的判断基準	↑高 A	最低入札額が A の場合には、予定価格を超過しているため、入札打ち切りとなる。
	B	最低入札額が B の場合には、落札となる。
	C	最低入札額が C の場合には、適正な施工が可能であるか否かについて調査をしたうえで落札者を決定する。
	D ↓低	最低入札額が D の場合には、失格となる。

③ 入札した業者の分布状況について

調理場解体工事について、金額の範囲を区分して入札した業者の分布状況を分析してみると、下表のようにまとめることができる。

入札した金額の範囲区分		解体工事 1	解体工事 2
ア	予定価格を超過する入札	1 件	0 件
イ	予定価格と同額の入札	0 件	0 件
ウ	予定価格未満・低入札調査価格基準価格を超過する入札	1 件	6 件
エ	低入札調査基準価格と同金額の入札	0 件	0 件
オ	低入札調査価格基準価格未満・低入札数値的判断基準を超過する入札	17 件	15 件
カ	<b>低入札数値的判断基準と同額の入札</b>	<b>1 件</b>	<b>1 件</b>
キ	低入札数値的判断基準未満の入札	7 件	5 件
合計		27 件	27 件

#### ④ 設計委託事業と解体工事業との関係について

調理場解体工事の前段階において解体設計委託事業の入札が行われており、設計委託事業を落札した業者は設計委託事業を終了して解体工事の予定金額とその内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)が確定している。市では、設計委託業者が算出した解体工事の予定金額を、そのまま予定価格として採用している。

このことから解体工事の予定価格は設計業者及び市しか知りえない情報であることがわかる。しかしながら、解体工事業を落札した業者から提出された工事内訳書の費目別(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の金額が解体工事の設計書に記載されている費目別金額と1円も変わらず同一であるということは、解体工事に関する設計書に記載された費目別金額と合計金額(予定価格)が流出した可能性も示唆される。市の担当者の見解は、偶然にも一致しているとのことであったが、果たして偶然に市が作成した低入札数値的判断基準の費目別金額・合計金額と解体工事業の落札業者が提出した工事内訳書の費目別金額・合計金額とが一致することがあり得るのだろうか。監査人としては、釈然としないものがあった。

#### ⑤ 入札内訳と低入札数値的判断基準が一致する可能性の推測

市が作成した低入札数値的判断基準の合計額・費目別内訳が入札した工事内訳書の合計金額・費目別内訳と一致する可能性について推測してみると、三つのケースが想定される。

第一は、落札した設計業者の予定価格と費目別内訳の金額が、何らかの原因で解体工事に入札した業者にデータが流出したとするケースである。第二は、市担当者から入札した業者にデータが流出したケースである。そして、第三は、最低制限価格算出にかかるソフトウェアを販売する業者の存在があるように、近年のIT技術や情報収集能力をもって、予定価格や最低制限価格を推察し、結果的に一致したことも想定される。

第一、第二のケースについては、低入札数値的判断基準の合計額・費目別内訳について仮に知りえたとしても問題視されるようにわざわざ市の作成した金額と一致した金額で入札するようなことを想定することは難しいと考えられる。そのため第三の設計ソフトを利用したケースについて、門外漢ではあるが幾通りかのシミュレーションを行って、低入札数値的判断基準の合計額・費目別内訳と一致することになったことも可能性として認められるところである。

#### ⑥ 対応策に関する提言について

より公正な入札を徹底し、透明性を高めた入札制度にするための全庁的な方策として、以下を提言したい。

第一には、市における管理として、設計段階において落札した結果の設計書の資料について、施錠した保管庫に厳重に保管して、外部流出が行われないような措置を講ずることが必要と考える。この理由は、監査人が監査執務した場所を思い起こすと、一部の工事関係の書類が備え置きされており、必ずしも秩序整然として誰でも持ち出しができない状況にはなかったからである。

第二は、解体工事業者が入札する際に、設計委託業務を落札した業者からの設計書の情報を入手していない旨の宣誓を条件付き一般競争入札参加申請書に記載させる等の措置が必要と考える。これは情報流出の事実が判明した場合には失格になることを明記し、入札する者に対して心理的な牽制を与えることで一定の効果が期待できるものと考ええる。

第三は、開札した段階で、市が作成した低入札数値的判断基準の合計額と費目別内訳の金額が入札した業者の工事内訳書と費目別内訳が一致もしくは限りなく近似した場合には、徹底して入札業者に対して一致した理由をヒアリングする等、納得が行くまで深く調査して確認することが極めて大事と考える。この時点が最大のポイントであり、入札業者の質問に対する反応、顔色、説明の合理性など、肌で直接感じる部分であり、入札の可否を判断する絶好の場面であると考えられる。つまり、市の担当責任者が入札時における審査において健全なる懐疑心を持って、なぜ予定価格調書の低入札数値的判断基準の費目別金額と落札した業者の工事費内訳書の合計金額・費目別内訳の金額が同額であったのかをより深く調査をして確認しておくことが入札の公正性を担保し、透明性を高めるためにも非常に重要である。

## No.29 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務

### 【教育委員会事務局 総務課】

#### 1. 事業の概要、目的

小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務の4つの事業は、小・中学校の適正な運営管理及び学校教材の整備を目的に、配当基準により算出した予算を各小・中学校に配当している事業である。配当を受けた各小・中学校にて個別に予算が作成され、予算執行がなされる。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、ほぼ全額が一般財源であり、一部(1百万円程度)、公衆電話利用料等が含まれている。

#### 3. 青森市教育振興基本計画における施策区分

当事業は、青森市教育振興基本計画における以下の施策と結びついている。

##### 基本施策8

小・中学校において、質の高い教育を実現する環境を整えます。

#### 4. 事業費の予算と実績額

平成30年度における当初予算額と実績額は以下のとおりである。当初予算比で実績が超過している状況にあるが、この理由は単価上昇により燃料費及び光熱水費が増加したためであり、補正予算にて措置がなされた。

(単位:千円)

事業名	平成30年度 当初予算	平成30年度 実績
小学校運営管理事務	529,132	579,544
小学校教材整備事務	115,831	111,994
中学校運営管理事務	264,292	273,433
中学校教材整備事務	66,426	64,294

## 5. 当事業における監査方針

### ① 監査対象小・中学校の選定

当事業においては、配当を受けた各小・中学校にて予算執行がされることに鑑み、以下の小学校2校、中学校2校を選定のうえ、実地学校監査を実施した。

#### 【監査対象小・中学校】

番号	報告書 No	小・中学校名
1	<b>No.29-1</b>	浪岡南小学校
2	<b>No.29-2</b>	三内小学校
3	<b>No.29-3</b>	甲田中学校
4	<b>No.29-4</b>	南中学校

### ② 小・中学校監査における監査要点

小・中学校の事務の執行及び法令等への合规性、経済性・効率性及び有効性の観点から以下の項目について特に留意して監査を実施した。

- i 学校配当予算の執行は、法令、規則等へ準拠しているか。
- ii 学校配当予算の執行は経済性、効率性、有効性の観点から問題はないか。
- iii 有効な内部統制を含む私費会計マニュアルが適切に整備されているか。
- iv 私費会計にかかる事務がマニュアルに則し、適切に運用されているか。
- v 私費会計にかかる支出について妥当性、経済性が担保されているか。
- vi 現金出納管理は、適切に運用されているか。
- vii 備品・物品・図書について、財務規則に従った管理が行われているか。
- viii 情報資産・個人情報等についてマニュアル等に沿った運用がなされているか。

各小・中学校監査の結果は、以下「No.29-1」～「No.29-4」の各項にて記載している。

## No.29-1 浪岡南小学校

### 1. 学校の概要

#### (1)所在地

青森市浪岡大字北中野字北畠 3 番地

#### (2)創立

昭和 57 年 4 月 1 日

#### (3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

##### ① 教育目標

「夢をもち たくましく生きる 南の子」

- ・みずから学ぶ子
- ・なかよくする子
- ・みんなと運動する子

(努力目標)

- ・自分の考えを伝え、深める子
- ・相手を思いやり、やさしくする子
- ・はげまし合い、ねばり強く運動する子

##### ② 経営の基本方針と重点

- i 生きる力を育む特色ある教育活動の推進  
自ら学び自ら考え、課題解決のできる子どもの育成
- ii 調和と変化のある教育活動の推進  
思いやりとたくましさのある子どもの育成
- iii PDCA サイクルを活用した教育活動の一層の充実  
子どものよりよい変容を目指す教師集団の確立
- iv 開かれた学校づくりの一層の推進  
保護者に信頼される学校づくり

#### (4)児童数、学級数(令和元年 5 月 1 日現在)

学年	学級数(学級)	人数(人)	備考
1 学年	1	17	
2 学年	1	25	
3 学年	1	35	

学年	学級数(学級)	人数(人)	備考
4 学年	1	26	
5 学年	2	42	
6 学年	1	32	
特別支援学級	1	1	たんぽぽ学級
合計	8	178	

(出所:市資料より監査人作成)

(5)教職員数(令和元年5月1日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	事務職員	1
教頭	1	学校栄養職員	1
教諭	8	技能主事	1
養護教諭	1	技能技師	—
栄養教諭	1	技能主事(調理)	—
教員合計 12		職員合計 3	

(出所:市資料より監査人作成)

(6)施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積 (m <sup>2</sup> )	屋内運動場 面積(m <sup>2</sup> )
普通	特別	総面積(m <sup>2</sup> )	運動場(m <sup>2</sup> )		
8	20	38,000	18,930	5,975	1,130

(出所:市資料より監査人作成)



(7) 支出の状況

平成 30 年度の小学校費の歳出決算額

(単位:千円)

款	項	目	節	金額
教育費	小学校費	学校管理費		5,027
			旅費	—
			需用費	4,918
			役務費	104
			使用料及び賃借料	5
		教育振興費		1,850
			報償費	37
			需用費	1,561
			役務費	140
			備品購入費	110

(出所:市資料より監査人作成)

2. 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

**(指摘事項 14) 薬品の安全管理について**

理科準備室の机の上に、「薄いアンモニア水」がビーカーにラップをかけられた状態で置いてあった。実験途中のものということであるが、アンモニア水は薄めているとは言え有毒物質である。子ども達に害が及ばないように適切な保管を行う必要がある。

**(指摘事項 15) 図書の現物照合について**

監査にて、図書台帳に登録されている図書現物の照合を二件実施したところ、一件について現物を確認することができなかった。また、追加で一件の照合を実施したが、それについても現物を確認することができなかった。図書台帳と現物が整合していない現状にある。

このような状況となっているのは、学校で図書の棚卸を実施していないことが一つの要因としてあげられる。学校には使用中の物品を管理する義務がある(青森市財務規則第 230 条 第 3 項)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要がある。図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)を行うことは人的資源等を鑑み不可能であったとしても、図書の整理及び補修をする際に図書台帳と現物の照合をする等、複数年に亘り循環的に棚卸を実施すること等による棚卸の実施を求めたい。なお、図書の棚卸未実施は当校に限った話ではなく、大部分の小中学校で行われていないようである。市内の小中学校において統一的な対応が望まれる。

### **(指摘事項 16) 備品台帳の登録漏れについて**

備品登録が行われていない備品が多数あった。パソコン室の隣の準備室(16ミリビデオ機器、ポータブルテレビ(パナカラー))、第一音楽室(オルガン多数)等に置かれているが、いずれも取得から相当年を経たものようであり、現在使用されていないものである。これらは、合併前の浪岡町のとくに取得したものと思われ、本来合併時に青森市財務規則第 253 条に基づき備品登録を行っておくべきものであった。今後も使用が見込めないのであれば、早急に処分すべきものと思われる。なお、これらの中には産業遺産として価値を見出せる可能性があるものもあり、処分には廃棄に限らず展示用としての譲渡可能性の検討も含まれる。なお、早急な処分が難しいのであれば、改めて備品登録を行う等少なくとも市において存在することを把握できるようにするべきであろう。

### **(意見 33) 市の所有でない備品の区別について**

地域のバスケットクラブ(以下、この項で「クラブ」という。)が所有する「ジェットヒーター」が体育館の倉庫に保管されているが所有者の表記は行われていない。市は「青森市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づきクラブに体育館の使用を認めるものであるが、使用が認められ備品や消耗品を学校に持ち込むとしても、それらによって児童が怪我をした場合の責任の所在が明らかになっておらず、それらを学校に保管することは原則として禁止すべきである。また、やむを得ず校内に保管する場合は、校長の許可を得てこれを行うようにすべきであり、その場合であってもクラブの所有であることの表記を行うべきである。

市は、学校施設の開放に伴い、使用を許可された者が備品等を持ち込む場合の対応を明確に定めておく必要がある。

### **(意見 34) 民間団体の校地利用について**

教室配置図に記載されていない部屋(体育館のとなり)にもクラブの用具が保管されている。この部屋はクラブが専用で使用しており、学校もこの部屋への入室はできるものの、何が保管されているのか把握しておらず実質的に長期にわたりクラブに貸し出されている状態にある。学校施設を利用するには、事前に登録された団体が施設の利用日時をその都度申請する必要がある。いわゆる時間使用であって、備品等を学校施設に長期間保管するといった利用方法を想定しているものではない。備品等を保管するために学校の部屋を使用するのであれば、行政財産の目的外使用の手続をとるべきであり、市はクラブに対して正規の手続によるよう指導すべきである。

## (2) 私費会計

### ① 私費会計の管理の概要

私費は、学校の責任において校長名で徴収する「学校徴収金」と学校と密接に関わりのある PTA 等の団体が徴収する「団体徴収金」に分けられる。この私費に係る会計については、各学校が作成した「学校徴収金 取扱マニュアル」(以下、「取扱マニュアル」という。)に従って適正な管理が行われている。当該マニュアルに基づき、私費会計区分ごとに、預金通帳の作成、収支状況の記録、関連帳票の保存、決算報告、年度監査、保護者等への決算報告等が行われる。

### ② 私費会計の監査の結果

#### (指摘事項 17) 簿外となっている私費会計の収入及び支出について

学校では、平成 30 年度において、1 年生の新入学用品にかかる徴収金(合計 240 千円 一人 10,000 円)、4 年生以上が参加するスキー教室にかかる徴収金(合計 415 千円 一人 3,500 円)、全校児童が参加する鑑賞教室にかかる徴収金(合計 109 千円 一人 600 円)等の学校徴収金について、私費会計上の決算報告書には反映させずに簿外で処理している。会計検査・監査も受けていない。

このことは取扱マニュアルに反する取扱いである。取扱マニュアルに則し、当該収支についても各会計区分を設定し、適切な決算報告書の作成・監査を受けることを求める。なお、既存の私費会計区分である学年諸費(参考書等の補助教材購入のための学校徴収金)に、これら簿外の学校徴収金を含める等の対応も考えられる。

## (3) 学校運営について

### (意見 35) ナイター照明利用料の徴収について

学校では、学校施設開放事業において、学校教育に支障のない範囲で、校庭を一般市民に夜間無料開放しており、平成 30 年度は 32 回の利用実績があった。校庭にはナイター設備が設置されており、照明も無料で利用できるとのことである。

確かに、ナイター照明を無料とすることで利用拡大が図られ、スポーツを通しての市民の健全な精神と健康づくり推進という目的が推進されることは理解できる。しかし、そもそもナイター照明利用料は受益者である利用者が全額負担すべきであると考えられるし、合併以前の旧青森市に所在する市立泉川小学校、市立浜田小学校、市立大野小学校では、社会体育施設管理事業(夜間スポーツ広場)によりナイター照明利用料を規模に応じ一時間 600 円～1,000 円を徴収する取扱いとしている。結果として、当校を利用する旧浪岡地区住民と、旧青森市住民間で異なる条件による行政サービス提供が行われているともいえる。今後、市として均一に料金徴収を行う運用が望まれる。

## No.29-2 三内小学校

### 1. 学校の概要

#### (1) 所在地

青森市里見一丁目 9 番 1 号

#### (2) 創立

昭和 44 年 4 月 1 日

#### (3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

##### ① 教育目標

「きたえよう心と体 三内の子 ～やさしく かしく たくましく～」

(学校教育課題及び努力目標)

<体>くじけない心、健康意識と体力の向上及び安全な生活態度の育成

→元気な子

<徳>思いやりの心や感動する心及び豊かな人間関係の形成

→思いやりのある子

<知>基礎力・基本的事項の定着と確かな学力の向上及び活用・応用力の育成

→進んで学ぶ子

##### ② 経営の基本方針

「笑顔 元気 三内小」をキャッチフレーズに、早寝・早起き・朝ごはん(基本的生活習慣)が身に付き、心身ともにたくましい児童の育成を図るとともに、「オアシス(おはようございます(挨拶)、ありがとうございます(感謝)、失礼します・します(礼儀、奉仕)、すみません(素直))」の心をもって、教師自ら明るくさわやかに挨拶を交わし、いじめのない笑顔あふれる学校づくりを目指す。

i めざす学校の姿 →うるおいと活気に満ちた学校

ii めざす子ども像 →早寝・早起き・朝ごはん(基本的生活習慣)を身に付けた子

iii めざす教職員の姿 →教育公務員としての自覚と使命感をもち、教育目標達成のために実践の積み重ねと確かめを大切にする教職員

##### ③ 経営の重点

###### i 学級経営の充実

一人一人の子どもの個性を認め、生かして育てる指導

ii 授業の充実

一人一人の子どもの学力を育てる指導

iii 研修の充実

教師の資質向上

iv 保護者や地域との連携

家庭と連携した早寝・早起き・朝ごはん運動への取組

(4) 児童数、学級数(令和元年5月1日現在)

学年	学級数(学級)	人数(人)	備考
1 学年	2	53	
2 学年	2	45	
3 学年	2	54	
4 学年	2	43	
5 学年	1	40	
6 学年	2	53	
特別支援学級	4	17	あおぞら 1・あおぞら 2・やまびこ・おひさま
合計	15	305	

(出所:市資料より監査人作成)

(5) 教職員数

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	事務職員	1
教頭	1	学校栄養職員	—
教諭	19	技能主事	—
養護教諭	1	技能技師	2
栄養教諭	—	技能主事(調理)	—
教員合計 22		職員合計 3	

(出所:市資料より監査人作成)

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)
普通	特別	総面積(㎡)	運動場(㎡)		
15	17	19,769	8,024	5,030	1,074

(出所:市資料より監査人作成)

(7) 収支の状況

平成 30 年度の小学校費の歳出決算額

(単位:千円)

款	項	目	節	金額
教育費	小学校費	学校管理費		5,769
			旅費	30
			需用費	5,628
			役務費	105
			使用料及び賃借料	5
		教育振興費		2,730
			報償費	18
			需用費	2,314
			役務費	193
			備品購入費	202

(出所:市資料より監査人作成)

2. 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

**(指摘事項 18) 製作看板の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて**

平成 30 年度中に私費会計「三内小学校創立 50 周年記念事業会計」において看板製作・取付代 86 千円が支出され、製作された看板は学校に寄附されているが、寄附採納の手続が行われておらず、物品台帳にも登録がなされていなかった。学校は物品寄贈を受けた場合には、青森市財務規則第 246 条に基づき寄附採納の手続を行い、青森市財務規則第 253 条に基づき速やかに関連する台帳に登録する必要がある。

**(指摘事項 19) 扇風機(29 台)の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて**

過年度に PTA より寄附された扇風機(29 台)について、寄附採納の手続が行われておらず、物品台帳にも登録がなされていなかった。学校は物品寄贈を受けた場合には、青森市財務規則第

246 条に基づき寄附採納の手続を行い、青森市財務規則第 253 条に基づき速やかに関連する台帳に登録する必要がある。

### (意見 36) 工芸品の有効活用について

備品台帳に登録されている工芸品(花瓶 鈴銅 鳳山作)は、退職時の記念品として職員が寄贈したものであるが、倉庫に保管されたままになっている。学校では飾る場所等もなく、退職する職員からの記念品でもあることから処分もできないため、倉庫にて保管したままにせざるを得ないとのことであるが、市では各部門で使用しない物品を有効活用するための仕組み(広報)もある。学校だけに限らず市の他の部門において有効活用できないか方策を講ずる必要がある。

### (意見 37) 所有権不明の仏像・工芸品について

南棟 2F 踊り場に、仏像や工芸品等(以下、仏像等という。)が複数点展示されている。これら仏像等については「所有 ○○」と個人名が付記されており、備品台帳にも登録がないことから、学校所有のものではなく、それぞれ個人から貸借していることが推測される。これらは、相当過去に展示開始されたものであり、賃貸契約等はなく、その展示されるに至った経緯も不明のことであった。今後、時が経つにつれ、仏像等に係る権利義務関係の解明はより困難となることが予想される。早期に所有者を特定し、賃貸契約を締結する、所有者に返還する、不明の場合には市への移管を検討するといった何らか対応が望まれる。

## (2) 個人情報の管理

### (指摘事項 20) USB メモリの長期貸し出しについて

学校には教育委員会から USB メモリ(以下、「USB」という。)が 3 本貸し出されている。学校では、USB は希望する職員に数日間の貸出しを行う場合がある。貸出しを行う 3 本の USB については、通し番号を付したシールを貼り付け、台帳(「USB 貸出簿」)によって管理を行っている。

USB 貸出簿を閲覧したところ、長期間貸し出されたままになっているものがあつた。監査実施日(令和元年 9 月 9 日)時点で、平成 30 年 11 月 28 日に貸し出されたものが 1 本、令和元年 6 月 28 日に貸し出されたものが 1 本あつた。USB には学校の重要なデータが保管されている可能性もあり、現物が存在することの確認は重要である。長期に貸し出したままにせず、貸出後一定期間返却のないものについては、引き上げ照合する等適切に管理する必要がある。

### (意見 38) USB 貸出簿への製造番号の記載について

前述のとおり、学校では USB に通し番号を付したシールを貼付け、USB 貸出簿によって管理を

行っている。現状では USB 貸出簿上、通し番号を記載するのみであり、製造番号等各 USB を特定できる情報の記載は行っていない。USB は簡単に持ち出しが可能な物であり、その管理は厳密に行う必要がある。通し番号のシールのみであれば貼り換え等の操作も容易であるので、学校の保管する USB の特定を確実にするためにも製造番号等も USB 貸出簿に記載し管理を行うことが必要である。

### (3) 私費会計

#### ① 私費会計の管理の概要

私費会計については当校が個別に定めた「学校徴収金 取扱マニュアル」(以下、「取扱マニュアル」という。)により管理を行っている。

#### ② 私費会計の監査の結果

##### (指摘事項 21) 私費会計の締め日について

スキー教室や部活動等の児童の教育活動を支援する目的の私費会計「平成 30 年度 体育文化後援会」にかかる会計締め日が平成 31 年 4 月 4 日となっており、平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 4 月 4 日における支出(14 件、203 千円)を平成 30 年度決算に含んでいる。取扱マニュアルでは年度終了日を 3 月 31 日と定めており、これに反する取扱いである。平成 30 年度決算書は、収入 892 千円、支出 892 千円(14 件、203 千円含む)の収支均一にて報告がなされているが、取扱マニュアルのとおり 3 月 31 日を締め日とした場合には、収入 892 千円に対し、支出 689 千円となるため、収支が均一とならない。

そもそも、私費会計「体育文化後援会」は、スキー教室や部活動等の児童の教育活動を支援する目的として各学年の保護者から負担相当額を徴収しているものであり、保護者間の公平性を保つためには繰越等を発生させず、単年度で収支が均一となるような運用が望まれる。今回のケースでは、平成 30 年度会計として平成 31 年 4 月 1 日以降に 203 千円の支出がなされており、その支出時点では既に平成 30 年度の第 6 学年生は卒業しており、各学年の保護者間における公平性が害されているとも考えられる。こういった意味からも、取扱マニュアルに則した会計締め日を設定する必要がある。

##### (指摘事項 22) 校長が実施する会計検査の不備について

取扱マニュアル上、校長自らが会計検査として各私費会計の「現金、預金通帳の取扱い及び保管状況」「諸帳票、関連帳票等の処理状況」を年 3 回(7 月、12 月、3 月)検査することが定められているが、実際には行われておらず形骸化している。取扱マニュアルに基づき、今後、私費会計全



て検証を行い、漏れなく証跡を残す、検査報告などを記録することが必要である。実務適応において、全私費会計を校長が年 3 回にもわたり会計検査を行うことは相当な事務負担であることも想定されるため、実施回数を減らすことや、対象とする私費会計を絞るといった対応も現実的であろう。

#### **(指摘事項 23) 周年記念事業にかかる余剰金組込に係る判断について**

私費会計「三内小学校創立 50 周年記念事業会計」(以下、この項で「50 周年会計」という)は平成 30 年度で終了しているが、当該会計で余剰となった資金 307 千円は新たに設定された私費会計「PTA 積立基金」に組み込まれ、平成 31 年 3 月 26 日に同会計の預金通帳に移し替えられている。取扱マニュアルによれば、「学校徴収金にかかる預金の取扱いについては、保護者と事前に協議しておかなければならない。」と規定されているが、私費会計「PTA 積立基金」への組み込みは周年事業の実行委員長が PTA 会長との協議により決定されたとのことであり、決定に際しての記録は残されていない。組み込みに際し、保護者への十分な説明、協議、文書化を行うべきであった。

#### **(指摘事項 24) 簿外となっている周年記念事業積立金について**

平成 30 年度に新たに設定された「PTA 積立金基金」会計について、決算報告書が作成されていない。「PTA 積立金基金」も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施する必要がある。

## No.29-3 甲田中学校

### 1. 学校の概要

#### (1) 所在地

青森市金沢三丁目 11 番 1 号

#### (2) 創立

昭和 35 年 4 月 1 日

#### (3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

##### ① 教育目標

「自ら学び、心豊かに、共に生きる生徒」

##### (努力目標)

- ・豊かな学力を身に付け、粘り強く学習に取り組む生徒
- ・思いやりの心を持ち、社会性を身に付け正しく判断し、行動できる生徒
- ・健康的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康で安全な生活ができる生徒

##### ② 経営の基本方針

###### i 確かな学力の向上を図る学習指導の推進

- ・生徒の実態把握
- ・個に応じた指導
- ・評価と指導の一体化
- ・ねらいの明確化
- ・学習訓練と学び方の確立
- ・思考・判断・表現する場の意図的な設定
- ・主体的・協働的学習
- ・学習習慣(家庭学習習慣)の確立

###### ii 豊かな心の育成を図る教育活動の推進

- ・体験活動の充実
- ・道徳の時間の充実
- ・生徒理解の充実
- ・教育相談の充実
- ・正しい判断力の育成
- ・認め合う人間関係づくり
- ・自己有用感の醸成

iii 健やかな体の育成を図る教育活動

- ・基本的な生活習慣の構築
- ・体育的行事の工夫
- ・食に関する指導の工夫
- ・健康教育の推進
- ・校内外の安全指導の徹底
- ・思春期教室

iv 家庭・地域社会との連携

- ・家庭と連携した家庭学習習慣づくり
- ・防災教育と地域活動
- ・学校公開、授業公開の回数を増やす
- ・学校評価による教育活動の改善

③ 経営の重点

- 全教職員が実践的な教材研究を行い、授業デザインを意識して授業の質の向上に努め、生徒一人一人の学力を向上させる授業づくり
- 生徒の実態把握を行い、全教職員で共通理解することにより、豊かな心の育成に努め、人間関係がよい集団づくり
- PM 理論を意識し、生徒の主体性を生かした生徒活動づくり(生徒が主役、そのためには常に教師が生徒のそばにいて指導、助言・励ましを行う。)
- 全教職員が教育愛と熱意を持って生徒にあたり、明るく元気な挨拶が飛び交う学校づくり
- 信頼される学校づくりのための家庭・地域社会とのコミュニケーションづくり
- 全教職員が協働して生徒の指導にあたる学校づくり(いじめ0を目指す)
- 様々な評価を実施し、学校課題を改善する学校づくり

(4) 生徒数、学級数(令和元年5月1日現在)

学年	学級数(学級)	人数(人)	備考
1年生	4	101	
2年生	3	107	
3年生	4	132	
特別支援学級	1	3	
合計	12	343	

(出所:市資料より監査人作成)

(5) 教職員数(令和元年5月1日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	事務職員	2
教頭	1	学校栄養職員	—
教諭	20	技能主事	1
養護教諭	1	技能技師	—
栄養教諭	—	技能主事(調理)	—
教員合計 23		職員合計 3	

(出所:市資料より監査人作成)

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)
普通	特別	総面積(㎡)	運動場(㎡)		
12	23	21,057	10,660	7,236	1,897

(出所:市資料より監査人作成)

(7) 収支の状況

平成 30 年度の中学校費の歳出決算額

(単位:千円)

款	項	目	節	金額
教育費	中学校費	学校管理費		3,821
			旅費	15
			需用費	3,649
			役務費	150
			使用料及び賃借料	5
		教育振興費		3,146
			報償費	65
			需用費	2,252
			役務費	336
			備品購入費	492

(出所:市資料より監査人作成)

2. 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

**(指摘事項 25) 備品シールが貼られていない備品について**

台帳に登録はされているが、備品シールが貼られていない備品がある(2 階教室 OHP 等)。これらの備品には、分類区分、品名番号、取得年度が記載されたシールが貼られているものの、現在の市所定の備品シールは貼られていない。また、分類番号、品名番号等は備品台帳には記載されておらず、同一物の認定ができない状態にある。

これら備品の中には現在使用されておらず廃棄が予定されているものもあるが、廃棄予定のものは青森市財務規則第 239 条及び第 240 条に基づき早急に返納又は処分する必要があり、そうでないものについては青森市財務規則第 231 条に基づきシールを再発行し、貼付けを行うべきである。

**(指摘事項 26) 寄附採納図書の台帳登録漏れについて**

平成 30 年 8 月 7 日に寄附採納となった図書(寄附内容の公表不同意のもの)について、図書台帳に登録が行われていない。寄附採納が行われた場合には、青森市財務規則第 253 条に基づき速やかに関連する台帳に登録する必要がある。なお、本件図書は監査当日中に登録され、校長の確認済となっている。

**(指摘事項 27) 電動スクリーンの寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて**

平成 30 年度中に私費会計「第3学年諸費」にて購入され、学校へ寄贈された卒業記念寄附物品(電動スクリーン)について、寄附採納の手続が行われておらず、物品台帳にも登録がなされていなかった。学校は物品寄贈を受けた場合には、青森市財務規則第 246 条に基づき寄附採納の手続を行い、青森市財務規則第 253 条に基づき速やかに関連する台帳に登録する必要がある。

**(意見 39) 市の所有でない備品の処理について**

剣道場にある用具置き場に個人所有の防具が複数保管されている。卒業生のもと思われるとのことであるが、返却(不要であれば処分)等の処理が必要である。

**(2) 私費会計**

**① 私費会計の管理の概要**

私費会計については当校が個別に定めた「学校徴収金 取扱マニュアル」(以下、「取扱マニュアル」という。)により管理を行っている。

**② 私費会計の監査の結果**

**(指摘事項 28) 決算報告書期末日以前の監査実施について**

私費会計「平成 30 年度 PTA 会費」「平成 30 年度 教育振興費」の決算書にかかる会計監査報告書は平成 31 年 2 月 21 日付で提出がされている。一方で、これらの私費会計において、監査翌日の平成 31 年 2 月 22 日から決算期末日である平成 31 年 3 月 31 日までの間に複数の収入・支出が計上されている。取扱マニュアルによれば、会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日であることが明示されており、会計監査は「各年度の決算書を作成したとき」に実施するものとされている。これより、決算が確定していない平成 31 年 2 月 21 日において会計監査を行うことは取扱マニュアルに反する運用である。

当然であるが、会計監査は私費の不適切・不正な利用を防止する重要な内部牽制機能を有している。現状の運用では、監査後に行った収支について正規の会計監査を受けないことになるため、不適切・不正な私費会計の利用がなされる「機会」が認められ問題である。今後、マニュアルに基づいた実効性のある会計監査の実施を求める。

**(指摘事項 29) タクシー領収書の不添付について**

私費会計「平成 30 年度 部活動振興会費」より、平成 30 年 7 月に県中体連引率として 25,100 円のタクシー代の支出がなされているが、領収書等の証拠証憑の添付がなされていない。取扱マ

マニュアルにおいては領収書等の支出証拠証憑の有無についての明確な定めはないものの、一般的な会計慣行ではタクシー代は当然に領収書等の証拠書類に基づき会計処理がなされること、私費会計「平成 30 年度 部活動振興会費」においては全校生徒から一律 5,000 円を徴収しており詳細な説明責任が生じていることから、証拠書類は必ず添付する必要がある。

#### **(指摘事項 30) 正確な私費会計決算書の作成について**

私費会計「平成 30 年度第 2 学年諸費」の決算書に誤りがあった。収入の部「会費」が 11 千円多く計上されており、支出の部「学年、学級活動費」が 14 千円多く、「PTA 会費」が計上 3 千円少なく計上されている。実際の取引を記載してある「総括」表に記載された収支は、この会計の預金通帳の記載と一致しており、決算書への転記(集計)誤りということになるが、誤りの発見は難しいものではない。正しい決算書の作成を行うべきである。また、この決算書は会計監査員の監査も受けているが、深度ある監査が求められる。

#### **(指摘事項 31) 正確な私費会計の記帳について**

本校生徒の部活動の振興を図ることを目的とする私費会計「平成 30 年度 部活動振興会費」において、平成 30 年 4 月に陸上選手権大会参加費として 5,200 円の支出があったものの、会計記帳は 5,000 円と記録されており誤っていた。取扱マニュアルに基づく校長のチェック機能の強化や、出納担当者による正確な事務実施を求める。

#### **(指摘事項 32) 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について**

60 周年記念事業の積立金が平成 31 年 3 月 31 日時点で 950,553 円の残高があるものの、周年記念事業積立に関する決算報告書が作成されていない。周年記念事業積立の財源は、各私費会計からの繰入等であり、各私費会計同様に厳正な管理が求められる。周年記念事業積立金も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施することを求める。

#### **(意見 40) 部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について**

部活動の遠征の際に私費会計「部活動振興会費」より、ジュース代(1 日 500 円程度)、昼食代(1 日 500 円程度)、夕食代(1 日 1,000 円程度)等が支給されている。この支給は、部活担当教員に対してなされており、部活担当教員より生徒へ配分されることが想定されているものの、部活担当教員に支給した以降の疎明資料(実際の食事・ジュース購入に際しての領収書や生徒が受け取ったとする確認書等)の保存が原則なされないため、実費にて支給がなされたか、実際に生徒に配分されているのか等を疎明することはできない。また、ジュース代、昼食代、夕食代の支給に関する

マニュアル等は存在せず、都度における判断にて支給の有無や金額を決定している状況にある。現状の方法では、教員による着服や、支出を目的外のものに充当する機会が存在してしまうし、その支給が時々判断に依拠するため公平性の観点からも問題があるものと思料される。

部活動振興会費は、部活動加入の有無にかかわらず全校生徒保護者から一律 5,000 円を徴収しており、詳細な説明責任が生じている。マニュアル等でジュース代、昼食代、夕食代の支給基準を定め、その基準にて支給を行い、残額が生じた場合には精算を行うといった透明性が担保される運用が望まれる。



## No.29-4 南中学校

### 1. 学校の概要

#### (1)所在地

青森市緑二丁目 6 番地 1

#### (2)創立

昭和 45 年 4 月 1 日

#### (3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

##### ① 教育目標

「魅力・活力のある生徒」

##### (努力目標)

- ・課題の解決を目指し、自らの考えを持ち学び合う生徒
- ・高め合う集団を目指し、自ら律して行動する生徒
- ・地域と共に健全な学校生活を目指し、進んで健康・安全管理に努める生徒

##### ② 経営の基本方針

###### i 南中校訓

校訓「考える人」「限りなく学ぶ心、真善美を探究して道を歩む南中学校生徒」

###### ii 南中の使命

教職員自らが範を示し、文武両道において青森市のモデルとなる日本一の学力と部活動等、合唱、日本一の努力、思いやりを兼ね備え、地域、日本、世界に貢献する人材の育成が南中の使命。

###### iii 「時を守り 場を清め 礼を正す」

この言葉は、教育実践家、森信三(のぶぞう)の言葉である。この三つが達成されている姿が、学校教育の理想像であり、南中学校教育目標「魅力・活力のある生徒」育成に繋がる。この三つが達成されていない姿に学校教育課題があり、その課題を全て青森市立南中学校の危機管理と捉え、組織を挙げて取り組む。

##### ③ 経営の重点

###### i 生徒指導

生徒指導の機能を生かしながら、「人間としていかに生きるべきか」「なぜ勉強するのか」を深く考えさせ、正しい判断力と正義感を育てることにより、生徒一人一人に自立心と自浄力を培う。

## ii 学習指導

個人差を踏まえ、生徒一人一人の能力、特性を伸ばすとともに、主体的に学ぶ意欲と自力解決力を培う。

## iii 特活指導

魅力と活力に満ちたより良い集団の育成を目指し、生徒会活動の活性化を図り、生徒の自治活動を積極的に推進し、自主性を培う。

## iv 部活動

生徒の自主・自発の心を生かし、部活動を通して協調性、連帯感を培う。

## v 地域連携

地域の中の学校として、地域の子は地域で育てるという使命感の下、小・中連携、地域連携を含め、連携し貢献し続ける力を培う。

### (4) 生徒数、学級数(令和元年5月1日現在)

学年	学級数(学級)	人数(人)	備考
1年生	7	239	
2年生	6	206	
3年生	5	183	
特別支援学級	2	11	
合計	20	639	

(出所:市資料より監査人作成)

### (5) 教職員数(令和元年5月1日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	事務職員	1
教頭	1	学校栄養職員	—
教諭	32	技能主事	2
養護教諭	1	技能技師	—
栄養教諭	—	技能主事(調理)	—
教員合計 35		職員合計 3	

(出所:市資料より監査人作成)

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)
普通	特別	総面積(㎡)	運動場(㎡)		
20	14	27,779	13,353	5,692	1,453

(出所:市資料より監査人作成)

(7) 支出の状況

平成 30 年度の中学校費の歳出決算額

(単位:千円)

款	項	目	節	金額
教育費	中学校費	学校管理費		5,679
			旅費	10
			需用費	5,401
			役務費	262
			使用料及び賃借料	5
		教育振興費		4,778
			報償費	126
			需用費	3,739
			役務費	611
			備品購入費	301

(市資料より監査人作成)

2. 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

**(指摘事項 33) 薬品の安全管理について**

第一理科準備室にビーカーに開けたままで、ふたなしの状態では保管されている薬品(エタノールと思われるとのこと)があった。実験途中のものということであるが、薬品であり引火性、麻酔効果等リスクのある物品でもある。薬品については子ども達に害が及ばないような保管を行う必要がある。

**(指摘事項 34) 備品シールの貼り漏れについて**

青森市財務規則第 231 条では備品に標識を付しておかなければならない旨定めている。備品台帳から備品をサンプル抽出し現品と照合を行った結果、備品シールが貼られていない備品が複数あった。学校では、年に1回備品の棚卸が実施されており、その実施状況、結果は「備品一覧表、

備品照合確認票」に記録され、実施日、担当者の記録も行われている。これは、担当教諭による棚卸は行われているものの、教諭にとっては熟知した物品であるため、シールの貼付状況をよく確認せずに現物照合を行っていることによるものと思われる。棚卸を行う際は、台帳記載の備品№と備品シールの№をよく確認するよう指導徹底が必要である。

#### **(指摘事項 35) 寄附採納備品の管理について**

美術室に、高校から寄附を受けたと思われる胸像レプリカが保管されているが、備品シールの貼付はなく、台帳にも登録されていない。いつ、誰が持ち込んだのか分からないとのことであるが、無償の寄附であっても青森市財務規則に定める金額を超えるものは備品登録が必要であり、寄附受け時に検討が必要であった。備品として所有するのであれば、備品登録を行い、今後管理する必要がある。

また、3 階の教材室に過年度に PTA から寄贈されたが寄附受け処理が行われず、備品登録も行われていない加湿器があった。学校での使用予定はなく廃棄することについて PTA も了解済であるということであるが、本来、受入れ時に処理や備品登録が行われていないことに気が付いた時点で然るべき措置を行う必要があった。

#### **(指摘事項 36) 備品の登録漏れについて**

美術室に保管されている版画用プレス機には「手をふれないこと(調整中)」と記載された紙が貼り付けられている。この機械は台帳に登録されておらず、備品シールの貼付もない。返納申請書綴りにも記載がないことから処分手続も行われていない。備品登録漏れであれば、登録し管理を行う必要がある。

#### **(意見 41) 教職員の私物について**

金工室内に設けられている生徒会用スペース(生徒会室)の机の上に備品シールの貼付のないカメラ及びプロジェクタが置いてあった。教員の私物であろうということであるが、原則私物は学校に持ち込むべきではなく、持ち込むとしても予め定められた保管場所に保管すべきなのであって学校の備品と私物は区別しておく必要がある。私物保管個所にて保管するか、学校の備品ではなく私物であることが明確に判るような対応を行う必要がある。

#### (意見 42) 不用品の処分について

金工室に保管されている「オシロスコープ」は、保管されている箱も埃が積もった状態であり長期間使用されていないものと思われる。この備品は、今後使用予定はないとのことであり、早急に処分すべきものと思われる。

#### (意見 43) 備品の有効活用について

3 階の教材室に保管されている過年度に PTA から寄贈された加湿器について、学校での使用予定はなく廃棄することについて PTA も了解済であるということであるが、近年インフルエンザの流行が勢いを増してきている。加湿器はインフルエンザ予防に有用な器具であるとされており、学校に限らず探索先を市全体に広げれば活用先が見つかる可能性はある。市では各部門で使用しない物品を有効活用するための仕組み(広報)もある。学校だけに限らず市の他の部門において有効活用できないか方策を講ずる必要がある。

#### (意見 44) 図書の排架登録(所在登録)について

図書は学校図書システムにて台帳管理されているが、現状で図書の排架登録(所在場所にかかる登録)を行っていない。今般の監査における図書台帳と図書現物の照合においても、図書現物の検索に時間を要した。生徒の利便性向上、効率的な図書管理の観点から排架登録(所在登録)を行うことが望まれる。

### (3) 私費会計

#### ① 私費会計の管理の概要

私費会計については当校が個別に定めた「学校徴収金 取扱マニュアル」(以下、「取扱マニュアル」という。))により管理を行っている。

#### ② 私費会計の監査の結果

##### (指摘事項 37) 監査委員の独立性について

私費会計「平成 30 年度 生徒会会計」の監査委員を校長が担っていた。

取扱マニュアルでは監査委員の要件を、実効性のある監査を行うことを目的に、独立性が担保される「関係する徴収金に関与しない第三者」と定めており、当私費会計の支出承認を行う校長が監査を実施することは、取扱マニュアルに反する取扱いである。現状では監査委員の独立性の観点から問題があるため、監査委員の選定について取扱マニュアルに則した厳格な対応を求める。

#### **(指摘事項 38)私費会計の締め日について**

私費会計「平成 30 年度 振興会会計」「平成 30 年度父母と教師の会会計」にかかる会計締め日が平成 31 年 3 月 20 日前後となっており、3 月末直前における収支(振興会会計:支出 2 件 21 千円 父母と教師の会会計:支出 2 件 43 千円、収入 1 件 17 千円)が決算書にとりこまれていない。取扱マニュアルでは年度終了日を 3 月 31 日と定めており、取扱マニュアルに則した対応が求められる。

#### **(指摘事項 39)簿外となっている振興会積立金について**

過年度より設定されている「振興会運営基金」会計について、決算報告書が作成されていない。平成 31 年 3 月 31 日現在の基金残高は 1,668 千円と相応の金額となっている。「振興会運営基金」も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施する必要がある。

#### **(意見 45)振興会私費会計から支出される昼食代について**

前述「(意見 40)部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について」と類似の内容である。

当校で部活動の県外遠征等の際には私費会計「振興会会計」より一人 1,000 円以内の昼食費が支給されている。多くのケースで、参加人数×1,000 円が部活担当教員に支給されているが、領収書等の保存がなく、教員に支給した以降の疎明資料もないため、実費かどうか、実際に参加者に昼食費として配分されているのか等を疎明することが現状できない。教員の着服や当該支出を昼食費以外のものにも充当する機会が存在し、問題である。マニュアル等で昼食代の領収書添付を求め、残額が生じた場合には精算を行うといった透明性をもった運用が望まれる。

## 第三部 青森公立大学の財務事務の執行について

### 第1章 青森公立大学の概要

#### 1. 青森公立大学の概要

(1) 大学の概要(平成30年4月1日現在)

名称	青森公立大学
設置者	公立大学法人青森公立大学(設立団体:青森市)
位置	青森県青森市大字合子沢字山崎 153 番 4
学部・学科名	経営経済学部 経営学科・経済学科・地域みらい学科
研究科・専攻名	大学院経営経済学研究科 経営経済学専攻 博士前期課程「修士(経営経済学)」 博士後期課程「博士(経営経済学)」
修業年限	経営経済学部 4年 大学院経営経済学研究科 博士前期課程 2年 大学院経営経済学研究科 博士後期課程 3年
入学定員	経営経済学部 経営学科:130人 経営経済学部 経済学科:130人 経営経済学部 地域みらい学科:40人 大学院経営経済学研究科 博士前期課程:8人 大学院経営経済学研究科 博士後期課程:2人
外観写真	 <p>(大学正面)(監査人撮影)</p>

## (2) 沿革

平成 5 年 4 月	青森地域広域事務組合を設置者として青森公立大学開学
平成 9 年 4 月	青森公立大学大学院経営経済学研究科(修士)開設
平成 10 年 4 月	青森公立大学地域研究センター開設
平成 17 年 12 月	青森駅前再開発ビル(アウガ)に「まちなかラボ」開設
平成 18 年 4 月	経営経済学科を経営学科、経済学科、地域みらい学科に改編
平成 19 年 4 月	大学院経営経済学研究科(修士)を区分制博士課程に課程変更
平成 21 年 4 月	公立大学法人へ移行
〃	教職課程(高校商業・高校公民1種免許及び専修免許)を開設
平成 23 年 4 月	青森公立大学地域連携センター開設

青森公立大学は、平成 20 年度以前は市の一機関という位置付けであったが、平成 21 年度において地方独立行政法人化(公立大学法人化)を果たした。地方独立行政法人は、地方公共団体と民間企業の中間的な性質を持つ法人であり、法人化をすることで地方公共団体の一機関としての予算や組織に関する一定の制約から離れ、より民間的な自主的・自律的な組織運営を行うことができるようになる。少子化により大学運営が一層厳しさを増すなか、青森公立大学は民間の発想を取り入れ、特色ある大学運営を行うことを目的に公立大学法人化を行っている。なお、法人化後も、基本的に公金によって大学運営がなされることには変わりなく、引き続き公正かつ透明な組織運営が求められている。

## (3) 教育理念

青森公立大学の教育理念は下記のとおりである。

### 【青森公立大学 教育理念】

- I 教育に責任を持ち、社会に対して教育の質を保証する。
- II 学部教育ではなく、学士教育に徹する。
- III 地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献する。

教育理念に基づき、グローバルな視野とコモン・センスに優れた、広く人間社会に関わる豊かな市民的教養と特殊領域での専門性を兼備した人間の育成を、青森公立大学の教育目的として設定している。この教育理念・教育目的に基づき、地域における高等教育機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担うこと、それぞれの地域における社会・経済・文化への貢献が青森公立大学には期待されている。



(4) 学生数・教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(学生数)

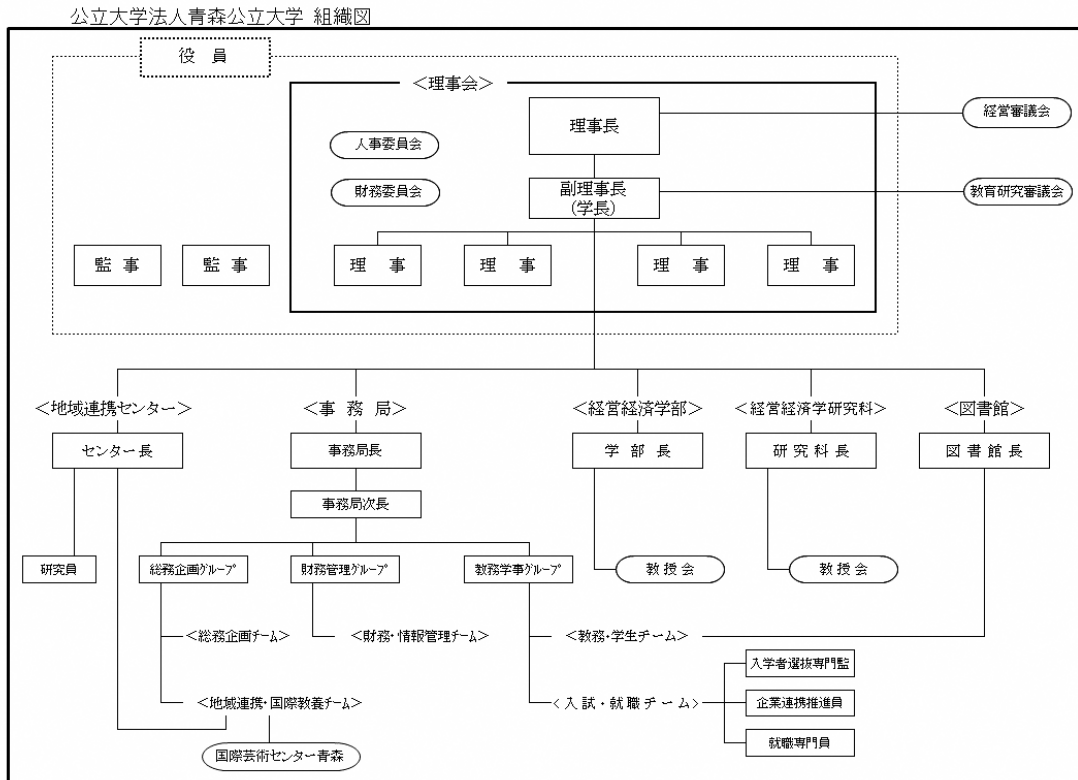
学部・研究科	学生数
経営経済学部	1,301 人
経営学科	558 人
経済学科	567 人
地域みらい学科	176 人
経営経済学研究科	6 人
博士前期課程	5 人
博士後期課程	1 人
合 計	1,307 人

(教職員数)

教職員区分	教職員数
教員	43 人
教授	16 人
准教授	14 人
講師	9 人
教育担当特別教授	4 人
事務職員	27 人
プロパー職員	18 人
青森市からの出向者	4 人
研究員	2 人
学芸員	3 人
合 計	70 人

教員一人当たりの学生数は 30.4 人(学生合計 1,307 人÷教員 43 人)と算出される。「朝日新聞 ×河合塾共同調査 ひらく日本の大学」2016 年度調査結果報告によれば、全国公立大学のうち経済・経営・商学系統の学部平均一人当たり学生数は、30.8 人となっており、当学はほぼ平均的な教員配置水準といえる。

(5) 組織図



(出所: 大学作成データ)

(6) 入試実施状況 (平成 31 年度入試)

学部・学科	募集定員	受験者数	合格者数	入学者数	入学者出身地別
学部 経営経済学部	300 人	889 人	394 人	330 人	東青: 75 人 その他県内: 112 人 県外: 143 人
大学院 経営経済学研究科	10 人	4 人	4 人	4 人	東青: 3 人 その他県内: 1 人

(出所: 大学作成データを監査人加工)

(注) 東青・・・青森県の青森市と東津軽郡で構成される地域圏を指す

学部の入学者 330 人のうち、東青地区出身者は 75 名 (23%)、県内出身者は 187 名 (57%) を占めており、地元出身者の進学を受け皿となっている状況が見て取れる。

また、大学院は募集定員 10 人に対し、受験者数は 4 人と定員割れしている。近年定員割れが恒常化しており、大学として定員の見直しや志願者増加のための対応を行っている。

(7)就職状況(平成30年度)

学部・学科	就職希望者	就職決定者	就職率	就職先の本社所在地
学部 経営経済学部	288人	287人	99.7%	管内:67人 その他県内:44人 県外:176人

(出所:大学作成データを監査人加工)

(注)管内・・青森市及び近隣市町村(平内町・外ヶ浜町・今別町・蓬田村)を指す

(注)大学院については就職希望者0人であったため、記載を省略している。

就職率は99.7%とほぼ100%であり、全国平均97.6%との比較でも高い水準となっている。当学では大手民間企業の採用に関するエキスパートをキャリアセンターに配置するなど、学生に対し手厚い就職支援を行っており、その結果が表れているものと考えられる。また、学部の就職希望者288人のうち、管内就職は67名(23%)、県内就職は44名(36%)と相当数の地元就職者を輩出しており、地域人材育成に貢献している。

## 2. 公立大学法人青森公立大学の決算の状況

### (1) 決算報告書の推移

青森公立大学の決算報告書における決算額の推移は下記のとおりである。決算報告書とは、地方独立行政法人法第 27 条第 1 項の規定に基づき、年度計画の一項目として公表した予算に対する決算の状況を表すものである。

(単位:円)

区分	平成 28 年度 決算額	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 決算額	備考
<b>収入</b>				
運営費交付金収入	502,916,000	384,773,000	471,271,000	*1 青森市より受入
施設整備費補助金収入	56,482,000	33,318,000	50,652,000	*1 青森市より受入
自己収入	849,731,246	845,496,175	855,796,553	*2
授業料・入学金及び入学検定料収入	813,541,365	809,191,215	817,267,010	
その他収入	36,189,881	36,304,960	38,529,543	
寄附金収入	1,500,000	1,500,000	0	*3
補助金等収入	5,000,000	5,000,000	2,000,000	*3
受託研究等収入	1,914,000	2,236,500	2,004,500	*3
目的積立金取崩収入	9,585,337	10,415,757	87,488,228	*4
前年度繰越金	0	107,541,660	47,307,436	*4
計	1,427,128,583	1,390,281,092	1,516,519,717	
<b>支出</b>				
業務費	1,025,161,629	848,740,510	1,003,838,105	*5
教育経費、教育研究費等	251,942,287	255,416,857	311,069,611	
人件費	773,219,342	593,323,653	692,768,494	
一般管理費	296,025,804	333,833,830	337,750,844	*5
施設整備費	48,986,640	33,318,000	50,652,000	*5
補助金事業費	5,000,000	5,000,000	2,000,000	*5
受託研究等経費	1,914,000	2,236,500	2,004,500	*5
寄附金事業費	1,500,000	1,500,000	0	
設立団体への返還金	0	107,541,660	47,307,436	*4
計	1,378,588,073	1,332,170,500	1,443,552,885	
<b>収入－支出</b>	<b>48,540,510</b>	<b>58,110,592</b>	<b>72,966,832</b>	

(出所:大学ホームページ決算報告書より)

平成 30 年度の決算における収入は、設立団体である青森市から運営費交付金及び施設費補助金として 521 百万円(\*1)を受け入れ、学納金等の自己収入 855 百万円(\*2)、補助金・受託研

収収入 4 百万円(\*3)を計上、目的積立金取崩収入 87 百万円及び前年度繰越金受入 47 百万円(\*4)の合計により 1,516 百万円となっている。一方で、支出は、業務費・一般管理費・施設整備費・補助金事業費・受託研究等経費等の合計で 1,396 百万円(\*5)が計上され、前年度繰越金の返還金 47 百万円を合わせた 1,443 百万円が計上されている。収支差額は、72 百万円となるが、このうちには平成 31 年度において、青森市へ返還する運営費交付金 34 百万円が含まれていることから、実質的な収支差額は 38 百万円(収支差額 72 百万円 - 返還する運営費交付金 34 百万円)となり、この額は損益計算書上の当期純利益金額と一致している。

## (2) 行政サービス実施コスト計算書

平成 30 年度における青森公立大学の行政サービス実施コスト計算書は、下表のとおりである。

(単位:円)

項目	金額	備考
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用	1,349,735,052	*1
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△ 718,705,158	
入学金収益	△ 82,179,200	
検定料収益	△ 14,522,400	
雑益	△ 29,400,419	
その他	△ 1,607,755	
小計	△ 846,414,932	*2
(1) + (2) 業務費用合計	503,320,120	
II 損益外減価償却等相当額	153,510,636	*3
III 引当外賞与増加見積額	△ 2,631,264	*4
IV 引当外退職給付増加見積額	△ 39,747,598	*4
V 機会費用	1,000,354	*5
VI 行政サービス実施コスト	615,452,248	

(出所: 大学ホームページ平成 30 年度行政サービス実施コスト計算書を監査人加工)

行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担をしているトータルコストの計算書をいう。平成 30 年度の損益計算書の費用総合計 1,349 百万円(\*1)から、学納金収益等の自己収入(市や国等から交付される運営費交付金・施設費補助金等は含まな

い)846百万円(\*2)を控除し、損益計算書上の費用とはならない出資等財源の固定資産の減価償却額153百万円(\*3)、引当外賞与/退職給付増加見積額計△42百万円(\*4)を加算し、市財産の無償又は減額された使用料による機会費用1百万円(\*5)を加え、行政サービス実施コストを615百万円と算出している。結果として、平成30年度において青森公立大学が存在することにより、住民等に帰すべき実質的コストが615百万円であるといえる。

行政サービス実施コストについて、経済・経営・商学系の単科大学のうち、市が設立団体となった公立大学法人との比較を行ったのが下表である。

項目	青森 公立大学	下関 市立大学	高崎 経済大学
①平成29年度 行政サービス実施コスト	587,114,518円	243,933,625円	360,042,423円
②平成30年度 行政サービス実施コスト	615,452,248円	215,437,057円	349,950,656円
③平成31年3月31日時点 設立自治体人口数	282,061人	262,255人	373,331人
④平成30年度市民一人当たり 行政サービス実施コスト(②/③)	2,182円	821円	937円
⑤平成30年5月1日時点 学生数(大学院生を含む。)	1,307人	2,239人	4,160人

(出所:各大学ホームページ及び設立団体ホームページより)

三校の行政サービス実施コストを比較すると、青森公立大学が6億円前後で最も高く、下関市立大学及び高崎経済大学は大学規模が大きいにもかかわらず2億円～3億円代と低額である。この理由としては、下関市立大学及び高崎経済大学は学生数が多く、自己収入である学納金収益が多額に計上され、コストを圧縮できていることが大きい。ただし、その他の要因として、青森公立大学は附属的な施設である「国際芸術センター青森」を抱えており、このコストを負担していることも影響していると思料される(後述「No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務 4. 芸術センター運営にかかる提言」参照)。

## 第2章 青森公立大学監査における監査の視点

### 1. 監査要点

青森公立大学に係る財務に関する事務の執行及び法令等への合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から以下の項目について特に留意して監査を実施した。

- (1) 図書の管理は適切に行われているか。
- (2) 固定資産・物品の管理は適切に行われているか。
- (3) 給与支給事務、人事労務管理事務は適切か。
- (4) 支出に関する事務は法令、規則等に準拠しているか。  
(特に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」への適合性を重視)
- (5) 収入に関する事務は法令、規則等に準拠しているか。
- (6) 情報管理は適切に行われているか。
- (7) 施設及び固定資産・物品の利用が有効かつ効率的に行われているか。
- (8) 事務執行及び経営管理は経済的かつ効率的になされているか。
- (9) 法人化による利点が十分に活かされているか。
- (10) 地方独立行政法人会計基準に適切に準拠した会計処理、報告がなされているか。
- (11) 内部統制は適切に構築・運用されているか。
- (12) 現金管理・通帳管理・貯蔵品管理は適切か。

### 2. 監査手続

前述「1. 監査要点」に記載した要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- (1) 概要把握
  - ① 基本的な情報として、青森公立大学における、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書  
を入手し閲覧するとともに、適宜ヒアリングを実施することで、大学の概要を理解した。
- (2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問
  - ① 支出・収入に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合規性を検証するとともに、その効率性・有効性を検証した。
  - ② 実施事務全般について、地方独立行政法人法等の法令への合規性を検証した。
  - ③ 会計処理・会計報告について、地方独立行政法人会計基準への合規性を検証した。

- ④ 担当者への質問や大学予算、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書、業務実績報告書、業務実績評価書等の閲覧により、年度目標の達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑤ ヒアリング及び多角的な視点から分析を実施し、大学全体として、市民等が負担するコストに対し、適切な成果が得られているかの検証を行った。
- ⑥ 実施する事務手続が、内部的なルールに従って適切に行われているか、誤謬・不正が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

### (3) 現地視察

図書や固定資産が規程・法令に基づいて適切な管理がなされているか、また有効活用が図られているかを検証するため、実地視察を行った。



### 第3章 青森公立大学監査の指摘事項及び意見－総論－

#### 1. 監査の指摘事項及び意見の総括

『青森公立大学の財務事務の執行』について、監査要点を定め、各監査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見を、監査人が設定した四つの区分(「(1)事務執行上の誤りについて」～「(4)その他の意見」)に分類し、取りまとめたのが下表である。

【表 指摘事項及び意見総括】

(単位:件)

区分	指摘事項	意見
(1)事務執行上の誤りについて	5	0
(2)経済性、効率性、有効性について	1	7
(3)備品・財産管理について	4	1
(4)その他の意見	0	4
合計	10	12

本章「2. 監査の指摘事項及び意見の概要」にて、上記区分ごとの監査の指摘事項及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、代表的な指摘事項及び意見について概要を述べるとともに、続く『第4章 青森公立大学監査の指摘事項及び意見－各論－』において、監査要点毎の監査の指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、今後、市及び公立大学において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森市及び公立大学がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

## 2. 監査の指摘事項及び意見の概要

### (1) 事務執行上の誤りについて

青森公立大学は、地方独立行政法人法第 34 条第 1 項、地方独立行政法人法施行細則第 9 条に基づき、行政サービス実施コスト計算書(地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担をしているトータルコストの計算書)を作成、青森市長に提出し承認を受けている。今般の監査で、「No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務」について、(指摘事項 46)～(指摘事項 49)のとおり多数の誤りがあり、結果として約 19 百万円もの行政サービス実施コストの過少計上となっていた。行政サービス実施コスト計算書は市民等が負担するトータルコストを表示する財務諸表であり、市民等の関心が高く、このような誤謬はあってはならない。行政サービス実施コスト計算書の作成は高度な会計知識を要する分野であり、今後は、内部チェック体制を強化するとともに、「(意見 51)会計職員のローテーション頻度について」に記載したとおり、会計担当職員の配置についての検討が必要と思われる。

また、「No.3 給与支給事務、人事労務管理事務」において、職員の標準報酬月額を誤った結果、職員給与から天引きされる社会保険料が過少となっている事案があった(指摘事項 44)。給与計算事務は職員との信頼関係や、社会保険料が公的制度に基づく納付であることに鑑みれば、ミスがあってはならない業務領域である。今後は、誤謬を適宜発見できる内部統制の構築・運用を求めたい。

【表 事務執行上の誤りについて 意見及び指摘】

監査要点	指摘事項・意見	頁
No.3 給与支給事務、人事労務管理事務	(指摘事項 44) 職員の社会保険料の算定誤りについて	236
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 46) 民間団体からの助成金の処理誤りについて	242
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 47) 資産見返寄附金戻入の処理誤りについて	242
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 48) 資産見返授業料戻入の処理誤りについて	242
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 49) 引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて	243

### (2) 経済性、効率性、有効性について

地方独立行政法人(公立大学法人)である大学には、民間的な発想に基づく柔軟な大学運営が期待されており、青森公立大学も例外ではなく、自らの努力により寄附金等の外部資金の獲得拡

大を目標として定めている。それにもかかわらず、近年、寄附金の受入れが少ない状況にある。大学には寄附金募集の積極的な働きかけが求められており、ホームページにて寄附窓口を設けること等による募集体制の強化が必要である(意見 50)。その他、過年度に受け入れた寄附金 8 百万円について、約 10 年間にわたり使用されずに大学の現預金として眠っている状況にあった(指摘事項 45)。このことは、より良い教育を学生に提供する機会を失っているとも考えられる。早期に当該寄附金を活用すべきである。

また、大学の施設である「国際芸術センター青森」における、平成 30 年度の来場者・利用者一人当たりコストは 8,564 円と算定され、社会通念や他自治体類似施設との比較から高額である。今後、展覧会入場者から入場料を徴収する、寄附を募るといった自己収入を獲得すること(意見 55)、広告宣伝費等の支出を抑制すること(意見 56)、全市民を対象に集客を見込める企画の実施や広告戦略を検討すること(意見 57)、併せて、国際芸術センター青森単体の収支状況がわかるように財務諸表においてセグメント情報を作成・開示すること(意見 54)等が必要と考える。

【表 経済性、効率性、有効性について 意見及び指摘】

監査要点	指摘事項・意見	頁
No.3 給与支給事務、人事労務管理事務	(意見 47) 業績連動賞与の導入について	237
No.6 寄附金受入にかかる事務	(指摘事項 45) 固定化寄附金の早期使用について	239
No.6 寄附金受入にかかる事務	(意見 50) 寄附金募集機会の拡充について	240
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(意見 51) 会計職員のローテーション頻度について	242
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 54) 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について	248
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 55) 芸術センターにおける自己収入の獲得について	249
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 56) 芸術センターにおける支出の抑制について	250
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 57) 芸術センターにおける利用者増加への取組について	251

### (3) 備品・財産管理について

備品及び財産管理について監査を実施したところ、固定資産の登録漏れや登録誤り、除却処理の漏れ等の備品・固定資産の管理上の不備が検出された。「No.1 図書管理事務」において、「(指

**摘事項 40) 寄贈図書の未処理について**」に記載するように、平成 26 年度時点で約 5,700 冊の図書システムへの未登録図書を把握しており順次登録予定であったにも関わらず、監査実施時点(令和元年 12 月現在)において大部分の登録が漏れていたことは、図書管理が杜撰と言わざるを得ない。また、当該図書は開架されていない状況であり、図書の閲覧を希望する学生、研究者にとって、図書の閲覧ができないことは教育・研究上の不利益をもたらしていると思料される。今後、図書管理について認識を改め、適時適切な図書管理を行う必要がある。

また、固定資産の減損会計の適用についても不備が認められた。固定資産の減損会計は、固定資産を適正な簿価に修正する会計上の手続であることに加え、固定資産管理体制の強化や、固定資産の有効活用を図ることも目的としている。大学は、学内規程に則して、固定資産利用計画の作成や利用状況の報告を受けることで個別の資産の利用状況を把握、管理する必要がある(**指摘事項 43**)。

【表 備品・財産管理について 指摘及び意見】

監査要点	指摘事項・意見	頁
No.1 図書管理事務	(指摘事項 40) 寄贈図書の未処理について	233
No.2 固定資産・物品管理事務	(指摘事項 41) 固定資産の科目登録誤りについて	233
No.2 固定資産・物品管理事務	(指摘事項 42) 少額備品の除却処理の漏れについて	234
No.2 固定資産・物品管理事務	(指摘事項 43) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について①	234
No.2 固定資産・物品管理事務	(意見 46) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について②	236

#### (4) その他の意見

その他の項目として、後援会から受け入れた負担金(収入)が本来は消費税課税取引であり、消費税支出義務が生じると考えられるにも関わらず、非課税として処理をした結果、消費税納付額が過少となっている事案(**意見 49**)、パスワード等の管理に関する規定の整備や USB メモリの適切な管理についての改善事項(**意見 52**) (**意見 53**) 等が検出された。

【表 その他の意見】

監査要点	指摘事項・意見	頁
No.4 支出にかかる事務	(意見 48) 1 人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について	237

監査要点	指摘事項・意見	頁
No.5 収入にかかる事務	(意見 49) 後援会から受け入れた負担金の消費税区分について	238
No.8 情報管理にかかる事務	(意見 52) パスワードの管理に関する規定の整備について	243
No.8 情報管理にかかる事務	(意見 53) USB メモリの管理について	244

## 第4章 青森公立大学監査の指摘事項及び意見—各論—

各監査要点別の監査結果は、以下のとおりである。

### No.1 図書管理事務

#### (指摘事項 40) 寄贈図書の未処理について

図書館の図書は大学の図書システムで管理している。この図書館の図書に関して、平成 26 年度に把握された過年度未処理の寄贈図書約 5,000 冊、及び、平成 27 年度以降の寄贈図書約 700 冊(以下、これらを「過年度未処理図書」という。)について、監査実施時点(令和元年 12 月現在)において令和元年度に処理した 169 冊しか登録されておらず、残りの約 5,500 冊は図書システムに未登録かつ財務会計上の固定資産として登録されていない。

過年度未処理図書の存在を把握した平成 26 年度時点で、順次図書登録を行うことを予定していたものの、令和元年度まで過年度未処理図書の多くの登録がなされていない状況である。大学の担当者によれば、令和元年度内において、全ての過年度未処理図書について図書システムに登録処理を行う予定とのことであったが、監査実施時点において過年度未処理図書の多く(約 5,500 冊)が処理されていない状況であり、平成 26 年度に把握された過年度未処理図書については約 5 年間にわたり未処理の状態が継続している。更には、平成 26 年度に過年度未処理の図書約 5,000 冊が把握されたにも関わらず、平成 27 年度以降の寄贈図書が適時に図書システムに登録処理されていないことは、図書管理が杜撰と言わざるを得ない。大学では、この過年度未処理図書の調査過程において、平成 10 年の図書システム移行の際の障害による図書評価額の誤登録が判明し、平成 26 年度決算で約 16 億円減額修正していることから、図書管理について認識を改め、適時適切な図書管理を行う必要がある。

また、教育・研究機関である大学にとっての図書館は、小中学校や公共の図書館とは異なり、知的拠点を支えるインフラとしての重要な機能を果たしている。今回の過年度未処理図書は開架されていない状況にあり、図書の閲覧を希望する学生、研究者にとって、図書の閲覧ができないことは教育・研究上の不利益をもたらしていると思料される。こういった意味からも、過年度未処理図書については、可及的速やかに処理を進める必要がある。

### No.2 固定資産・物品管理事務

#### (指摘事項 41) 固定資産の科目登録誤りについて

青森公立大学では、「公立大学法人青森公立大学固定資産等管理規程(以下「固定資産等管理規程」という)において、有形固定資産のうち償却資産における減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法に定めるところによるものとしている。

今回の監査にて、固定資産台帳登録の妥当性について検証を行ったところ、償却資産の一部

に資産科目の登録誤りがあり、本来適用すべきでない耐用年数で減価償却が計算されているものがあった(空調設備の一部等)。これらの固定資産のうち、食堂厨房の空調設備(簿価 3,370 千円)等の空調設備 7 件(簿価合計 9,363 千円)は、本来工具器具備品に整理すべきところ建物附属設備に整理されており、平成 30 年度末に未償却残高があることから同年度末の財務諸表が正しく作成されていないことになる。令和元年度の財務諸表作成時には修正が必要である。

#### **(指摘事項 42) 少額備品の除却処理の漏れについて**

固定資産等管理規程では、取得価格が 100 千円以上 500 千円未満の資産で、1 年以上使用が予定されているものについては、少額備品として管理するものと定められている。具体的には、少額備品を取得した場合は、資産管理責任者はこれを固定資産台帳(以下この項で「台帳」という。)に登録し、資産管理ラベルを貼付する。業務に必要ななくなったとき又はやむを得ない事情があると認められる場合には処分することができ、処分し所有権が消滅した場合には除却を行うことが求められている。

大学では、固定資産等管理規程には定められていないものの、少額備品を所管するグループ毎に随時実査を行い、台帳に登録されている少額備品が存在しており、また除却漏れがないかについて調査を行っている。ここで外部監査の手続として、一部の少額備品について台帳と現物の照合を行った結果、ノートパソコン(平成 19 年取得 174 千円)、バッテリー無停電電源装置(平成 19 年取得 139 千円)については除却処理漏れにより現物が存在していないことが判明した。また、台帳を調査しても 10 年以上前に購入した PC 等存在が疑われるものがある。少額備品の管理の徹底が必要である。

#### **(指摘事項 43) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について①**

大学における固定資産減損会計の検討、文書化に不備があった。

固定資産の減損会計とは、地方独立行政法人会計基準に基づいて実施される会計上の手続であり、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態、又は、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態にある場合に、計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額する手続である。また、減損会計では資産の利用状況を定期的に検証することによる固定資産管理体制の強化や、固定資産の利用頻度が低下している場合等の減損兆候が認められる場合に、その事実や今後の有効活用施策等を外部公表することが求められていることから固定資産の有効活用を促進する効果もある。

減損会計は、固定資産の市場価格が下落した、当初利用予定であった固定資産が遊休状態になっているといった一定の条件のもとに、固定資産の簿価を市場価格等まで切り下げると同時に損

劣等を認識する必要があり、適切な減損判定を行うためには、大学が所有する固定資産(主に土地)の時価の推移を毎期把握することや、固定資産取得の都度当該資産の利用計画を作成し、毎期使用者に当該資産の利用状況に関する報告を行うことにより利用状況調査を毎期実施することが求められている。青森公立大学でも固定資産等管理規程において以下囲みのように定めているものの、規程中に下線を付した箇所の利用計画や利用状況に関する報告は作成していなかった。この点、担当者は、利用計画を策定せず、利用状況の報告を受けずとも固定資産の利用状況は把握しており、利用頻度低下等の減損の兆候に該当する資産はないと認識しているとのことであった。確かに、担当者からのヒアリングや校内視察を実施した限りにおいては、減損の兆候に該当する固定資産はないようにも見受けられる。

しかし、法定監査対象の他の公立大学法人の会計実務として適切な利用計画や利用情報の報告は適切に行われていることも事実である。また、減損会計の目的は、単に市場価格まで固定資産の簿価を切り下げることのみになく、固定資産管理体制の強化や、固定資産の有効活用を促進することも含まれており、この観点から、固定資産利用計画の作成や利用状況の報告を受けることで個別の資産の利用状況を把握、管理することは必須と解される。さらには、公立大学法人の性質として、土地・建物等の固定資産を多額に計上していることから、固定資産の減損が適用された場合、減損金額が多額となることが多く、減損の判定は慎重かつ精緻に行う必要がある。以上より、大学は固定資産等管理規程に基づき、適切かつ慎重に減損の判定を実施する必要がある。

#### 【固定資産等管理規程(抜粋)】

##### (資産利用計画)

第25条 資産管理責任者は、減損対象資産について当該資産の利用計画を作成しなければならない。

##### (資産の利用状況の把握)

第26条 資産管理責任者は、減損対象資産の使用者に当該資産の利用状況に関する報告を求め、常に現況を把握し、正確に記録しておかなければならない。

##### (減損の兆候及び認識)

第27条 減損の兆候の有無の判定及び認識は、資産管理責任者が行うものとする。2 資産管理責任者は、減損の兆候の判定及び認識を行うに当たり、必要に応じて 第25条に規定する減損対象資産の利用計画及び前条に規定する減損対象資産 の利用状況等を勘案するものとする。



## (意見 46) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について②

減損会計では、法人化時点と各決算期末日時点の比較にて、土地の市場価格が 50%以上下落した場合に原則として土地の簿価を市場価格まで切り下げを要求している。青森県は、ここ十数年間において土地の市場価格が下げ止まらない状況が続いており、青森公立大学の土地も減損リスクにさらされている。この点、青森公立大学が所在する地域は、それほど土地価格が下がっておらず、現状での減損の兆候はないものと思料された。

大学の土地価格下落についての減損判定として、毎年、市から固定資産評価額情報を入手し、確認をしているとのことである。しかし、その判断過程は決算資料として残っていなかった。

地方独立行政法人会計基準では、大学の土地と地価が連動する地点を会計方針として決定し、該当地点の法人化時点の地価と、毎決算における地価を比較し下落率を調査し減損を判定することを求めている。大学として地方独立行政法人会計基準に則った減損会計の検討を確実にしていることを疎明するため、また、減損担当者が変わった場合にも適切な減損判定を行い得るように、一連の判定過程を文書として記録することを求めたい。

## No.3 給与支給事務、人事労務管理事務

### (指摘事項 44) 職員の社会保険料の算定誤りについて

常勤嘱託職員 3 名について、平成 30 年 9 月の社会保険料に係る標準報酬月額(給与額に基づく社会保険上の等級であり、この等級に応じて労使が負担する保険料が決定される)の定時決定に伴い、給与から控除される社会保険料の変更が本来は同年 9 月から行うべきだったが、一月遅れの 10 月から行われていた。その結果、9 月に常勤嘱託職員から天引きされる社会保険料が過少となっていた。

社会保険料の控除額の変更が平成 30 年 10 月に行われた経緯は、常勤嘱託職員 3 名が平成 29 年度は臨時職員として勤務しており、臨時職員の給与支給は当月末締め翌月 21 日支払いのため、平成 29 年度は 10 月に社会保険料の控除額の変更が行われていたが、平成 30 年度は常勤嘱託職員として勤務しており、常勤嘱託職員の給与支給は当月末締め当月 21 日支払いのため、本来は 9 月に社会保険料の控除額の変更が行われるべきところ、前年度の社会保険料の控除額の変更時期を踏襲してしまったためである。令和元年においても、常勤嘱託職員 1 名、教育担当特別教授 1 名について、社会保険料に係る定時決定に伴う社会保険料の控除額の変更時期を誤っており、天引きされる社会保険料が過少となっていた。

平成 30 年度の社会保険料に係る誤謬は 10 千円と金額こそ多くはないものの、給与計算事務は職員との信頼関係や、社会保険料が公的制度に基づく納付であることに鑑みれば、ミスがあってはならない業務領域である。今後は、システムで自動的に随時改定のフラグが立つような設計にす

るとともに、担当者間で情報を共有し複数人の実質的なチェック体制を設ける等の内部統制の強化を求めたい。

#### **(意見 47)業績連動賞与の導入について**

青森公立大学の職員・教員に対する賞与は、基本給等の基準額に対して、所定の支給率を乗じた額を支給しており、個人別の業績や貢献度に応じた業績係数は採用していない。現状の運用では、教職員が革新的な研究や事務効率の著しい向上等の優れた業績を残したとしても、また、業務で重大なミスをしたとしても懲戒処分等を受けない限りにおいては、横並びの支給率にて一定の賞与が支給される運用となっている。業績連動賞与を採用することで、職員・教員の職務成果責任を明確にし法人の目標達成への意識付けを図ることや、評価に対する客観性が増すことによるモチベーション向上が期待される。

現状、大学として既に業績連動賞与採用の検討を行っており、今後の導入を見込んでいるとのことであった。そもそも公立大学法人制度は、民間的な発想を公立大学運営に取り入れることを目的の一つとしている。業績連動賞与は、民間企業において拡大傾向にあり、設立団体である青森市においても採用している方法であることから、早期の業績連動賞与採用が望まれる。

### **No.4 支出にかかる事務**

#### **(意見 48)1人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について**

大学では公立大学法人青森公立大会計規程において、別に定める場合に該当するときに随意契約を行うことが認められており、その具体的内容を公立大学法人青森公立大学契約事務規程(以下この項で「契約事務規程」という。)に定めている。

ここで大学は、外国雑誌の購入(年間購読料)2,172千円について1人からの見積書を徴する随意契約の方法によっているが、契約事務規程のどの場合に該当するかについて文書化が行われていない。また契約事務規程では、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴するものとするが、契約に係る予定価格が同規程に定める金額の10分の1に相当する額を超えない契約をする場合又は特別な理由がある場合は、1人から見積書を徴することができる定められているが、どのような理由で1人からの見積書を徴することにしたのかについての文書化も行われていない。

この外国雑誌の購入に関しては、この業者が当該雑誌の総代理店であることから1人から見積書を徴する随意契約を行ったとのことであるが、契約事務規程上のどの場合に該当するのか、どのような理由によるのかについて文書化し、その妥当性を検討した証跡を残しておくべきである。

## No.5 収入にかかる事務

### (意見 49) 後援会から受け入れた負担金の消費税区分について

大学を支援する組織として青森公立大学後援会(大学とは別個の人格なき社団。以下、後援会とする)があり、後援会事務局は大学内に設置され、後援会の事務作業は大学の臨時職員 A 氏が大学業務と並行して行っている。後援会から大学に対して、下記覚書に基づき A 氏の年俸相当額 145 万円が支払われている。平成 29 年度までは後援会職員が後援会事務作業を行っていたが、平成 30 年度から大学職員が事務作業を行う形態となったとのことであった。

(覚書 抜粋)

(事業内容)

第 1 条 大学は、後援会の事業運営について、次に掲げる支援を行う。

(1) 後援会事務局の大学事務局内への設置場所等の提供

(2) 後援会事業運営に係る人的支援

(経費の負担)

第 2 条 上記支援に係る経費のうち、大学が雇用する臨時職員 1 名の人件費については後援会が負担するものとする。

大学は、後援会から収受した 145 万円の経理処理として「勘定科目:雑益 消費税区分:不課税売上」としているが、課税売上に該当するものと思料される。

論点となるのは、大学が収受した収入が、以下、消費税基本通達 5-5-10 に定める「給与負担金」の受入に該当するか否かである。給与負担金に該当する場合には不課税売上となるが、該当しない場合には課税売上となる。

(消費税基本通達)

5-5-10 事業者の使用人が他の事業者に出向した場合において、その出向した使用人(以下 5-5-10 において「出向者」という。)に対する給与を出向元事業者(出向者を出向させている事業者をいう。以下 5-5-10 において同じ。)が支給することとしているため、出向先事業者(出向元事業者から出向者の出向を受けている事業者をいう。以下 5-5-10 において同じ。)が自己の負担すべき給与に相当する金額(以下 5-5-10 において「給与負担金」という。)を出向元事業者に支出したときは、当該給与負担金の額は、当該出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱う。

基本通達では、「出向」に基づく給与負担金受入について不課税売上として取り扱う旨が記載されている。類似事例の判例 (<http://www.kfs.go.jp/service/JP/77/29/index.html>) によると「出向とは、出向元との関係でも出向先との関係でも雇用関係に基づき勤務する形態」と定義しており、当事例に当てはめた場合、A氏と後援会の間に出向契約、雇用契約はなく、A氏はあくまでも大学職員でありフルタイムで後援会業務を実施しているわけではないこと、収受した金員には覚書にいう「後援会事務局設置場所等の提供」も含まれていると解釈されることから、A氏に出向の事実は認められず、大学の受け入れた負担金は基本通達のいう給与負担金には該当せず、後援会に対する業務受託と解釈のうえ、消費税上の課税売上に該当するものと思料される。

今後の関係各者と協議のうえ、平成30年度における税務申告の修正を検討すること、次年度以降において、消費税負担軽減のためにA氏と後援会との間で実質的な雇用契約を結ぶこと等が求められる。

## No.6 寄附金受入にかかる事務

### (指摘事項 45) 固定化寄附金の早期使用について

青森公立大学の平成31年3月31日時点の貸借対照表において、「負債項目：寄附金債務」が8,000,000円計上されている。寄附金債務とは、寄附者がその寄附金の用途を特定した場合に、大学が寄附者の意向に沿った使用をすべきある種の義務を表す負債(債務)勘定であり、寄附金の利用にしたがって寄附金債務が取り崩されることとなる。計上されている寄附金債務8,000,000円の内容は、下表のとおりである。

【表 平成31年3月末 寄附金債務明細】

No	寄附者	寄附年月日	金額	寄附目的(特定用途)
1	団体A	平成21年12月2日	2,000,000円	大学教育振興のため
2	団体A	平成23年3月8日	2,000,000円	大学教育振興のため
3	団体A	平成24年1月30日	2,000,000円	大学教育振興のため
4	団体A	平成25年1月22日	2,000,000円	大学教育振興のため
合計			8,000,000円	-

(出所:奨学寄附金申込書より監査人作成)

寄附金は団体Aより平成21年～平成25年の4回に分けて各2,000,000円を受け入れたものである。監査時点(令和元年12月)で、寄附金債務が全額8,000,000円残存しており、このことは、寄附の最初の受入時点である平成21年12月から起算して約10年間にわたり寄附金が使用されずに大学の現預金として眠っていることを意味する。

今回、寄附者が特定した使途をみると「大学教育振興のため」としており、大学側にその活用方法を広く任せている。それにも関わらず、約 10 年間もの長期にわたり寄附金を活用していなかった事実は、寄附者が教育振興のために有効に利用してほしいとする期待を裏切っているとも捉えられかねない。また、約 10 年間使用しなかったことで、より良い教育を学生に提供する機会を失っているとも考えられる。当寄附金により、奨学金制度の充実や、図書の充実、設備環境の整備等の様々な事柄に還元できる機会を持ちながら行ってこなかった事実は残念である。このような事態の原因として、大学として特設寄附金の利用計画を設定していなかったことも大きい。「公立大学法人青森公立大学奨学寄附金規程」によれば「第 7 条 奨学寄附金について使途が特定された場合は、当該使途に従い奨学寄附金を使用するものとする」としており、今後は大学側で利用計画を都度設定し、早期に寄附金を活用することを求める。

#### **(意見 50) 寄附金募集機会の拡充について**

前述「第 1 章 2 (2) 行政サービス実施コスト計算書」に記載したとおり、平成 30 年度における青森公立大学の行政サービス実施コストは約 6 億円と、その運営には多くの市税等が投入されている。

少子高齢化や人口流出による税収入の減少や社会保障関連経費の増加により地方財政が厳しい中、公立大学法人化を契機として、民間的な発想に基づく外部資金(競争的資金、寄附金、受託研究受託、施設使用料等)の獲得が期待されている。青森公立大学においても例外ではなく、公立大学法人青森公立大学第 2 期中期目標(以下、中期目標という)における「第 4 経営・財務内容の改善に関する目標」において、「産学官金・各種団体等との連携による外部研究資金、奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。」と外部資金の獲得推進を目標としている。

青森公立大学における外部資金の一つである寄附金の過去 3 年の受入状況は、平成 30 年度において 0 件、平成 29 年度において 1 件:1,500 千円、平成 28 年度において 1 件:1,500 千円と推移しており、その受入は少ない。この理由として、寄附金にかかるインターネット等におけるオープンな募集はなく、寄附者から申出があった場合に寄附を受け入れるといった体制であることから、市民や卒業生の寄附金窓口への到達が困難であることが考えられる。

公立大学法人への寄附金は、個人及び法人にとって税法上の優遇措置が認められており、大学の発展を望む卒業生・在校生(保護者)・市内関係者のなかには、寄附窓口が明確に存在するならば実際に寄附を行う者の存在も十分想定される。今後は、中期目標に定める外部資金の獲得推進を図るために、他公立大学の事例を参考にホームページにて寄附窓口を設けること、後援会や同窓会において寄附の募集を働きかけること、授業料納付書に寄附のお願いを同封すること、入学式・卒業式といった式典で寄附を呼びかけるといった、大学側からの働きかけ強化を求める。

## No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務

青森公立大学は、地方独立行政法人法第 34 条第 1 項、地方独立行政法人法施行細則第 9 条に基づき、平成 30 年度行政サービス実施コスト計算書を作成、青森市市長に提出し、承認を受けているが、以下(指摘事項 46)～(指摘事項 49)のとおり多数の誤りがみられた。

誤謬修正前後の行政サービス実施計算書は下表のとおりと推定され、結果として約 19 百万円の行政サービス実施コストの過少計上が発見された。

### 【修正前後 平成 30 年度 行政サービス実施コスト計算書】

(単位:円)

項目	【修正前】	【修正後】	差額	差額要因
I 業務費用				
(1) 損益計算書上の費用	1,349,735,052	1,349,735,052	0	
(2) (控除) 自己収入等				
授業料収益	△ 718,705,158	△ 718,705,158	0	
入学金収益	△ 82,179,200	△ 82,179,200	0	
検定料収益	△ 14,522,400	△ 14,522,400	0	
雑益	△ 29,400,419	△37,758,132	△8,357,713	(指摘事項 46)
その他	△ 1,607,755	△2,243,859	△636,104	(指摘事項 47) (指摘事項 48)
小計	△ 846,414,932	△855,408,749	△8,993,817	
(1) + (2) 業務費用合計	503,320,120	494,326,303	△8,993,817	
II 損益外減価償却等相当額	153,510,636	153,510,636	0	
III 引当外賞与増加見積額	△ 2,631,264	△ 2,631,264	0	
IV 引当外退職給付増加見積額	△ 39,747,598	△11,747,598	+28,000,000	(指摘事項 49)
V 機会費用	1,000,354	1,000,354	0	
VI 行政サービス実施コスト	615,452,248	634,458,431	+19,006,183	

地方独立行政法人会計基準には、重要性の原則が定められており、また、会計慣行からも利害関係者に重要な影響を与えない場合には、財務諸表の軽微な誤謬は修正せずとも許容されるものと解するが、行政サービス実施コスト計算書は市民等が負担するトータルコストを表示する財務諸表であり関心が高いものと思料されること、「(指摘事項 49)引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて」は、誤りの金額的影響も多大であると思料されることから、遡及修正を視野に入れた対応を求めたい。

#### **(意見 51) 会計職員のローテーション頻度について**

そもそもとして、地方独立行政法人会計基準は複雑な会計基準であり、高度な会計知識を要する分野であるといえる。ここ数年は会計担当職員の配置替えが行われているが、今後同様の誤りを防止するためにも、会計担当職員の配置について検討が必要と思われる。

#### **(指摘事項 46) 民間団体からの助成金の処理誤りについて**

行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担をしているトータルコストの計算書をいい、その構造は発生したコストから、大学が自らの努力で獲得した自己収入を控除して算定される。

大学は、平成 30 年度において民間団体である公益財団法人青森学術文化振興財団から 8,357,713 円の助成金を受けているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。地方独立行政法人会計基準において国又は地方公共団体から交付された補助金等について自己収入ではない旨が定められているものの、民間団体から受け入れた助成金については自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。

#### **(指摘事項 47) 資産見返寄附金戻入の処理誤りについて**

大学は、平成 30 年度において、初めて行った図書の除却分として収益項目：資産見返寄附金戻入 629,540 円が発生しているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。資産見返寄附金戻入とは、寄附金を財源に購入した固定資産の減価償却費に対応する収益項目であり、いわば受け入れた寄附金を受入時ではなく、将来にわたって収益計上するための勘定科目である。地方独立行政法人会計基準において寄附金収益は当然に自己収入とされており、同様の性質を持つ資産見返寄附金戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。

#### **(指摘事項 48) 資産見返授業料戻入の処理誤りについて**

大学は、平成 30 年度において、初めて行った図書の除却分として収益項目：資産見返授業料戻入 6,564 円が発生しているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。前資産見返授業料戻入とは、授業料を財源に購入した固定資産の減価償却費に対応する収益項目であり、いわば受け入れた授業料を受入時ではなく、将来にわたって収益計上するための勘定科目である。地方独立行政法人会計基準において授業料収益は自己収入とされており、同様の性質を持つ資産見返授業料戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。

#### (指摘事項 49) 引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて

行政サービス実施コスト計算書にて「IV引当外退職給付増加見積額」として△39,747,598 円を計上しているが、誤っており、正しくは△11,747,598 円(概算値)(△39,747,598 円 - 28,000,000 円)であった。

「IV引当外退職給付増加見積額」とは、将来の退職金が設立団体から支払われることとなる出向者や、退職金が運営費交付金により措置される者の対象年度における退職金増加見積額をコストとして認識する項目である。地方独立行政法人会計基準上、これらの者の退職金増加額は、将来的に大学が負担しないため損益計算書上の費用とはならないが、該当職員が大学に所在した結果、将来的に設立団体(青森市)から支給される退職金が増加するため、その増加分を行政サービス実施コストとして認識しているものである。具体的な例を示すと、×1年4月に青森市から大学へ出向した職員 Z が×2年3月末に青森市に戻った場合、×1年3月末に将来支給される予定の退職金が1,000千円、×2年3月終わりに将来支給される予定の退職金が1,500千円であると仮定すると、×2年3月期の一年間で市民等が負担している行政サービス実施コストは500千円(=×2年3月末:1,500千円 - ×1年3月末:1,000千円)となり、この額を「IV引当外退職給付増加見積額」へ記載することとなる。

大学は、平成29年度まではこのように算定していたが、平成30年度において、算定するワークシートに2名の出向職員の退職金の計上を失念したことで「IV引当外退職給付増加見積額」が過少計上となっていた。具体的には、青森市からの出向職員2名の平成30年度における退職金コストは、平成31年3月31日時点の退職金見込額から、平成30年4月1日における退職金見込額を差し引いた額(平成30年度中に増加した退職金見込額)とすべきところ、大学では平成31年3月31日時点の退職金見込額を0円とした結果(計上を失念)、平成30年4月1日における退職金見込額の全額がマイナスのコストとして計上されていた。前段の職員 Z の例でいえば、×1年3月末の退職金支給予定額1,000千円のマイナス値の△1,000千円がコストとして計上されていたこととなる。

この誤りにより、行政サービス実施コスト約28百万円が過少計上となっていた。

## No.8 情報管理にかかる事務

### (意見 52) パスワードの管理に関する規定の整備について

青森公立大学は保有する個人情報に対する情報システムにおける安全の確保等に関して、「青森公立大学保有個人情報保護管理要綱」において、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとするとしている。また、この措置を講ずる場合には、パ



パスワード等の管理に関する規定等の整備及びパスワード等の読取防止等のために必要な措置を講ずるとも定めている。

これに対し大学では、パスワード等の管理に関する規定等を整備していない。情報セキュリティ対策に関して大学では、「公立大学法人青森公立大学セキュリティポリシー」及び「公立大学法人青森公立大学セキュリティポリシー実施手順（以下この項で「セキュリティ実施手順」という。）」を整備しているが、パスワード等の管理に関してはセキュリティ実施手順において「重要な情報はパスワードを設定し管理する。」「パスワード管理を徹底する。」という記載を行うのみであり、具体的な記載とはなっていない。これは、大学で保有する重要な個人情報を扱う情報システムは、外部のインターネットとは物理的に切り離しており、情報の盗難や漏えい等のリスクが低いからであるが、人的要因による情報漏えいの観点から、パスワード設定のルールや、更新期限の設定等も含めたパスワードポリシーを設定し規定化すべきである。

#### **(意見 53) USB メモリの管理について**

青森公立大学では、データの受渡し等を行うため USB メモリを所有しているが、管理簿による管理は行っていない。また、USB メモリの取扱いについてはセキュリティ実施手順において「出所不明な USB メモリは使用しない。」「パソコンに USB メモリを接続する場合には、USB メモリ内のウイルス検索を行う。」といった記載が行われているのみである。

USB メモリは、小型、軽量、大容量であり、パソコンに接続が容易であること等のメリットがあるため利用されることが多いが、小型軽量であるがため紛失しやすく、他の者の PC でも容易に読むことができる等のデメリットも多い。また、紛失等により個人情報が流失した場合には、重大な責任問題に発展することもある。さらに、ウイルス検索ソフトのウイルスパターンファイルが最新のバージョンのものでなかった場合には、ウイルスに感染する恐れもある。これらのリスクに鑑みれば基本的には USB メモリの使用は控えるべきであると考えるが、使用せざるを得ない場合には大学としての管理をより厳密にする必要がある。大学で保有する重要な個人情報を扱う情報システムは、外部のインターネットとは物理的に切り離しており、情報の盗難や漏えい等のリスクが低いからであるが、人的要因による情報漏えいの観点から USB メモリは大学所有のもの以外は認めない、施錠できる場所での保管、管理簿による管理（貸出、返却の記録、定期的な棚卸等）、使用された USB メモリからのデータ消去の確認等を規定化し、運用していくことが必要である。

## No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務

### 1. 国際芸術センターの概要

青森公立大学国際芸術センター青森(以下、芸術センターとする)は、時代を担う新たな芸術環境の場として、さまざまな芸術創作や鑑賞の機会を提供するとともに、芸術作品の作り手であるアーティストと学生や市民との多様な交流を図りながら、青森市独自の新しい芸術文化を築き上げることを目的として平成 13 年 12 月に青森市が設置した。その後、平成 21 年度の青森公立大学の公立大学法人化に伴い、大学の附属機関として青森市から青森公立大学に移管されたことから、大学機関としての新理念及びそれに基づくポリシー、具体的な事業を定め取り組んでいる。

芸術センターは、大学構内奥の森の中に所在しており、外観は以下の写真のとおりである。

(写真 1) 芸術センター入り口



(写真 2) 芸術センター中央広場①



(写真 3) 芸術センター中央広場②



(写真 4) 監査時の展覧会等の様子



芸術センターの事業は、国内外のアーティストを招いたアーティスト・イン・レジデンスプログラム<sup>2</sup>を中心とした展示発表の他、アーティスト自身や専門家によるセミナーやシンポジウム、市内の小中学校の生徒や市民を招いての創作活動を体験することができるワークショップの実施等の様々な芸術創作や鑑賞の機会を提供している。また、大学教育との関連としては、芸術科目「美と価値(座学)」、「芸術の創造(デッサン実技)」(教養科目)の講義実施に加え、「大学基礎演習(1 年次

<sup>2</sup> アーティスト・イン・レジデンスプログラム・・・各種の芸術制作を行う芸術家を一定期間招集し、芸術センター内の宿泊施設に滞在しながらの作品制作を行わせる事業。アーティストは作品制作のみならず、日用品の買物やリサーチのための小旅行を通じて多くの地元の人と触れ合い、各種の影響を与えることが期待されている。

必修科目)」や地域みらい学科ゼミのフィールドワークの場としての活用や、学生の課外活動として「芸術サークル」(現在 9 名加入)の利用、その他、定期的実施される展覧会等へ学生を誘導や展覧会受付のアルバイト採用、ラウンジ等を授業間の休憩の場として提供することで芸術に直接触れさせる教育の場として活用を図っている。

## 2. 芸術センターの来場者数

平成 29 年度、平成 30 年度における芸術センターの来場者・利用者実績は下表のとおり、平成 29 年度は 10,409 人、平成 30 年度は 7,260 人であった。

### 【芸術センター 来場者・利用者実績】

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
展覧会等入場者	6,519 人	3,886 人
展覧会等交流プログラム(ワークショップ/レクチャー)	571 人	477 人
芸術講座(ワークショップ/レクチャー)	92 人	40 人
製作ボランティア(市民、学生と芸術家の共同制作)	0 人	91 人
教育プログラム(市内小学生の創作体験)	1,161 人	1,471 人
施設利用(創作棟、宿泊棟、展示室)	1,662 人	1,086 人
その他施設見学	404 人	209 人
合計	10,409 人	7,260 人

(出所: 大学作成資料から監査人作成)

### 【平成 30 年度 展覧会等別 入場者】

会期	プログラムタイトル	来館者
H30 4/28～6/17	多田友充展「TADA TOMOMITU」	1,780 人
	ヴィジョン・オブ・アオモリ vol.16 柿崎真子展〈Part1〉	
	ヴィジョン・オブ・アオモリ vol.16 柿崎真子展〈Part2〉	
H30 7/28～9/9	アーティストインレジデンス「未完の庭、満ちる動き」 ・堀川すなお ・鈴木基真 ・サヒル・ナイク ・ガブリエルマンガノ&シルヴァーナ・マンガノ	1,310 人
H30 10/27～12/9	アーティストインレジデンス「〇動」 ・盛圭太 ・山下彩子 ・クイン・ヴァントユ ・ジョリー・モク ・ジョズエ・マトス	796 人
	合計	3,886 人

(出所: 大学作成資料から監査人作成)

### 3. 芸術センター単体の収支計算

青森公立大学では芸術センター単体のセグメント収支計算は行っていない。そこで、監査人が芸術センター単体の収支計算書を作成したのが下表である。具体的な作成方法としては、大学全体の会計データから、芸術センターに直接紐づく収支を集計してもらい、人件費・光熱費等の間接費を推定配賦することにより算定した。当収支計算には、減価償却費や退職給付引当金繰入額等の非現金費用は含んでいない。

【平成 30 年度 芸術センター収支計算】

(単位:円)

収入		
項目	金額	主な内容
施設貸出料収入	376,850	宿泊棟利用収入等
補助金・助成金	2,100,000	文化庁補助金
受取保険金	765,720	-
<b>収入 合計金額</b>	<b>3,242,570</b>	-

支出			
項目	金額	主な内容	
直接経費(事業)	消耗品費	1,426,468	展覧会等開催に係る消耗品
	通信運搬費	699,117	-
	広告宣伝費	6,956,136	展覧会等に係る記録集作成
	報酬・賃金	1,505,040	臨時職員給与
	委託料	12,632,833	アーティストへの展覧会等開催委託
	翻訳料	764,240	-
	車輛借上代	1,741,480	借上バス代
	その他	939,475	
<b>小計金額</b>	<b>26,664,789</b>	-	
直接経費(管理)	消耗品費	870,335	-
	通信運搬費	304,192	-
	燃料費	3,483,324	灯油代
	委託料	5,250,000	施設管理業務委託
	施設維持修繕費	1,001,268	展示室壁面塗装
	施設維持管理経費	625,320	-
	その他	1,393,379	-
<b>小計金額</b>	<b>12,927,818</b>	-	
推定間接経費	人件費 学芸員	15,000,000	3名×500万円 (社会保険料含む)
	人件費 専任事務職員	1,500,000	1名×150万円 (社会保険料含む)
	人件費 専任技術員	3,500,000	1名×350万円 (社会保険料含む)
	人件費 兼務管理者	2,500,000	1名×750万円×1/3(推定関与比率) (社会保険料含む)
	電気代 水道代	3,325,000	全体の電気料 5,200万×5% 全体の水道料 1,450万×5%
<b>小計金額</b>	<b>25,825,000</b>	-	
<b>支出 合計金額</b>	<b>65,417,607</b>	-	

差引収支	<b>-62,175,037</b>
------	--------------------

芸術センター単体で、平成 30 年度の収入 3,242,570 円、支出△65,417,607 円であり、差引収支は△62,175,037 円と算定された。

#### 4. 芸術センター運営にかかる提言

「2. 芸術センターの来場者数」に記載したとおり、平成 30 年度における芸術センターの来場者・利用者数は 7,260 人であり、「3. 芸術センター単体の収支計算」に記載したとおり、平成 30 年度における芸術センターの支出は 62,175,037 円であるため、来場者・利用者一人当たりのコストは 8,564 円と計算される。

平成 30 年度 芸術センター 来場者・利用者一人当たりコスト	8,564 円
---------------------------------	---------

確かに、芸術を通して市民が心豊かに生活できる社会形成のために、芸術センターの存在意義は認められるし、市内の小学校生徒や市民を招いての創作活動を通じて大きな地域貢献を果たしていることも事実である。また、当学は経済・経営・商学系の大学であるものの、学生に芸術に触れる機会を提供することで、広い視野と深い教養を学生に与えることの重要性も理解できる。

一方で、来場者・利用者の一人当たりコスト 8,564 円という数値は直感的に高額であると感じるし、他自治体がインターネットにて公開している公共施設コスト計算書によると、美術館の利用者一人当たりのコストは「A 美術館:2,063 円」「B 美術館:1,274 円」「C 美術館:3,595 円」「D 美術館:400 円程度」といずれも芸術センターとの比較で半分以下、低額であった。もちろん、芸術センターは大学施設の一部であり、温度・湿度管理ができるギャラリーを有し、他館から誰もが知る名画等を借りて企画展等を実施することができる正式な美術館ではないものの、主要な事業が展覧会等開催であることから他自治体美術館の例は参考指標とはなり得ると考える。

地方財政が逼迫するなか、市から措置される運営費交付金も将来的に減少が見込まれており、今後、芸術センターの運営をより効率的かつ効果的、経済的に実施する必要があると考える。そのための提言を以下に行う。

#### (意見 54) 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について

公共的な施設の有効性を検証するためには、来場者数やアンケート結果に基づく事業効果を把握し、生じたコストと比較することが求められるが、青森公立大学では、芸術センター単体でのセグメント情報の作成・開示は行っておらず、その損益・収支状況は不透明であるため、発生したコストに基づく適切な評価を行えない状況にあるといえる。

地方独立行政法人会計基準(以下、当意見において会計基準とする)では、セグメント別の損益等の開示を求めているものの、現状の大学の会計方針として、大学全体を単一のセグメントと判断し、芸術センター単体でのセグメント設定・開示は行っていない。会計基準注解 37 では「公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。」と規定している。

ここで、大学全体を「芸術センターセグメント」と「教育・研究を行う大学セグメント(芸術センター以外の部分)(以下、大学セグメントとする)」とに分けるとする。公立大学法人化前に、青森公立大学と芸術センターは分離していたことから、会計基準注解 37 にいう「複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考」にする場合には、両者別のセグメントとして設定することが合理的と考える。また、大学セグメントは経済系の教育研究機関としての機能を果たし、芸術センターセグメントは芸術文化を作り上げることや芸術を通じて広い視野と深い教養を学生・市民に与える機能を果たしていることから、各セグメントを設けることは「施設の機能別」にセグメントを設定とする会計基準注解 37 と整合する。加えて、芸術センター単体の差引収支は、△62,175,037 円と大学全体の行政サービス実施コスト約 6 億円と比較した場合であっても金額的重要性が認められること、展覧会等は大部分を芸術センター単体で企画運営している事実からもその質的重要性が認められる。

以上より、両者別のセグメント設定を行うことが望ましいと考える。

#### **(意見 55) 芸術センターにおける自己収入の獲得について**

前掲にて来場者・利用者一人当たりコストが 8,564 円と高額であることを問題視しているが、一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センターにおいて自己収入を獲得することがあげられる。

芸術センターでは前述「2. 芸術センターの来場者数【平成 30 年度 展覧会等別 入場者】」に記載した展覧会等を実施しているが、入場者から入場料は徴収していない。この理由としては「芸術センターには敷地内の森の散策に訪れたり、大学に来たついでに寄る来館者も多くあり、入場料を設定することによって、そのような展覧会に対する期待値の低い来館者が来なくなる可能性があること」をあげているが、高額な来場者・利用者一人当たりコストを勘案した場合に、やはり入場料の徴収を検討すべきではないだろうか。受益者負担の原則から、特にその利益を受ける者(入場者)が一定割合の負担を行うべきと考える。また、公共の美術館で入場料を徴収しないケースは少数派にあると思料される。

その他、大学は入場料を徴収しないとする根拠を、チケット印刷や現金管理等のコストが増すためとも説明しているが、現状でコストに対する分析・検討文書はないため、早期にコストの分析・検討の実施を行うことを求めたい。

どうしても入場料徴収が難しいと判断する場合には「(意見 50) 寄附金募集機会の拡充について」とも関連するが、展覧会等入場者に対して寄附を求めること、入場料を寄附制とするといった事項も検討されたい。

### (意見 56) 芸術センターにおける支出の抑制について

一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センターにおける支出を低減させることがあげられる。以下に広告宣伝費の削減について意見を述べるが、その他についても芸術センター全体で今一度削減可能なコストの有無についての検証を求めたい。

#### 広告宣伝費について

芸術センターでは芸術センターの広告宣伝を目的に、各展覧会等の記録集及び年度報告書(以下、記録集等とする)を作成し、市内の中学校・高校、全国の美術館・美術大学・アーティスト等の関係各者へ無料で配布を行っている。記録集等を読んだ者がインフルエンサーとなることによる宣伝効果を狙ったものだ。平成 30 年度の記録集等作成状況は下表のとおりであった。

【表 平成 30 年度 記録集作成状況】

No	プログラムタイトル	記録集 作成部数	記録集 作成コスト(*1)	記録集 一部あたりコスト
1	多田友充展「TADA TOMOMITU」	200 部	1,166,400 円	(*2)5,832 円
2	ヴィジョン・オブ・アオモリ vol.16	500 部	379,404 円	759 円
3	夏アーティストインレジデンス「未完の庭、満ちる動き」	1,000 部	1,509,689 円	1,510 円
4	秋アーティストインレジデンス「○動」	1,000 部	1,605,629 円	1,606 円
5	芸術センター年度報告書	1,000 部	1,466,000 円	1,466 円
合計			6,127,122 円	

(出所:大学提出データから監査人作成)

\*1 記録集作成コストは、印刷委託費・写真撮影委託費・翻訳料の合計値である。編集を行う職員人件費は含まない。

\*2 一部あたりコストが他記録集より多額である理由は、当初 1,000 部の発行を予定していたが、アーティストからの要望により配布することを中止したため、200 部の作成に留めたことによる。

記録集は高品質なものであり(イメージとして書店で売られている美術書・写真集と同様の品質)、平成 30 年度は記録集等の作成に 612 万円、一部あたりコストも「No1」は 5,832 円、「No2」は 759 円、「No3,4,5」は 1,500 円前後となっており、この他、編集を行う職員人件費も発生していることから記録集等に相当なコストが費やされていることがわかる。確かに、全国の美術館やアーティスト等へ向けて芸術センターの情報を高品質な媒体で発信することは、芸術センターのプレゼンス向上に大きく寄与し、集客面や、良質なアーティストの招集が可能となるといったメリットも多分に認められるところではある。一方で、過年度より記録集による宣伝を続けているにも関わらず、来場者一人当たりコストが 8,564 円と高額である現状は、コストに見合った宣伝効果が得られていないことを示しているともいえる。大学には今一度、記録集等を作成することによる効果を検証してほしい。

また、記録集等の配付部数は作成部数の半数程度に留まり、残存分は芸術センターで保管し、個人の要求に基づき無料で進呈しているとのことであるが、記録集等は書店で売られているレベルの品質であり、コストも相応に発生している。このようなケースでは、個人から原価相当額を徴収すべきである。併せて、適切な作成部数の検証も望まれる。

その他、前表「No1」の記録集等については、作成はしたもののアーティストの要望により配布を行っていないことから 1 冊あたり単価が 5,832 円と高額になっている。このことは、計画外の事象が発生したことにより無駄なコストが生じたことを示唆する。今後は、記録集配付について合意することを展覧会等への参加条件とすることや、事前にアーティストと密にコミュニケーションをとることにより、記録集等の配付が行えない場合は事前に記録集作成を中止するといった対応を求めたい。

### (意見 57) 芸術センターにおける利用者増加への取組について

一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センター利用者を増やすことが考えられる。利用者増加施策について以下 3 点意見を述べる。

#### i 展覧会等の対象者について

平成 30 年度における展覧会等の記録集を閲覧した限り、いずれの展覧会等も実験的・前衛的な内容であるとの感想を持った。

展覧会等入場者数は「2. 芸術センターの来場者数【芸術センター 来場者・利用者実績】」に記したとおり、平成 29 年度:6,519 人、平成 30 年度:3,886 人と平成 29 年度に多数の者が来場していることがわかる。この理由としては、平成 29 年度において幼児・小学生が遊べる遊具型の作品の展示を行っており、親子連れの来場が多数あったためとのことである。全市民に芸術に親しんでもらうという芸術センターの目的に鑑み、今後集客を見込める幼児・親子連れ向けの展覧会等の開催を年に一回程度でも加えることにより、利用者増加を見込むことは有効であるものとする。



## ii 広告宣伝について

平成 30 年度の芸術センターにおいて、最もコストを費やしている広告宣伝方法が前述した記録集等の配付である。記録集等の配付は一定の広告効果があると考えられるが、その対象はあくまでも美術館やアーティスト等といった芸術方面への感度の高い者である。今回の監査で複数回現地へ行ったが、芸術センターの建物は安藤忠雄氏の設計であり開放的かつ洗練された空間であるとの印象を持った。今後、現在行っているWebや新聞・雑誌、地元局情報番組告知等の媒体の活用に加え、テレビ CM 等の様々な媒体の活用により、現状で芸術にあまり親しみのない者をターゲットにした広告戦略を展開し、一度来てもらうことで創作体験での小学生対象のリピーター対策に加え、リピーターとなってもらう等の方法の検討も一考であろう。

## iii 学生利用の促進について

芸術センター現地視察を実施したところ、学生があまり利用していないとの印象を持った。芸術センター中央広場にテラス席を多数設置して学生が休憩や食事をできるようにすることや、アーティスト・イン・レジデンスにより学内に滞在しているアーティストが講師となり単位付与型の集中講義を実施すること、その他芸術センター中央広場にて講義を行うこと(青空講義)等の検討により、学生にとって一層身近に感じられる芸術センターの利用が望まれる。